

議案第21号

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期多可町障がい福祉計画（
第1期多可町障がい児福祉計画を含む）の策定について

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期多可町障がい福祉計画（第1
期多可町障がい児福祉計画を含む）の策定について、多可町議会基本条例
(平成24年条例第23号) 第10条第1項第3号の規定により、議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉田一四

**第3期多可町障がい者基本計画
及び
第5期多可町障がい福祉計画
(第1期多可町障がい児福祉計画を含む)
【案】**



**平成30年3月
多 可 町**

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制	3
5 計画の推進体制	5
第2章 計画の基本理念・目標・視点	6
1 計画の基本理念	6
2 計画の基本目標	7
3 計画の基本的な視点	8
4 施策の体系	9
第3章 多可町における障がい者の状況	10
1 人口等の状況	10
2 障がい福祉サービス等の状況	14
3 アンケート調査（障がいの手帳をお持ちの人）	21
4 アンケート調査（事業所）	66
5 アンケート調査（関係団体）	70
6 アンケート調査（学校園）	72

第4章 施策の展開.....	76
1 啓発と理解の促進.....	76
2 地域における生活支援の充実	80
3 保健・医療サービスの充実.....	87
4 安心で安全なまちづくりの促進	91
5 就労の場の充実と支援体制の整備.....	94
6 ともに学び育つ教育環境の充実	98
7 まちとこころのバリアフリー	104
第5章 第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)	112
1 計画の期間	113
2 計画で定める事項.....	113
3 障害者総合支援法の概要.....	113
4 平成32年度に向けた数値目標の設定	115
5 障がい福祉サービス等の見込み量及び確保の方策	124
6 地域生活支援事業の充実.....	132
7 障がい児通所支援サービス等の見込み量及び確保の方策.....	146
資料編	148

今回の「元号改正」に伴い、本計画では便宜上元号表記を「平成」とし、
平成31年5月以降は新元号に読み替えていきます。



計画の概要

1 計画策定の趣旨

従来の障害者自立支援法が、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正施行され、障がい者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められ、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

深刻化している家庭や施設での障がい者に対する虐待を防ぐため、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、家庭や施設などで障がい者に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

障がい者への差別を解消するため、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、平成28年4月に施行されました。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

このように障がい者を取り巻く環境の変化が激しくなるなか、「第2期障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」が平成29年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や制度改正の方向を踏まえつつ、「第3期障がい者基本計画」及び「第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」を策定し、障がいのある人の生活を支えるための具体的な取り組みを明らかにします。

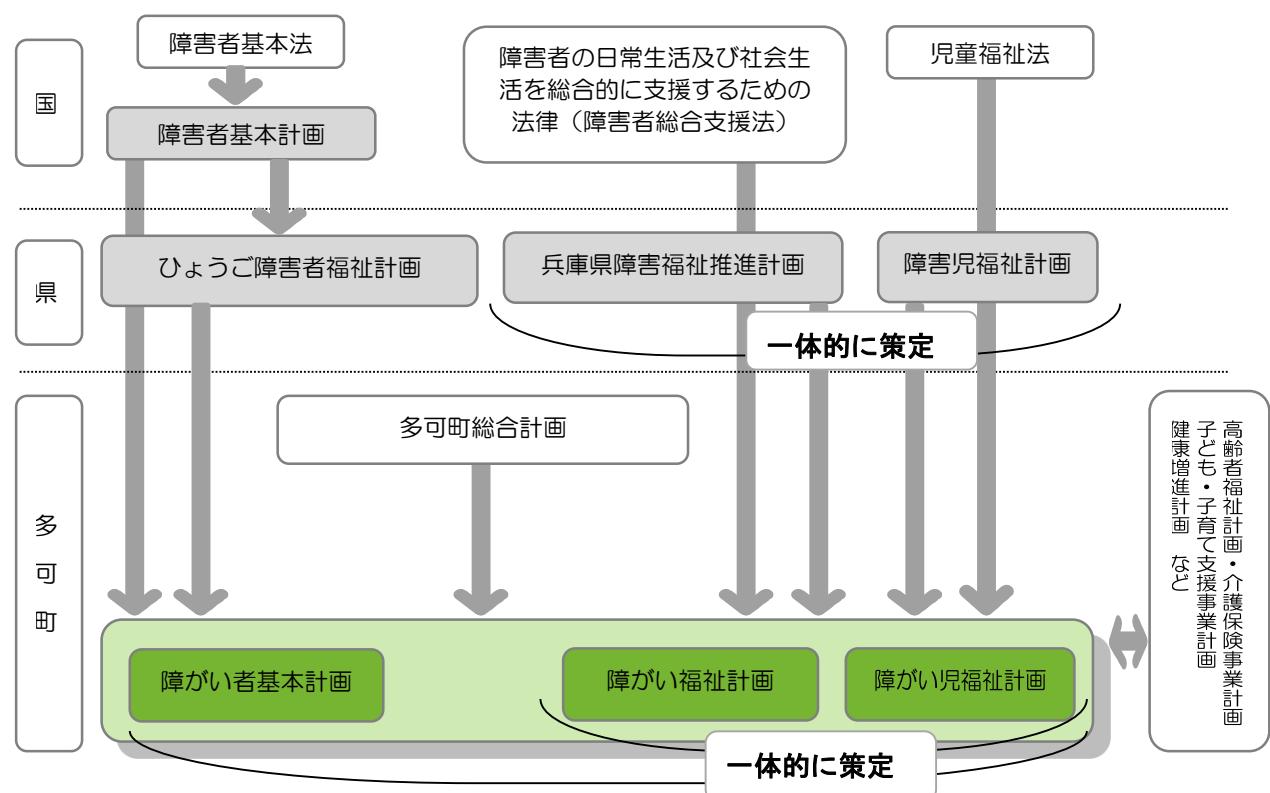
2 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定するものであり、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障がい福祉計画と一体的に策定するものです。

また、障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。平成28年の児童福祉法の改正により平成30年度から障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の作成が義務化されました。この児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」は障がい福祉計画と一体的に策定します。そして、成年後見制度の利用促進策の項目では、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画に相当するものとして策定します。

さらに、この障がい者基本計画は本町で策定している「多可町総合計画」を上位計画とし、「天たかく元気ひろがる美しいまち多可」という基本理念の実現に向け、関連施策との整合性を図りながら、施策の実現と基本目標の達成に向けて、「啓発・理解」「くらし」「しごと」「子育て・教育」「社会参加」の重点的な項目に再編し、それぞれの課題・今後の方針・具体策を明らかにするものです。

図 計画の位置づけ



3 計画の期間

障がい者基本計画は、平成30年度から平成35年度までの6か年を第3期計画期間とし、障がい福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年を第5期計画期間とします。

なお、障がい者関連施策の変化や、障がい者のニーズ、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

図 計画の期間



4 計画策定の体制

(1) 多可町障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定に係る検討部会の設置

計画を検証し、ともに作り上げる場として、「多可町障害者総合支援協議会計画検討部会」を設置し、重点項目や施策について審議を行いました。

この部会には、3障がいの当事者団体、支援者、教育、事業所、労働などの関係者に参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

(2) 障がい者団体、事業所、ボランティア団体などの意見交換

障がい者のための計画を作るうえで、障がい者自身の声や最前線で支援する方々の意見は欠かすことができません。

アンケート調査や意見交換では、それぞれの専門分野の課題や問題点だけでなく、障がい者施策全般にわたる意見をいただきました。

◆ 第1章 計画の概要

(3) アンケート調査の実施

計画策定に先立ち、下記の分類でアンケート調査を実施しました。

【障がいのある人の暮らしと福祉等についてのアンケート】

この調査は、「できるだけたくさんの人々に、この計画策定に関わってもらいたい」という思いから、多可町在住の障がい者手帳をお持ちの人すべてに配布し回収を行いました。実施期間は平成29年8月18日～平成29年9月4日で、調査方法は郵送による配布・回収です。

【事業所、関係団体、学校園の運営上の課題等についてのアンケート】

この調査も、「できるだけたくさんの事業所、関係団体、学校園に、この計画策定に関わってもらいたい」という思いから、多可町内に所在する事業所、関係団体、学校園、すべてに配布し回収を行いました。実施期間は平成29年8月18日～平成29年9月4日で、調査方法は郵送による配布・回収です。

分類	送付数	回収数	回収率
障がい者（児）	1,387	688	49.6%
事業所	21	19	90.5%
関係団体	12	10	83.3%
学校園	14	14	100.0%

5 計画の推進体制

この計画の各分野における課題は、多可町だけでなく近隣市町と連携して取り組むべきものから、町内の身近な課題として取り組むべきものまで様々です。

広域的な課題については、北播磨障がい福祉ネットワーク会議を北播磨5市1町で設置しており、①地域の関係機関のネットワーク構築、②障がい福祉サービスなどの公平性の確保、③相談支援に関する情報交換・情報共有、④地域資源の開発・改善、⑤障がい者の就労支援などについて協議を行っています。

身近な課題については、多可町福祉課が中心となることはもちろんですが、実施状況の検証・把握・点検については、多可町障害者総合支援協議会で協議していきます。これは、①各種の会議等により障がいのある人をたくさんの支援者で支えていく、②関係機関のネットワークを構築するという役割を担います。

この2点は、当計画の各種施策を推進していくうえで、とても重要なことです。「障がい者を大勢の支援者で支えることで、できなかったことができるようになった」「支援者のネットワークにより、色々な情報が得られ、困ったときにお願いできる先が増えた」など、支援者それぞれが個別支援とネットワークの必要性に気づくことが、協議会への第1歩です。

つまり、協議会を推進することが計画の推進にもつながるという意味で、この計画の推進体制の一翼を担うものとして位置づけます。

◆ 第2章 計画の基本理念・目標・視点



計画の基本理念・目標・視点

本計画は、「第2期障がい者基本計画及び第4期障がい福祉計画」の検証や各種団体との意見交換、アンケートの結果から把握した課題や問題点をふまえ、次の基本目標や基本的な視点を定めて策定します。

1 計画の基本理念

この計画は、ライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思で選択し、行動し、可能な限り自立した生活を創造するための「リハビリテーション」の理念と、障がいは単なる身体的又は精神的属性で誰もがその可能性を持つものであり、常に、障がいのある人もない人もともに生活できる社会こそが正常な社会であるという「ノーマライゼーション」の理念を基本理念とします。

また、障がいのあるなしや、それぞれの違いを超えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりをすすめ、障がいのある人が、住みなれた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できる「ユニバーサルデザイン」によるまちづくりを目指します。

2 計画の基本目標

みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる

『この計画は何のためにつくるんだろう？

この計画が推進されると多可町はどんなまちになるんだろう？

それは、きっと「みんなが笑顔で過ごせるまち」になるんです。』

そう言える町をつくりたいという思いを持ちながら、

「みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる」

という基本目標を掲げて第2期障がい者基本計画は進められてきました。

みんなが笑顔で

・・・「笑顔」は、人をしあわせにします。みんなが「平等」に「笑顔」になれるように。

みんなが住みたくなるまちを

・・・「笑顔」にはあつまります。みんなが「笑顔」のまちは、みんなが住みやすいまちです。

みんなでつくる

・・・みんなが主役です。障がいがあってもなくても、大人も子どもも高齢者も、みんなが参加し達成感を感じると「笑顔」が生まれます。

この思いは、今回の計画にも引き継ぐべきであると考えています。

第2次多可町総合計画において、「天たかく元気ひろがる美しいまち多可」という基本理念は前回計画から引き継がれているところであり、第3期多可町障がい者基本計画も「みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる」という基本目標を引き続き掲げることで調和を保ちながらすすめていきます。

引き続きこの計画も、すべての施策がその先にある「笑顔」につながり、すべての人がお互いを尊重し、支えあって暮らせるまちをつくることを目標とします。

◆ 第2章 計画の基本理念・目標・視点

3 計画の基本的な視点

基本目標を達成するために、次の視点をもとに「理解・啓発」「くらし」「しごと」「子育て・教育」「社会参加」という5つの分野に分けて、各施策を効果的に推進していきます。

(1) 「あたりまえ」の視点

「思いを伝える・伝わる」「新聞を読む」「テレビを見る」「働く」「行きたいところに行く」「学ぶ」「育てる」など、保障されていてあたりまえです。

計画の策定、そして推進していく上で絶対に忘れてはならない視点です。

(2) 「ともに」生きる、「ともに」支えあう

障がいやさまざまなハンディを持つ人があたりまえに社会に参加し、互いに支えあいながら、一人ひとりの人権を擁護し、より良い環境を育む社会の実現を目指し、地域で暮らししたいと望む人すべてが暮らし続けていくことができるような地域づくりを推進します。

(3) みんなで支える支援

障がいのある人が、希望する生活を自ら選択、決定し、住みなれた地域で可能な限り自立した生活を送るために、相談支援体制や各種サービスの充実は欠かすことができません。

そして、個々のサービスでは支援に限界があっても、たくさんの支援者が集まり支えあうことで課題の克服につながります。

支援者が協力し、「みんなで支える」視点を持ってこの計画を推進します。

(4) 一貫した支援

障がいを早期に発見し、支援を必要とする子どもや保護者への適切な相談・療育体制の充実を図ります。

そのために、福祉・保健・教育・就労などの関係課や関係機関との連携を一層強化し、一人ひとりの将来を見据えた、乳幼児期から就園、就学、就労、職場への定着に至るまでの一貫した支援体制の確立を目指します。

また、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージや障がいの特性に応じて、障がい者やその家族に対する一貫した相談支援体制の確立に努めます。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

みんなが笑顔で

みんなが住みたくなるまちを

みんなでつくる

『啓発・理解』
～ともに支えあい、
助けあう～

1. 啓発と理解
の促進

- (1) 障がい、障がい者への理解促進と啓発活動の充実
- (2) ボランティアの育成
- (3) 団体による啓発活動

『くらし』
～住みなれた地域
でいきいきと
くらす～

2. 地域におけ
る生活支援
の充実

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 関係機関のネットワークやみんな
で支える仕組み
- (3) 在宅支援のための各種サービスの
充実
- (4) 家族への支援の充実
- (5) 障がい者の拠点（居場所づくり）
の推進
- (6) 生活の場の確保
- (7) 経済的支援の充実

『しごと』
～おもいきり能
力を發揮しよう～

3. 保健・医療
サービスの
充実

- (1) 病気の予防と早期発見・早期治療
- (2) 療育システムの体制づくり
- (3) 障がい者医療の充実

『子育て・教育』
～のびのび育とう・
育てよう～

5. 就労の場の
充実と支援
体制の整備

- (1) 就労の場の確保と雇用の促進
- (2) 就労支援体制の充実
- (3) 行政の役割

『社会参加』
～みんな同じ、
みんなが主役～

6. ともに学び・
育つ教育環
境の充実

- (1) 障がい児保育・教育の充実
- (2) 子どもたちへの啓発・人権教育
- (3) 子どもの居場所づくりの推進
- (4) 障がい特性に応じた専門的支援
- (5) 教職員等の研修・情報交換の充実

7. まちとこ
ろのバリア
フリー

- (1) 移動支援の推進
- (2) 余暇活動の充実
- (3) 分かりやすい、利用しやすい情報
提供
- (4) 障がい別情報提供、コミュニケーション支援の充実
- (5) 情報バリアフリー化の推進
- (6) バリアフリーのまちづくりの促進

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況



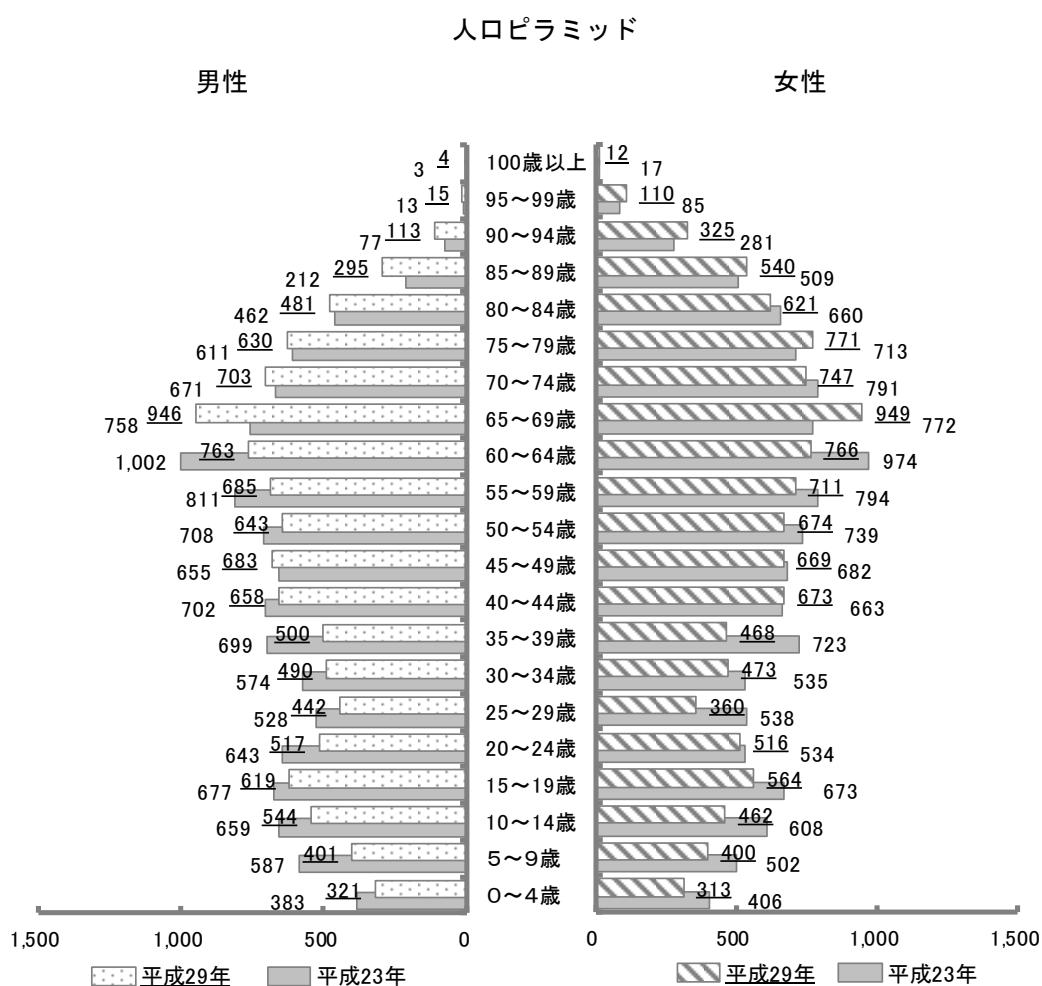
多可町における障がい者の状況

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

① 人口ピラミッド

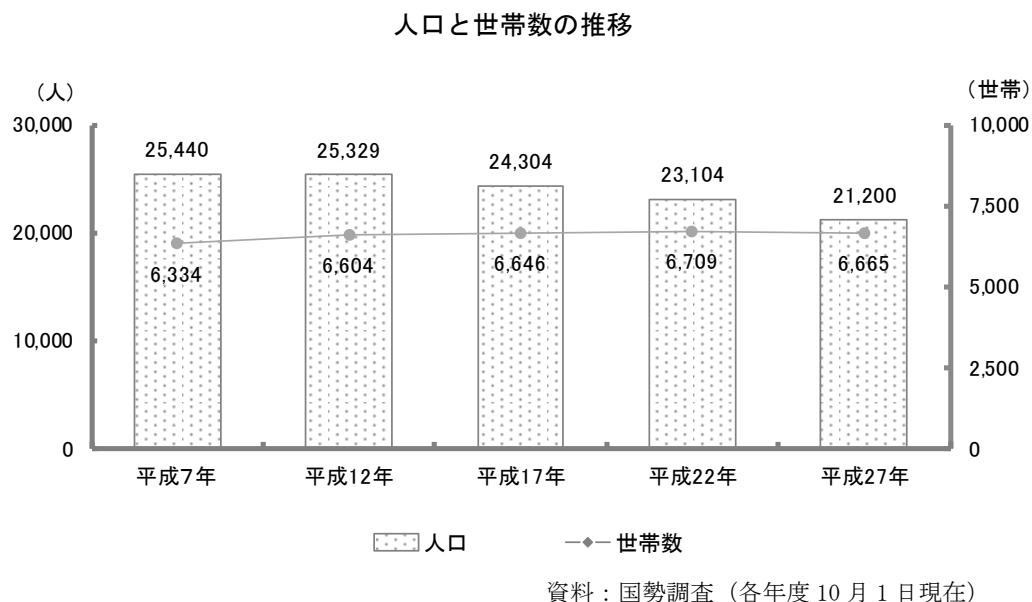
男女ともに「65~69歳」が多く、若い世代の人口が減少傾向にあることから、今後も高齢化が進んでいくと見込まれます。平成23年4月の調査では「60~64歳」が多く、6年が経過して、人口の多い世代がそのままスライドしている状況です。



資料：住民課「年齢別人口統計表」（平成29年4月1日現在）

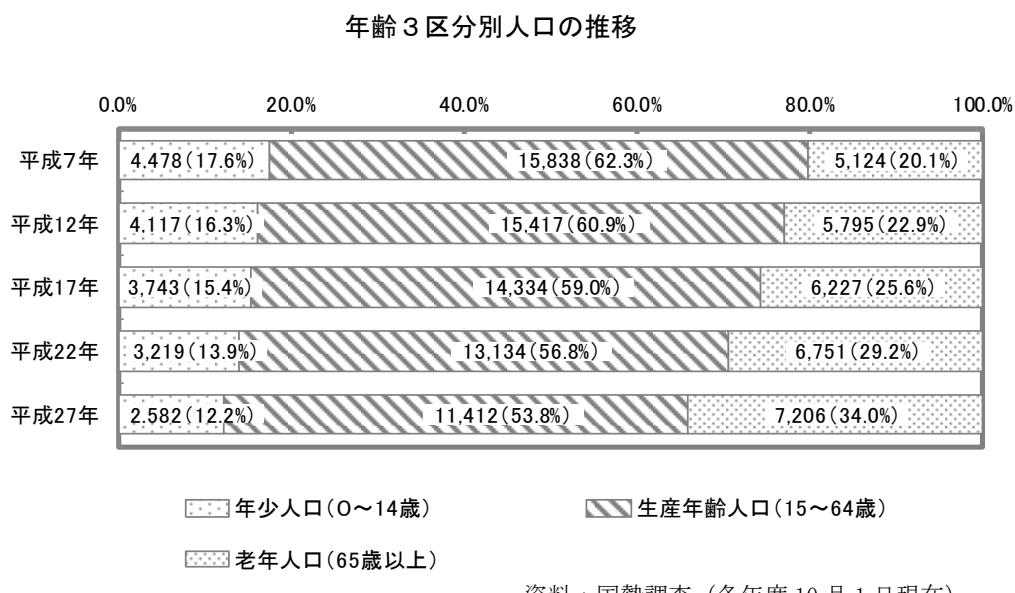
② 総人口の推移

人口については、平成12年以降、大幅な減少が見られます。平成27年においては更に大幅な減少が見られます。世帯数については増加傾向にありましたか、平成27年には減少しています。一世帯あたりの人員が減少していく現状がうかがえます。



③ 年齢3区分別人口の推移

65歳以上の高齢者比率（高齢化率）は、平成7年の20.1%から、平成27年の34.0%に大きく上昇しています。また、高齢化率は上昇し、年少人口の割合は下降しており、少子高齢化が一層進んでいます。



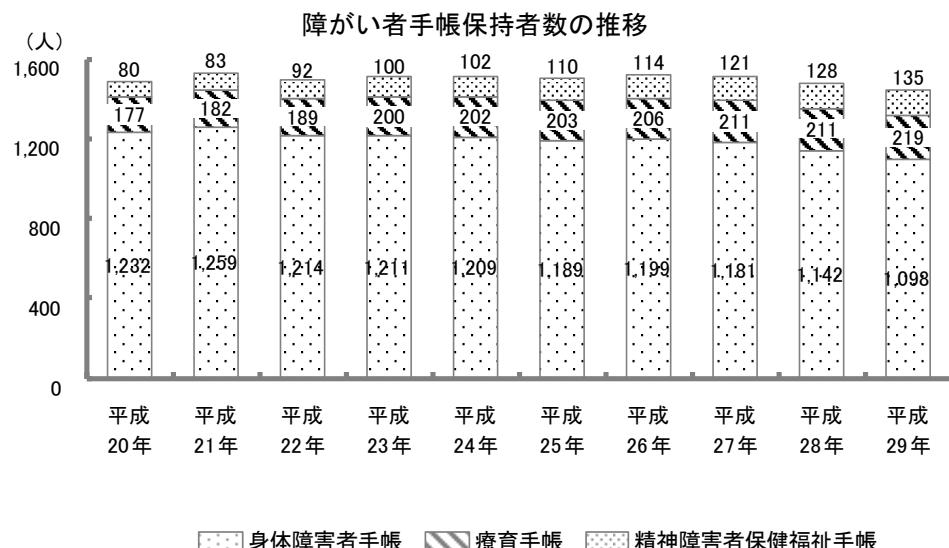
◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

(2) 障がい者の状況

① 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は、1,447人となっており、人口（21,577人）の6.7%となっています。

障がい別では、近年、身体障害者手帳保持者が1,098人と減少傾向にあり、療育手帳保持者が219人と、精神障害者保健福祉手帳保持者が135人と微増傾向にあります。



資料：府内資料（各年度4月1日現在）

② 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者は平成28年度207人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数

（単位：人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
受給者数	193	197	205	211	207

資料：府内資料（各年度4月1日現在）

(3) 難病患者の状況

難病とは、昭和47年に定められた「難病対策要綱」により、(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある少くない疾病、(2)経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のことをいいます。

難病に対する医療費助成として特定疾患治療研究事業が進められてきましたが、対象となる病気の数の増加や対象患者数の増加などから持続可能な制度として平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立しました。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では難病について「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」と定義されています。

指定難病は年々増加傾向にあり、平成29年4月には新たに24疾患が指定難病となり、現在330の疾患が指定難病となっております。今後も難病患者が増加することが予想されます。

特定疾患患者数の推移

(単位：人)

	特定疾患患者数 (平成26年度より 難病医療)	小児慢性特定疾患 (平成26年度より 小児慢性特定疾病)	計
平成20年度	105	15	120
平成21年度	109	16	125
平成22年度	113	18	131
平成23年度	121	23	144
平成24年度	133	18	151
平成25年度	144	17	161
平成26年度	139	14	153
平成27年度	155	12	167
平成28年度	158	14	172

資料：府内資料（各年度4月1日現在）

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

2 障がい福祉サービス等の状況

(1) 施設入所支援の利用状況

平成29年4月の利用状況は23人が利用され、うち9人が多可町内の施設を利用されており、14人が多可町外の施設を利用しています。

障がい者支援施設の利用状況

(単位：人)

圏域分類	所在地	事業所数	利用人数
北播磨圏域内	多可町内	2	9
	多可町外	2	5
北播磨圏域外	－	6	9

資料：府内資料

(2) 地域活動支援センターの利用状況

平成29年4月の利用状況は7人が利用され、うち3人が多可町内の施設を利用されており、4人が多可町外の施設を利用しています。

地域活動支援センターの利用状況

(単位：人)

圏域分類	所在地	事業所数	利用人数
北播磨圏域内	多可町内	1	3
	多可町外	1	3
北播磨圏域外	－	1	1

資料：府内資料

(3) グループホームの入居状況

多可町内にグループホームは4か所整備されてきておりますが、多可町内のグループホームを利用されている人は4人で、多可町外のグループホームを利用されている人は9人となっています。今後は多可町内のグループホームの利用が高まるよう勧奨していく必要があります。

グループホームの入居状況

(単位：人)

圏域分類	所在地	事業所数	利用人数
北播磨圏域内	多可町内	4	4
	多可町外	1	1
北播磨圏域外	—	5	8

資料：府内資料（各年度4月1日現在）

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

(4) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は身体障がい者の失われた部位や障がいのある部位を補い、日常生活や職業生活を容易にするために行っています。

補装具の交付・修理の状況

(単位：件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付					
障がい者	19	29	23	13	22
障がい児	4	10	5	4	16
修理					
障がい者	12	12	14	11	12
障がい児	7	5	2	4	5
合 計	42	56	44	32	55

資料：府内資料

(5) 民生委員・児童委員や障がい者相談員の推移

心配ごと相談や担当地域の相談・支援窓口としてよりきめ細かい活動を展開しており、障がい者の地域生活に欠くことのできない存在となっています。

民生委員・児童委員や障がい者相談員の推移

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
民生委員・児童委員	67	67	67	67	65
身体障がい者相談員	6	6	6	6	6
知的障がい者相談員	3	3	3	3	3
精神障がい者相談員	2	2	2	2	2

資料：府内資料（各年度4月1日現在）

※精神障がい者相談員について、平成29年4月は2人でしたが、5月から1人となっています。

(6) 障がい児の就学の状況

① 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の設置状況

(単位：人)

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
知的障がい	小学校	学級数	6	7	6	6	5
		児童数	19	19	19	21	20
	中学校	学級数	3	3	3	3	3
		児童数	5	10	10	8	4
情緒障がい	小学校	学級数	5	5	5	5	5
		児童数	14	12	12	17	17
	中学校	学級数	2	2	3	3	3
		児童数	3	4	6	5	7
難聴	小学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0
	中学校	学級数	1	0	0	0	0
		児童数	1	0	0	0	0
肢体不自由	小学校	学級数	2	2	2	0	0
		児童数	2	2	2	0	0
	中学校	学級数	0	0	0	2	2
		児童数	0	0	0	2	2
弱視	小学校	学級数	0	0	1	1	1
		児童数	0	0	1	1	1
	中学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0

資料：府内資料

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

② 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学校名	所在地	多可町からの在学者数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
兵庫県立北はりま特別支援学校	多可町	0	7	15	22	44
兵庫県立高等特別支援学校	三田市	0	0	0	1	1
兵庫県立和田山特別支援学校	朝来市	0	0	0	0	0
兵庫県立姫路聴覚特別支援学校	姫路市	1	0	1	0	2
兵庫県立視覚特別支援学校	神戸市	0	1	0	0	1

資料：府内資料（各年度4月1日現在）

(7) 保健サービス利用状況

① 乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査受診状況

(単位：人)

乳児健康 診査 受診状況	乳児健康診査			1歳6か月児健康診査			3歳児健康診査		
	受診状況			受診状況			受診状況		
	対象 人員	受 診 人 員	受 診 率 (%)	対象 人員	受 診 人 員	受 診 率 (%)	対象 人員	受 診 人 員	受 診 率 (%)
平成 24年度	123	122	99.2%	141	141	100.0%	139	133	95.7%
平成 25年度	112	112	100.0%	136	131	96.3%	142	136	95.8%
平成 26年度	122	123	100.8%	134	128	95.5%	169	160	94.7%
平成 27年度	118	115	97.5%	122	123	100.8%	138	143	103.6%
平成 28年度	122	122	100.0%	118	116	98.3%	137	135	98.5%

資料：府内資料

② 特定健康診査等受診率

特定健康診査等受診状況

(単位：%)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
特定健康診査	36.9	37.4	38.1	38.6	39.1
胃がん	12.4	11.2	11.7	11.1	11.2
肺がん	32.6	31.0	30.1	30.6	31.1
大腸がん	23.7	23.2	24.6	25.1	25.6
子宮がん	27.0	27.7	30.0	30.2	32.0
乳がん	30.2	31.0	32.2	34.8	38.5

資料：府内資料

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

(8) ボランティアの活動状況

多可町では現在 26 の障がい福祉のボランティア団体がボランティアセンターに登録しています。平成 23 年当時は 31 の団体が登録されていたので 5 団体の減少となっています。ボランティア団体として登録はしていても、障がいに関する活動が希薄になり主たる活動が変わってきたている団体もあります。

ボランティア団体の活動が障がい福祉の分野においても期待されているところであり、積極的な参加となるよう施策を行っていく必要があります。

ボランティアの活動状況

(単位：人)

	団体名	会員数	活動内容
1	多可手話サークル	9	手話
2	きんもくせい	7	朗読
3	せせらぎ	9	朗読
4	草笛の会	6	朗読
5	OHP多可	11	要約筆記
6	西脇点訳友の会	24	点訳
7	個人ボランティア	16	開拓松葉園との交流
8	個人ボランティア	10	ワークステップ はーもにいとの交流
9	ふきのとう	7	
10	ともしひ会	13	
11	三人官女	3	みどりの家との交流
12	AMY	4	
13	スイートピー	3	
14	かのこ会	6	
15	やまびこ	8	
16	ひまわり	5	
17	ほたるの会	7	
18	あさがお	6	
19	五月会	7	
20	笹の会	8	あすなろの郷との交流
21	芽吹の会	7	
22	花みずき	8	
23	コスモス	8	
24	りんどう	5	
25	カトレア	5	
26	個人ボランティア	10	

資料：府内資料（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3 アンケート調査（障がいの手帳をお持ちの人）

（1）調査の概要

① 調査目的

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期多可町障がい福祉計画（第1期多可町障がい児福祉計画を含む）の策定のための基礎調査としてアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

多可町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳を持つすべての人

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 調査期間

平成29年8月18日～平成29年9月4日

（2）回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,387 通	688 通	49.6%

（3）備考

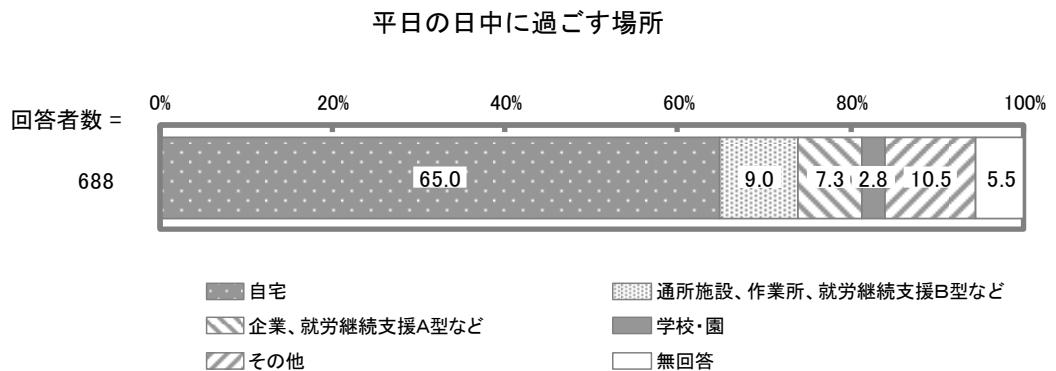
- ① 質問に対して回答がなかったもの、または回答の判断が著しく困難なものを「無回答」と表記しています。
- ② 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

(4) 調査結果

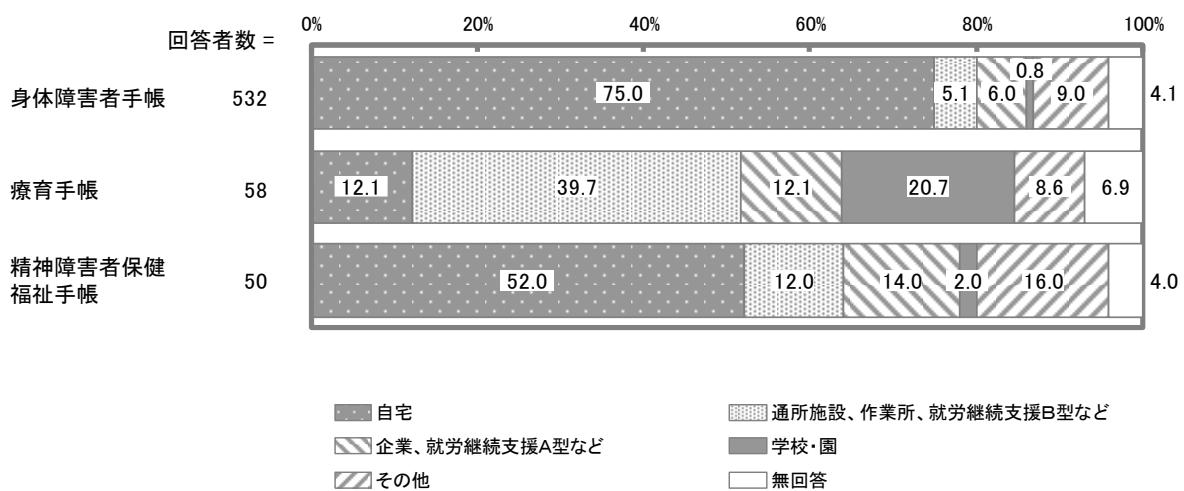
① 平日の日中に過ごす場所

平日の日中に過ごす場所は、「自宅」の割合が65.0%と最も高くなっています。



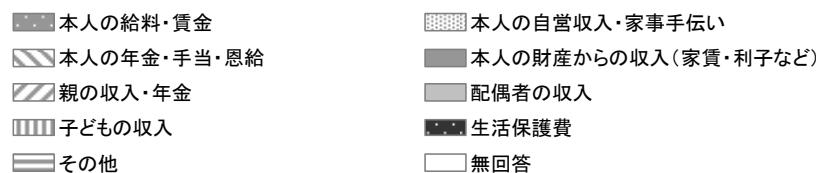
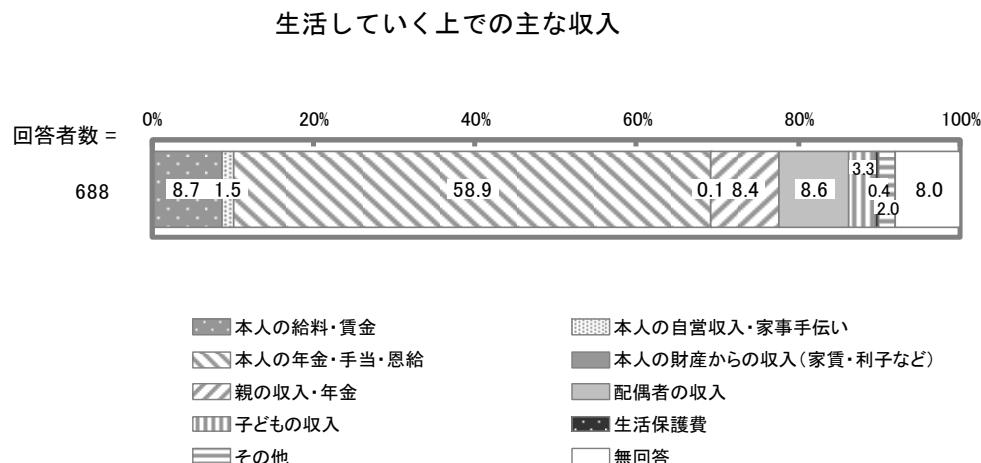
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳で「自宅」の割合が、療育手帳で「通所施設、作業所、就労継続支援B型など」「学校園」の割合が高くなっています。



② 生活していく上での主な収入

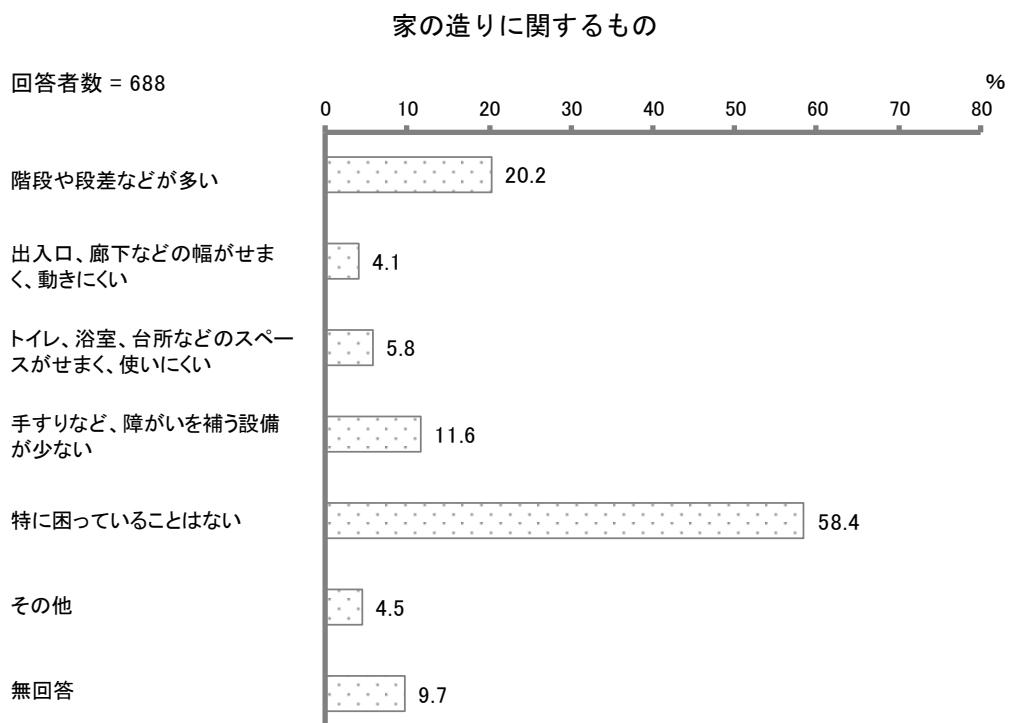
生活していく上での主な収入は、「本人の年金・手当・恩給」の割合が58.9%と最も高くなっています。



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

③ 今の住まいに住み続ける上で、困っていること

家の造りに関するものは、「特に困っていることはない」の割合が58.4%と最も高く、次いで「階段や段差などが多い」の割合が20.2%、「手すりなど、障がいを補う設備が少ない」の割合が11.6%となっています。



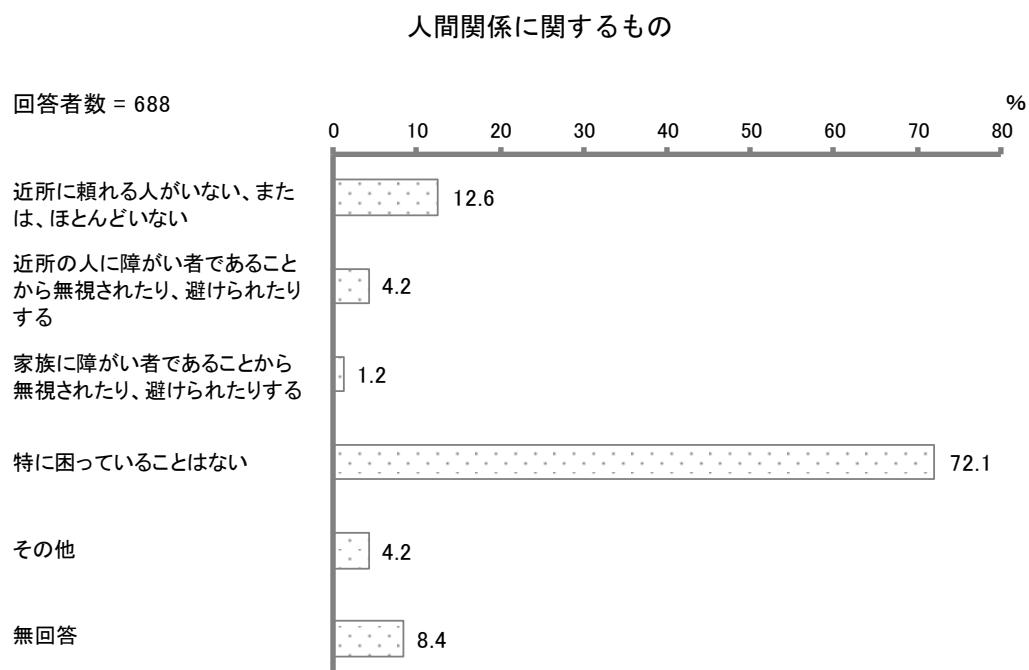
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「階段や段差などが多い」「特に困っていることはない」の割合が高くなっています。

単位 : %

区分	有効回答数 (件)	多い 階段や 段差など が	きの幅 にくい 出入口、 まく、 廊下、 など	くい せまく、 廊下、 など	が所 などの トイレ、 使い いにス 台	ない 手すりなど、 補う 設備が 障少が	特 に困 つて いるこ とは ない	その 他	無 回答
身体障害者手帳	532	22.9	4.3	5.8	13.7	56.8	4.9	8.1	
療育手帳	58	5.2	1.7	3.4	1.7	81.0	3.4	6.9	
精神障害者保健福祉 手帳	50	12.0	4.0	8.0	4.0	60.0	4.0	14.0	

人間関係に関するものは、「特に困っていることはない」の割合が72.1%と最も高く、次いで「近所に頼れる人がいない、または、ほとんどいない」の割合が12.6%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「近所に頼れる人がいない、または、ほとんどいない」「近所の人に障がい者であることから無視されたり、避けられたりする」「家族に障がい者であることから無視されたり、避けられたりする」の割合が高くなっています。

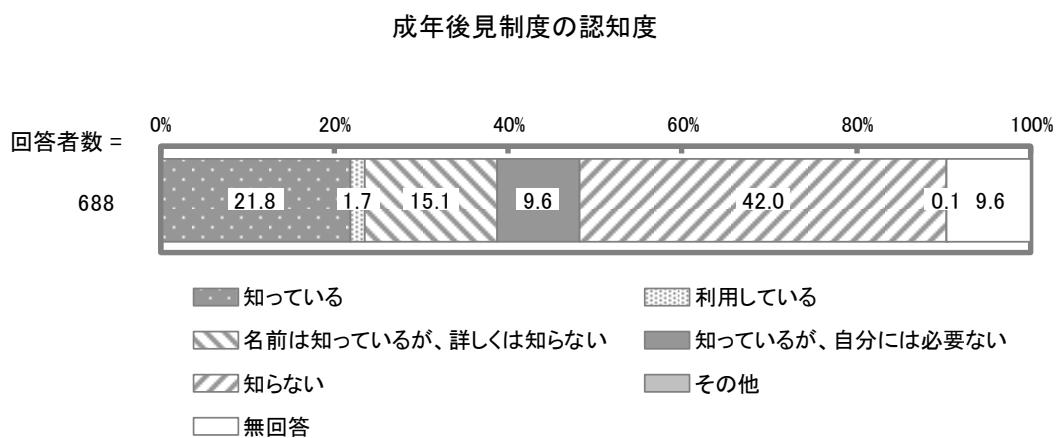
単位 : %

区分	有効回答数 (件)	ほい 近所に 頼 れ ま た る 人 が	無 視 さ れ た り す る	者 で あ る こ と に 障 が い る	近 所 の 人 に 障 が い る	れ さ れ た り す る	家 族 に 障 が い る	特 に 困 つ て い る	そ の 他	無 回 答
身体障害者手帳	532	10.2	3.0	0.9	75.9	4.1	7.7			
療育手帳	58	13.8	8.6	—	69.0	8.6	6.9			
精神障害者保健福祉手帳	50	36.0	14.0	6.0	48.0	—	6.0			

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

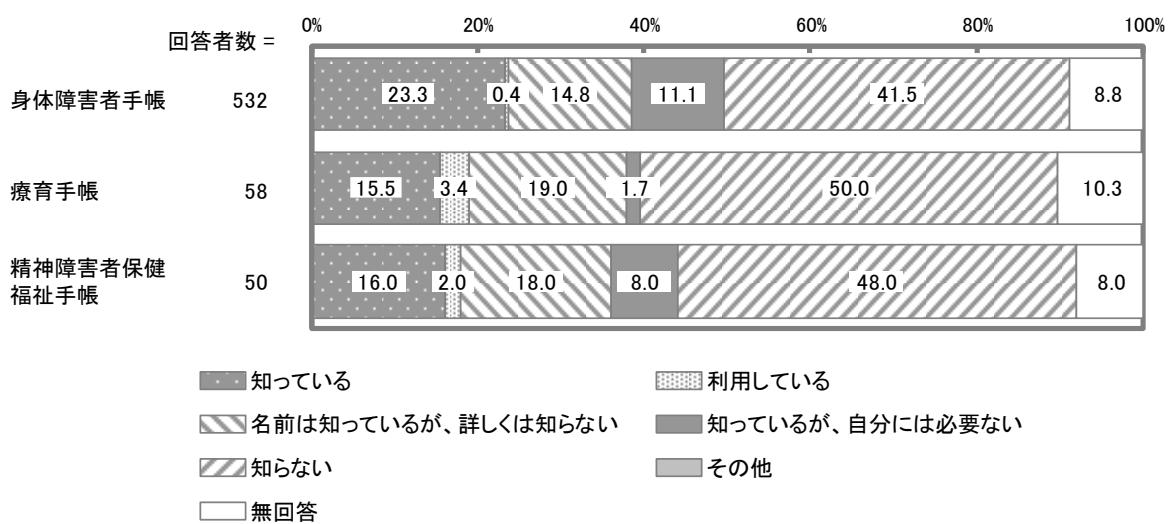
④ 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度をみると、「知らない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「知っている」の割合が21.8%、「名前は知っているが、詳しくは知らない」の割合が15.1%となっています。



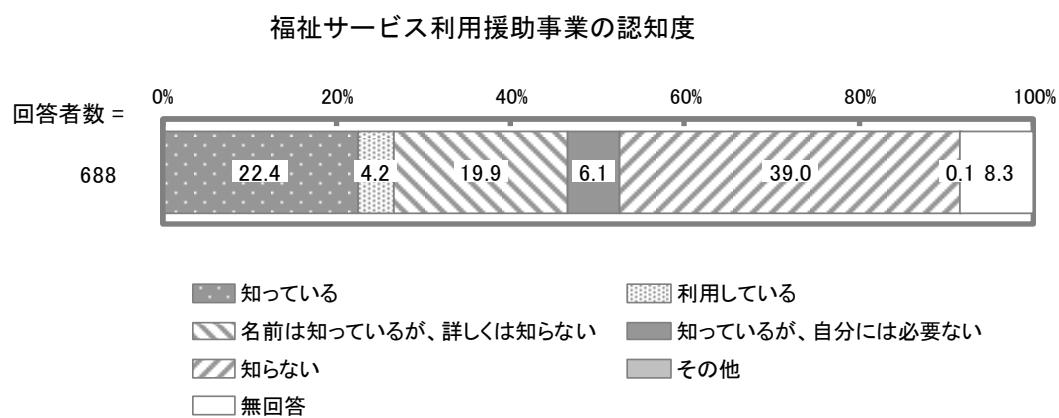
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳で「知っている」の割合が高くなっています。



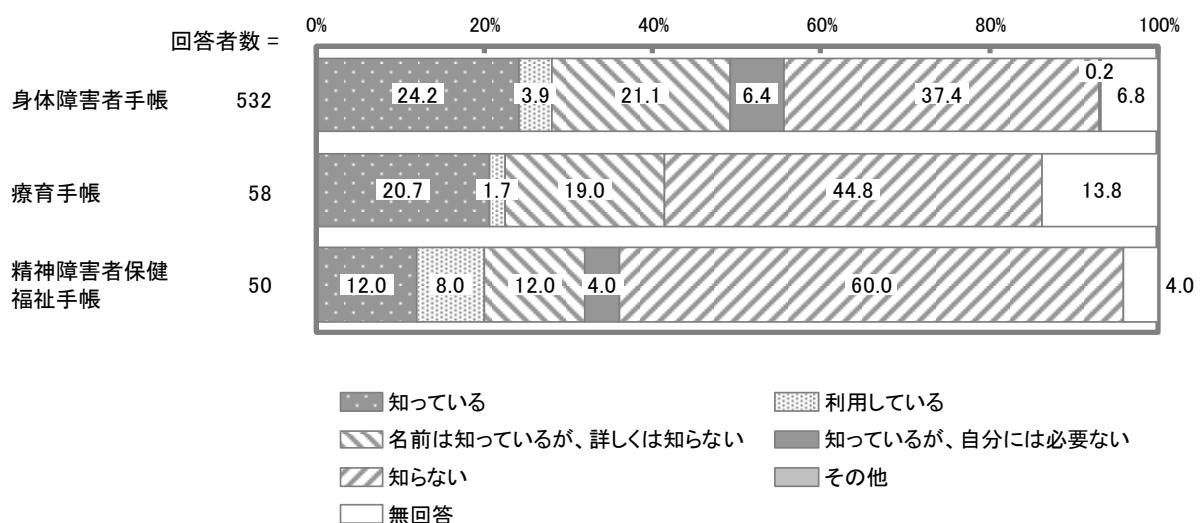
⑤ 福祉サービス利用援助事業の認知度

福祉サービス利用援助事業の認知度は、「知らない」の割合が39.0%と最も高く、次いで「知っている」の割合が22.4%、「名前は知っているが、詳しくは知らない」の割合が19.9%となっています。



【所持手帳別】

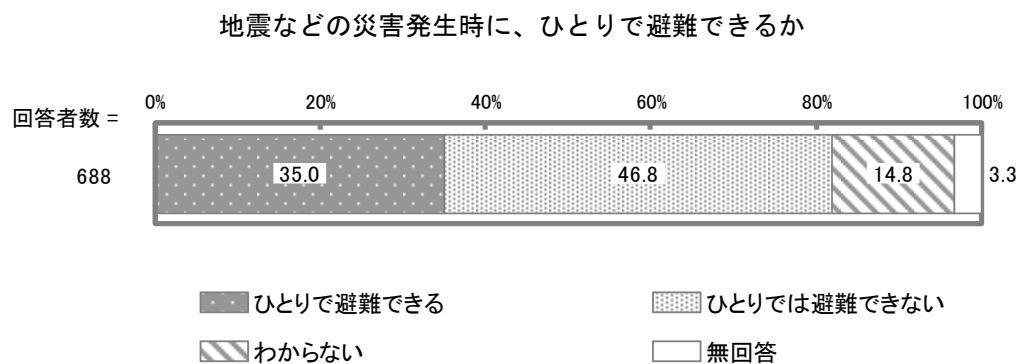
所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「知らない」の割合が高くなっています。



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

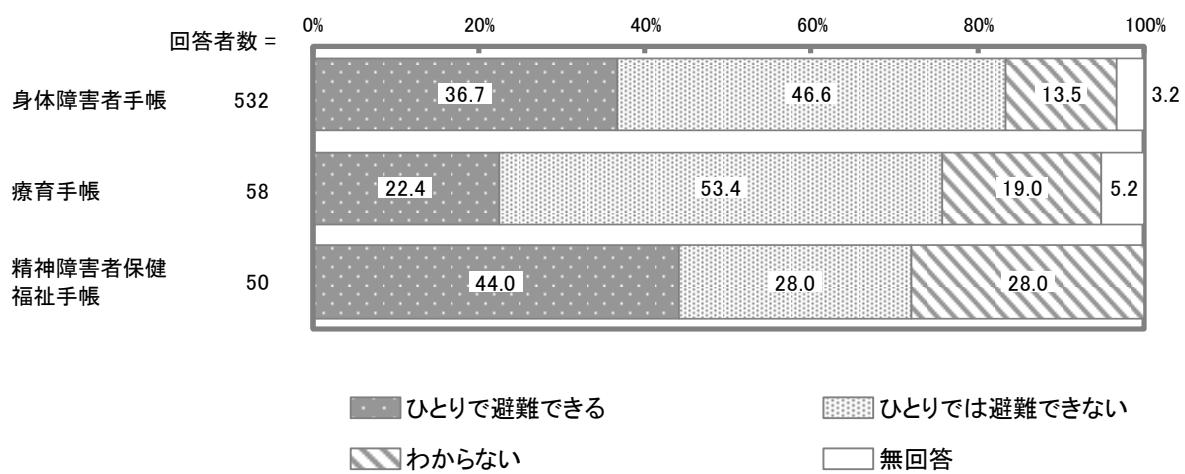
⑥ 災害時の避難について

災害が発生したときに、「ひとりでは避難できない」の割合が46.8%と最も高くなっています。



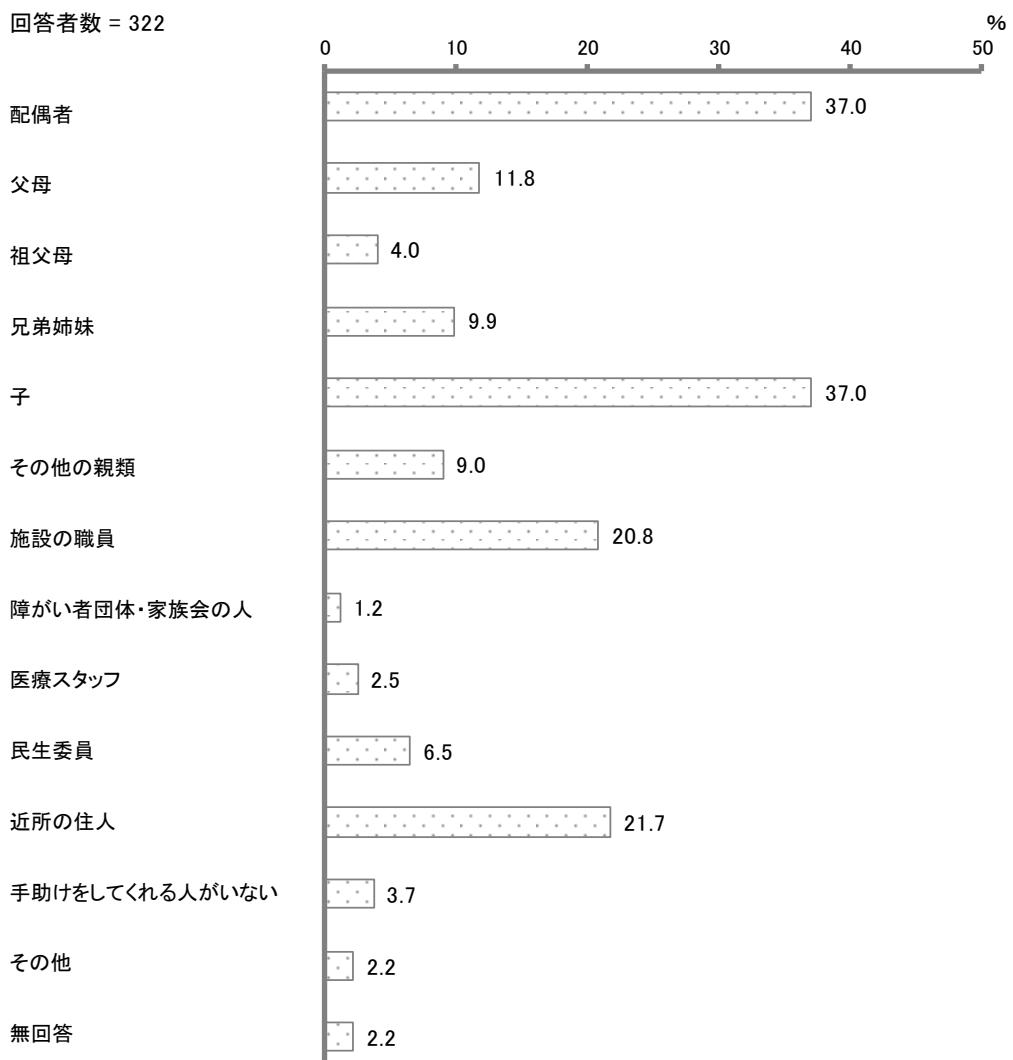
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「わからない」の割合が高くなっています。



避難を手助けしてくれる人は、「配偶者」「子」がそれぞれ37.0%と最も高く、次いで「近所の住人」の割合が21.7%、「施設の職員」の割合が20.8%となっています。

避難が必要になった場合、あなたの避難を手助けしてくれる人について



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳で「子」の割合が、療育手帳で「父母」「祖父母」「兄弟姉妹」「施設の職員」の割合が高くなっています。

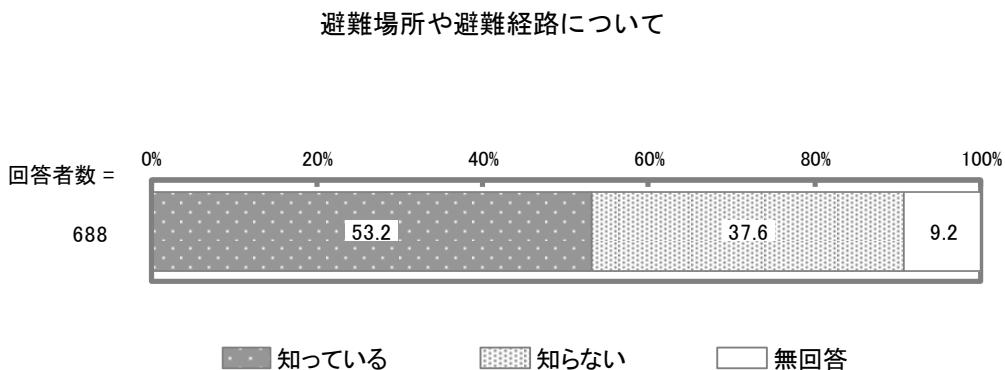
単位：%

区分	有効回答数 (件)	配偶者	父母	祖父母	兄弟姉妹	子	その他の親類	施設の職員
身体障害者手帳	248	42.7	4.8	1.2	6.0	46.0	10.1	14.9
療育手帳	31	3.2	64.5	29.0	45.2	—	6.5	41.9
精神障害者保健福祉手帳	14	57.1	7.1	—	—	21.4	7.1	14.3

区分	族会の障がい者団体・家	医療スタッフ	民生委員	近所の住人	手助けをしてくれる人がいない	その他	無回答
身体障害者手帳	1.2	2.0	8.1	25.4	4.4	1.6	2.4
療育手帳	3.2	—	3.2	12.9	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳	—	7.1	—	—	—	14.3	7.1

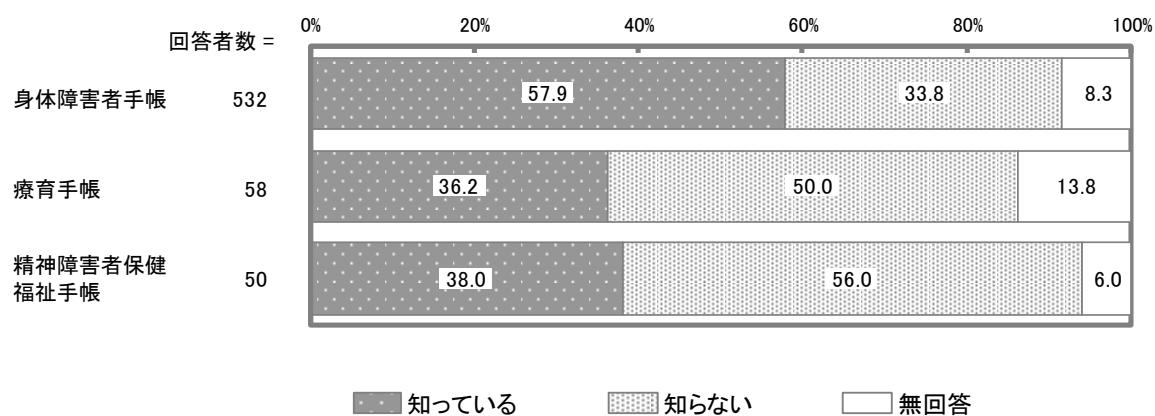
◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

避難場所や避難経路について、「知っている」の割合が53.2%、「知らない」の割合が37.6%となっています。



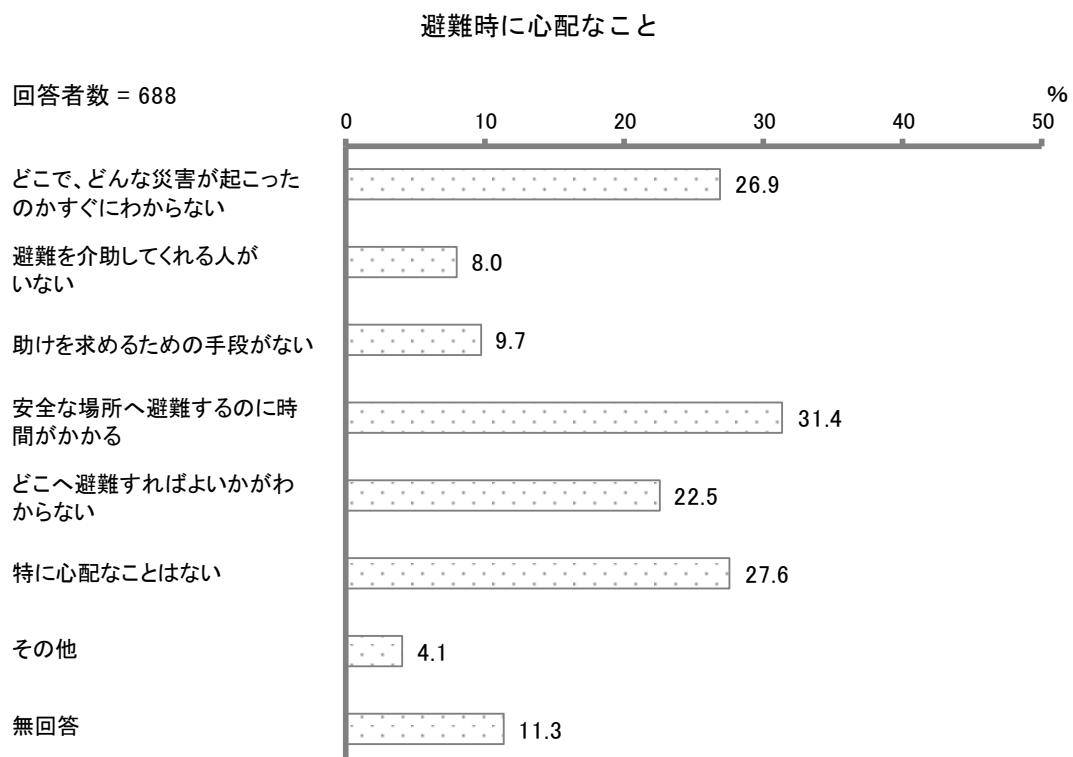
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳で「知っている」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「知らない」の割合が高くなっています。



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

避難時に心配なことは、「安全な場所へ避難するのに時間がかかる」の割合が31.4%と最も高く、次いで「特に心配なことはない」の割合が27.6%、「どこで、どんな災害が起こったのかすぐにわからない」の割合が26.9%となっています。



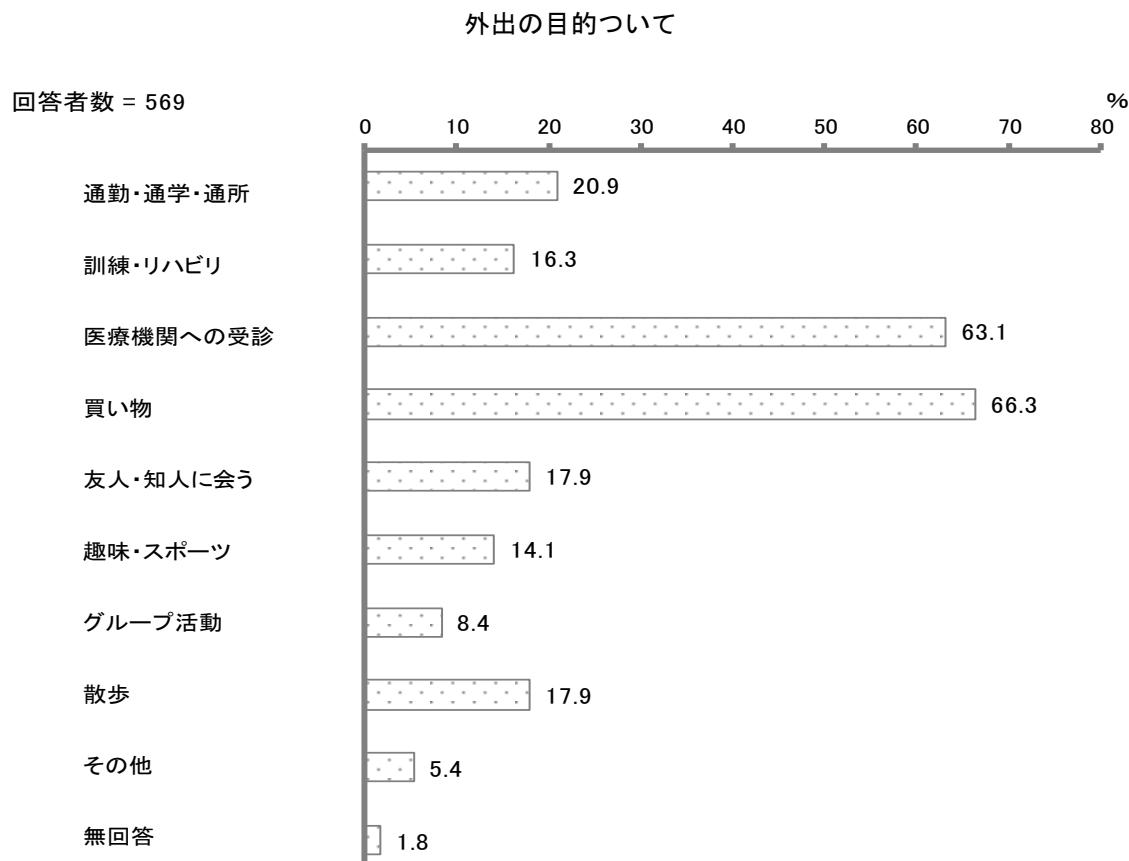
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「どこへ避難すればよいかがわからない」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	単位：%								
		すぐどこで、どこに起きたどんな災害	避難を介助してくれる人がいるか	助けを求めるための手段がない	安全な場所へ避難するのに時間がかかる	どこへ避難すればよいかがわからな	特に心配なことはない	その他の	無回答	
身体障害者手帳	532	24.6	8.5	9.4	35.5	19.7	28.0	3.9	10.5	
療育手帳	58	37.9	3.4	10.3	10.3	34.5	25.9	3.4	17.2	
精神障害者保健福祉手帳	50	40.0	10.0	10.0	18.0	40.0	26.0	6.0	8.0	

⑦ 外出の目的について

外出の目的については、「買い物」の割合が66.3%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が63.1%、「通勤・通学・通所」の割合が20.9%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「通勤・通学・通所」の割合が高くなっています。

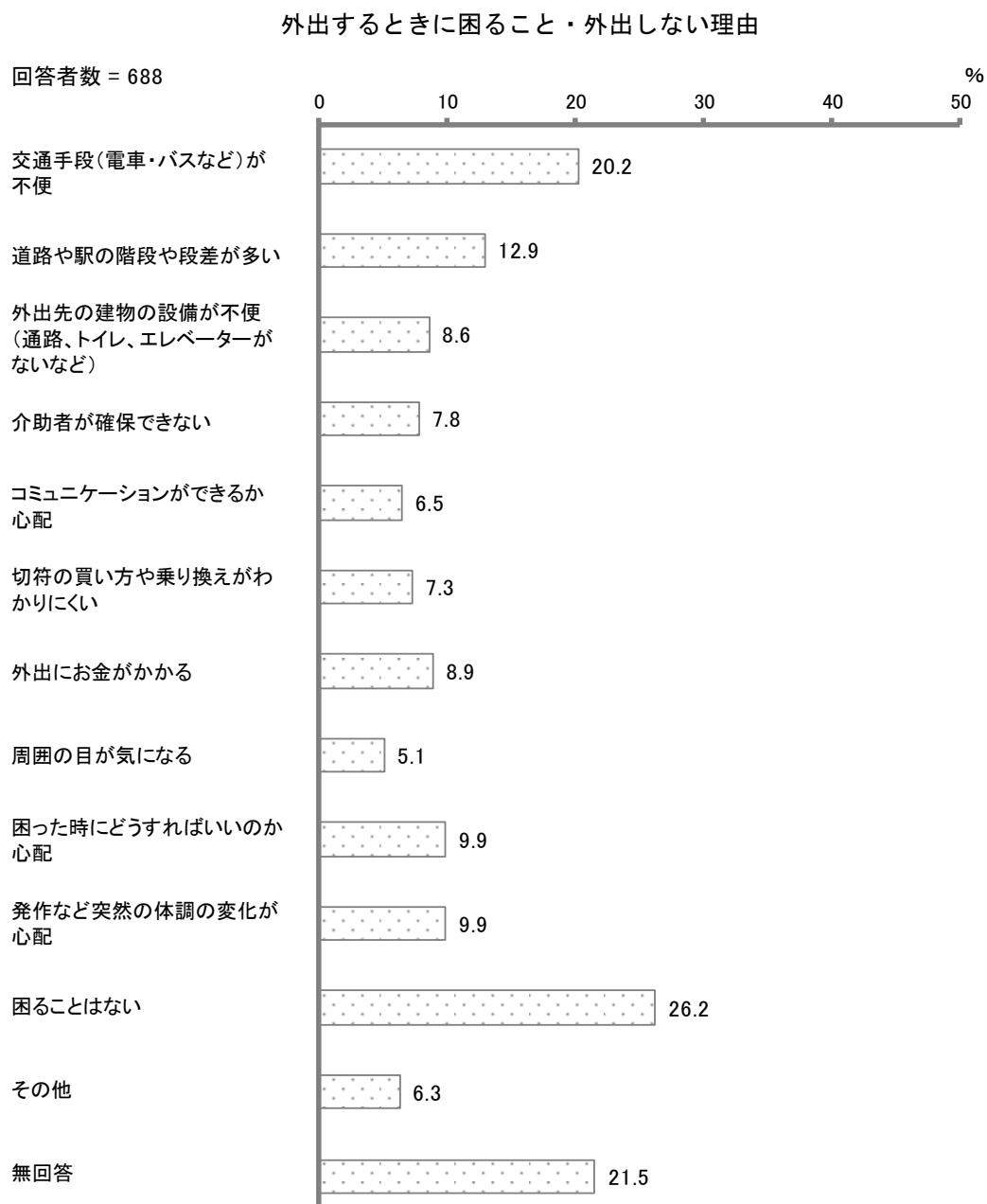
単位 : %

区分	有効回答数(件)	通勤・通学・通所	訓練・リハビリ	医療機関への受診	買い物	友人・知人に会う	趣味・スポーツ	グループ活動	散歩	その他	無回答
身体障害者手帳	444	14.9	16.7	67.1	66.9	19.6	13.7	9.9	17.3	5.2	1.6
療育手帳	50	58.0	12.0	28.0	70.0	4.0	18.0	4.0	16.0	4.0	4.0
精神障害者保健福祉手帳	42	38.1	7.1	66.7	61.9	21.4	11.9	2.4	16.7	9.5	—

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑧ 外出について

外出するときに困ること・外出しない理由として、「交通手段（電車・バスなど）が不便」「道路や駅の階段や段差が多い」などの割合が高くなっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「介助者が確保できない」「コミュニケーションができるか心配」「切符の買い方や乗り換えがわかりにくい」「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「コミュニケーションができるか心配」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「外出にお金がかかる」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	公共交通手段 （電車・ バスなど） が不 便	道路や駅の階段や 段差が 多 い	タ イ ー が な い エ レ ベ ー ジ	備 外 出 先 の 建 物 の 設 施	介 助 者 が 確 保 でき ない	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン が で き る か 心 配 い	切 符 の 買 い 方 や 乗 り 換 え が わ か り に 乗
身体障害者手帳	532	20.3	15.6	10.3	7.5	3.6	6.2	
療育手帳	58	24.1	1.7	—	17.2	20.7	20.7	
精神障害者保健福祉手帳	50	20.0	2.0	2.0	2.0	20.0	8.0	

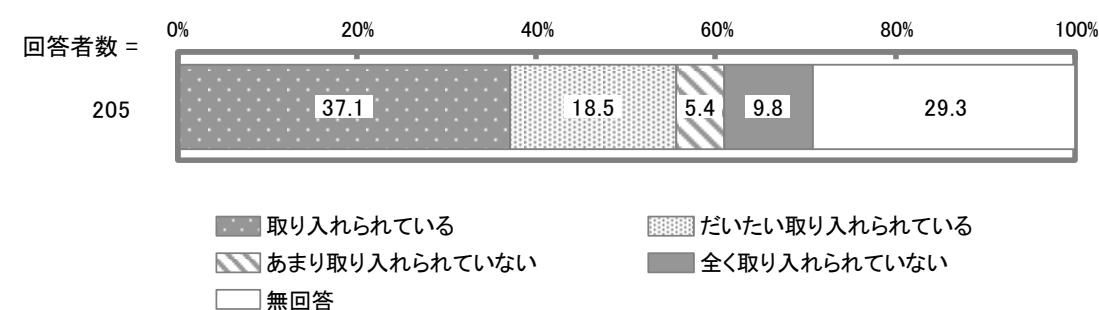
区分	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	困った時にどうすればいいのか心配す	発作など突然の体調の変化が心配	困ることはない	その他	無回答
身体障害者手帳	7.7	4.7	7.5	10.2	27.1	6.8	20.7
療育手帳	1.7	1.7	25.9	6.9	24.1	5.2	17.2
精神障害者保健福祉手帳	24.0	12.0	20.0	18.0	26.0	4.0	14.0

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑨ 福祉サービス利用にあたって、あなたやご家族の希望について

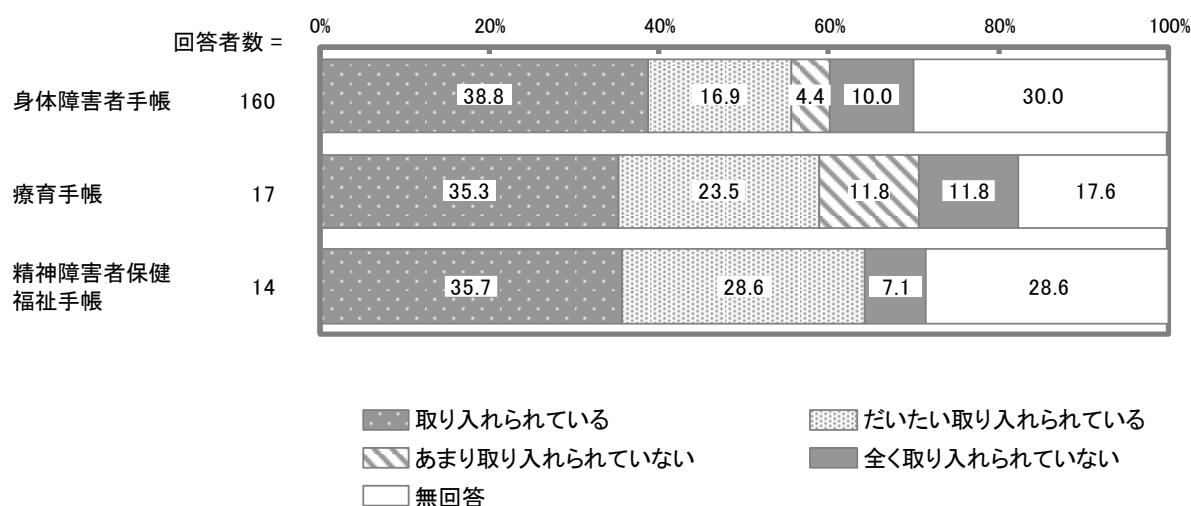
福祉サービス利用にあたって、あなたやご家族の希望について、「取り入れられている」の割合が37.1%と最も高く、次いで「だいたい取り入れられている」の割合が18.5%となっています。

福祉サービス利用にあたって、あなたやご家族の希望について



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、大きな差異はみられません。



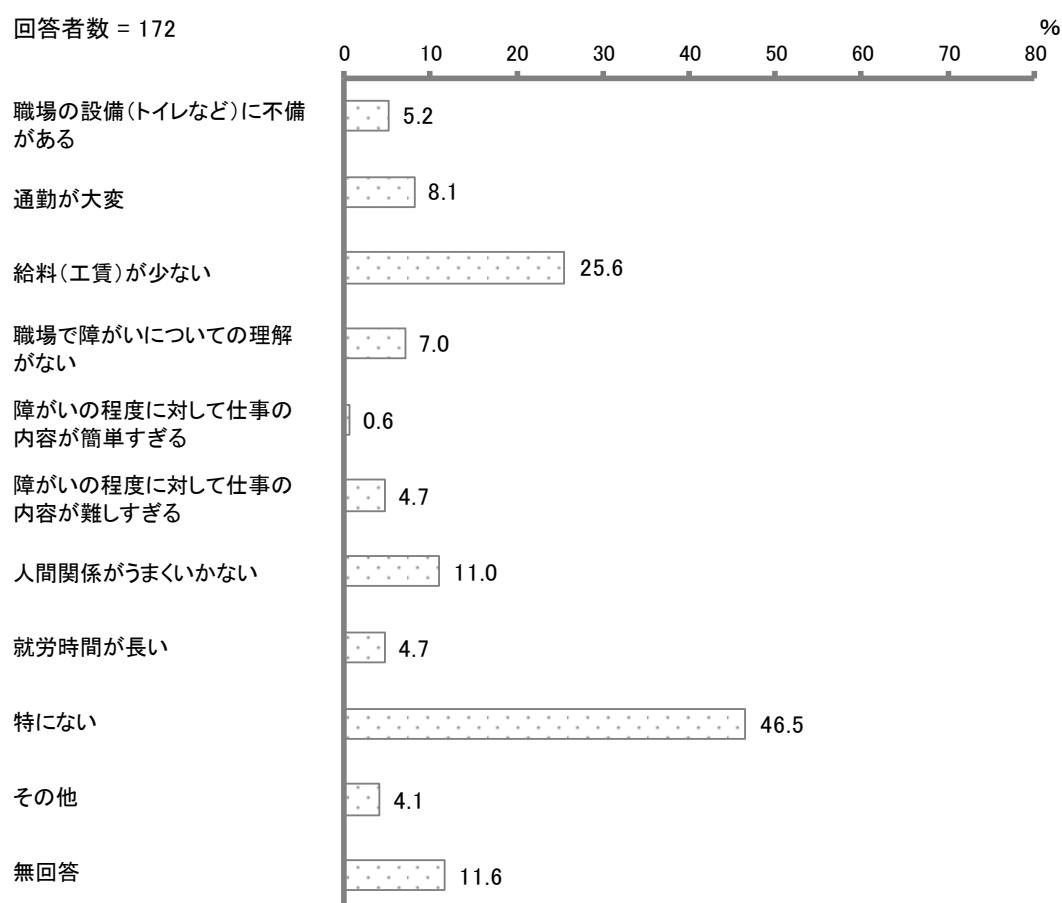
このページは空白です。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑩ 就業について

仕事をする上での不安や不満について、「給料（工賃）が少ない」「人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。

仕事をする上での不安や不満



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「給料（工賃）が少ない」「職場で障がいについての理解がない」「障がいの程度に対して仕事の内容が難しすぎる」「人間関係がうまくいかない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	ある職場の設備に不備(トイ)	通勤が大変	給料(工賃)が少	職場で障がいについての理解がないにつ	障がいの程度に對して仕事の内容が簡単すぎる
身体障害者手帳	113	5.3	5.3	20.4	2.7	—
療育手帳	32	3.1	9.4	21.9	3.1	—
精神障害者保健福祉手帳	19	5.3	21.1	63.2	31.6	—

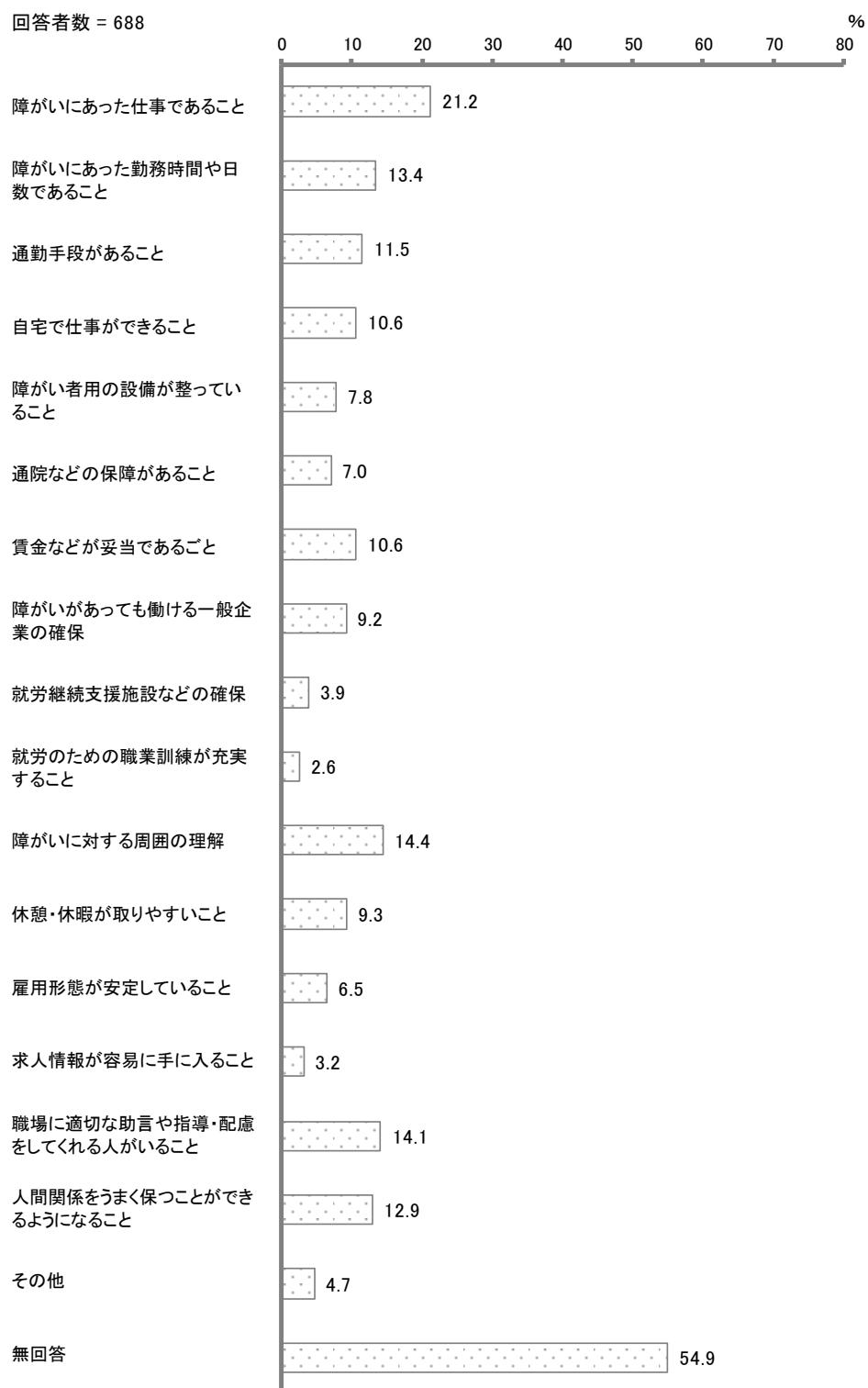
区分	難して障がいの程度に對して仕事の内容にが	いかない人間関係がうまく	就労時間が長い	特にない	その他	無回答
身体障害者手帳	1.8	4.4	3.5	52.2	2.7	15.9
療育手帳	3.1	12.5	3.1	43.8	9.4	6.3
精神障害者保健福祉手帳	26.3	47.4	15.8	15.8	5.3	—

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑪ 働く・働き続ける条件

働く・働き続ける条件として、「障がいにあった仕事であること」の割合が21.2%と最も高く、次いで「障がいに対する周囲の理解」の割合が14.4%、「職場に適切な助言や指導・配慮をしてくれる人がいること」の割合が14.1%となっています。

働く・働き続ける条件



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「通勤手段があること」「障がいがあっても働ける一般企業の確保」「就労継続支援施設などの確保」「就労のための職業訓練が充実すること」「職場に適切な助言や指導・配慮をしてくれる人がいること」の割合が、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「障がいにあった仕事であること」「障がいにあった勤務時間や日数であること」「障がいに対する周囲の理解」「賃金などが妥当であること」「人間関係をうまく保つことができるようになること」の割合が高くなっています。

単位：%

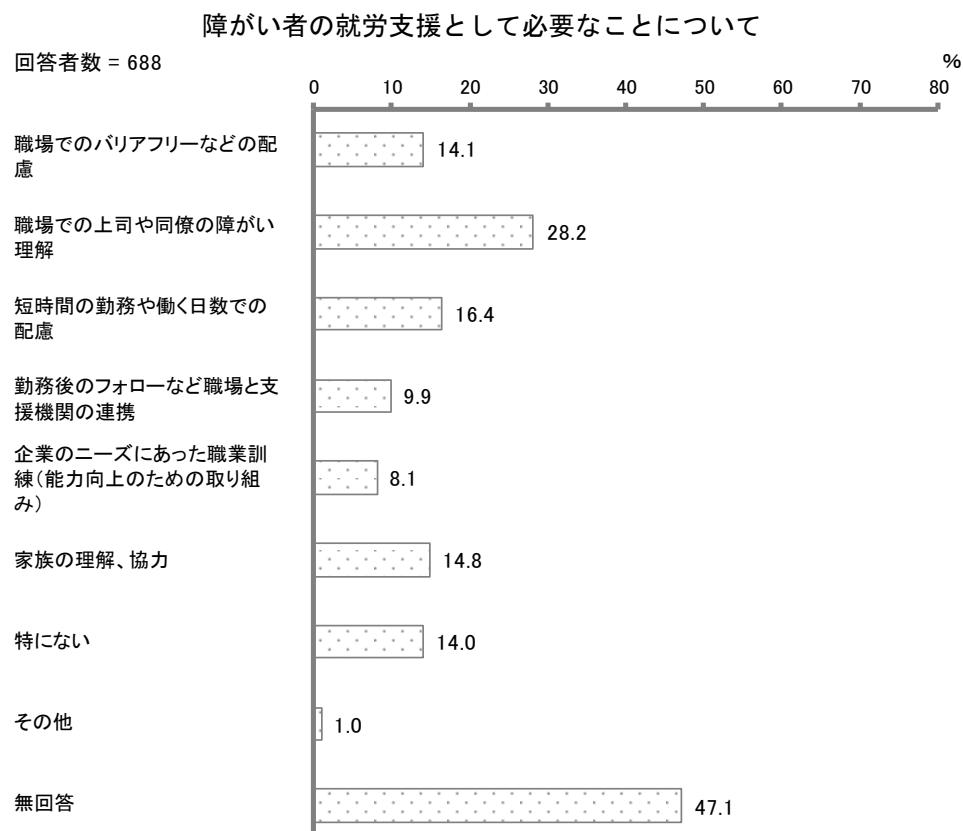
区分	有効回答数（件）	障がいにあった仕事であること	障がいにあった勤務時間や日数であること	通勤手段があること	自宅で仕事ができること	障がい者用の設備が整っていること	通院などの保障があること	賃金などが妥当であること	障がいあっても働く一般企業の確保	就労継続支援施設などの確保
身体障害者手帳	532	19.5	11.5	8.1	11.7	8.5	6.4	8.3	8.1	3.2
療育手帳	58	37.9	22.4	39.7	3.4	8.6	5.2	20.7	19.0	12.1
精神障害者保健福祉手帳	50	32.0	28.0	18.0	10.0	6.0	18.0	28.0	14.0	6.0

区分	就労のための職業訓練が充実すること	の理解	障がいに対する周囲	休憩・休暇が取りやすいこと	雇用形態が安定していること	求人情報が容易に入ること	職場に適切な助言や指導・配慮をしてくれる人がいること	人間関係をうまく保つことができるようになること	その他	無回答
身体障害者手帳	1.5	11.7	8.3	4.9	2.6	9.8	9.0	4.3	59.2	
療育手帳	10.3	32.8	10.3	19.0	6.9	41.4	34.5	5.2	31.0	
精神障害者保健福祉手帳	6.0	30.0	26.0	12.0	6.0	30.0	32.0	4.0	32.0	

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑫ 障がい者の就労支援として必要なことについて

障がい者の就労支援として必要なことについて、「職場での上司や同僚の障がい理解」の割合が 28.2%と最も高く、次いで「短時間の勤務や働く日数での配慮」の割合が 16.4%、「家族の理解、協力」の割合が 14.8%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「職場での上司や同僚の障がい理解」「勤務後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合が、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「企業のニーズにあった職業訓練（能力向上のための取り組み）」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「短時間の勤務や働く日数での配慮」の割合が高くなっています。

単位：%

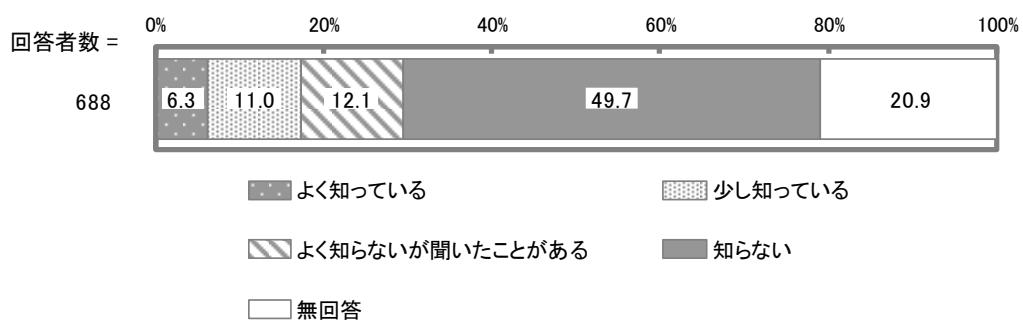
区分	有効回答数 (件)	職場でのバリアフリー などの配慮	職場での上司や同僚の 障がい理解	短時間の勤務や働く日 数での配慮	勤務後の勤務や働く日 数での配慮	職場と支援機関の連携 などの取り組み	企業のニーズにあつた 職業訓練（能力向上のため の取り組み）	家族の理解、協力	特にない	その他	無回答
身体障害者手帳	532	15.4	25.9	16.0	7.9	6.6	14.7	14.5	0.8	49.8	
療育手帳	58	10.3	46.6	17.2	24.1	19.0	15.5	13.8	3.4	22.4	
精神障害者保健 福祉手帳	50	4.0	36.0	28.0	18.0	16.0	18.0	20.0	—	32.0	

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑬ 障害者差別解消法・障害者虐待防止法について

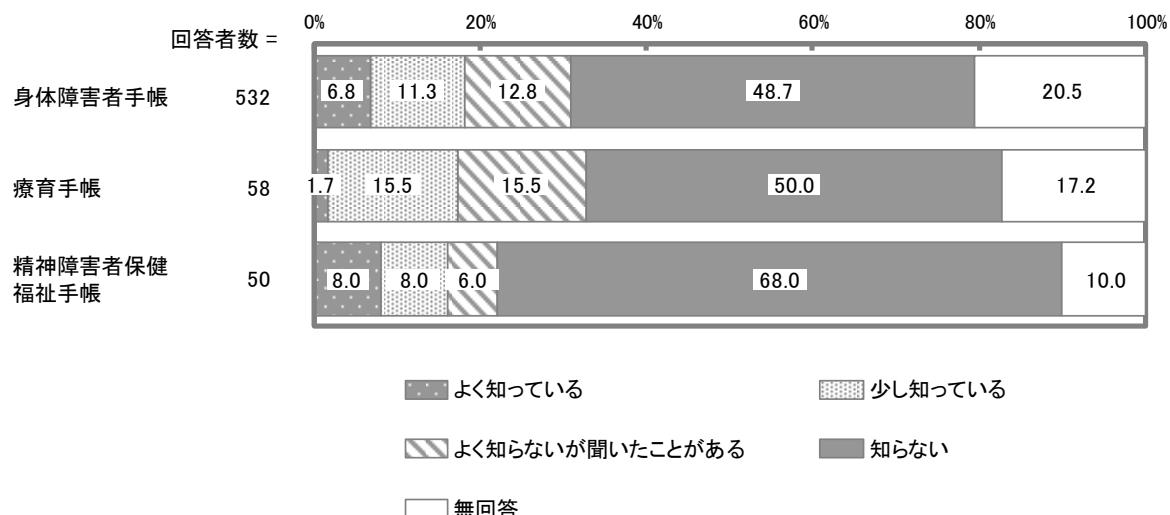
「障害者差別解消法」の認知度について、「知らない」の割合は49.7%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の割合が12.1%、「少し知っている」の割合が11.0%となっています。

「障害者差別解消法」の認知度



【所持手帳別】

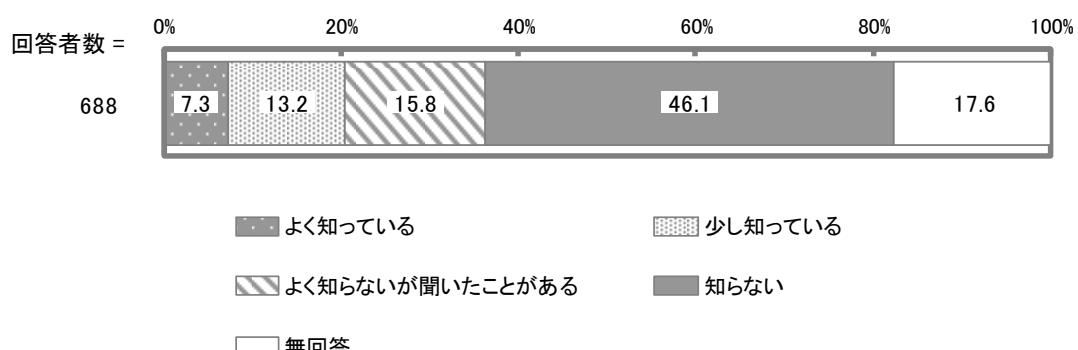
所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「知らない」の割合が高くなっています。



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

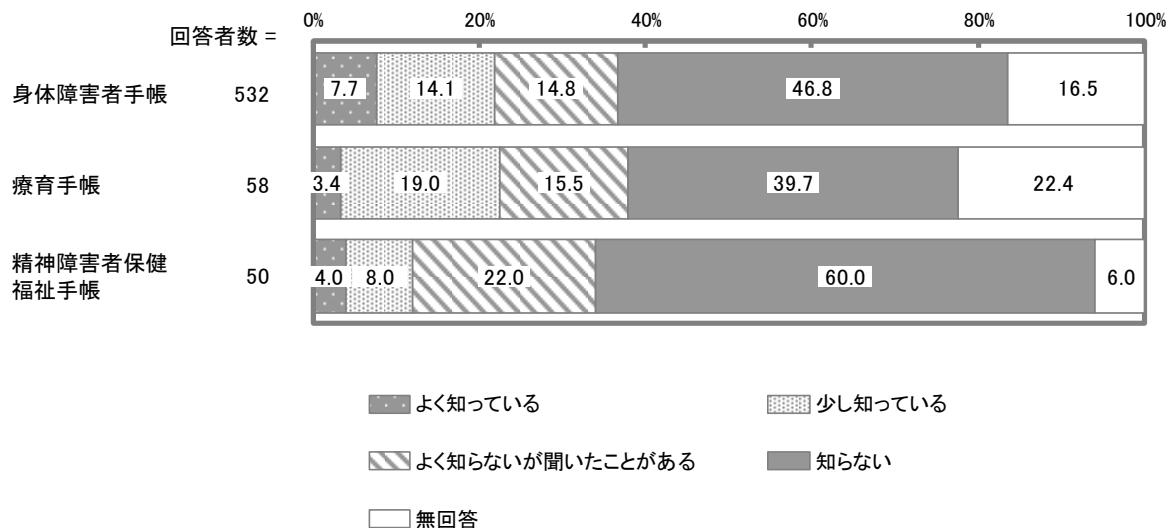
「障害者虐待防止法」の認知度について、「知らない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」の割合が15.8%、「少し知っている」の割合が13.2%となっています。

「障害者虐待防止法」の認知度



【所持手帳別】

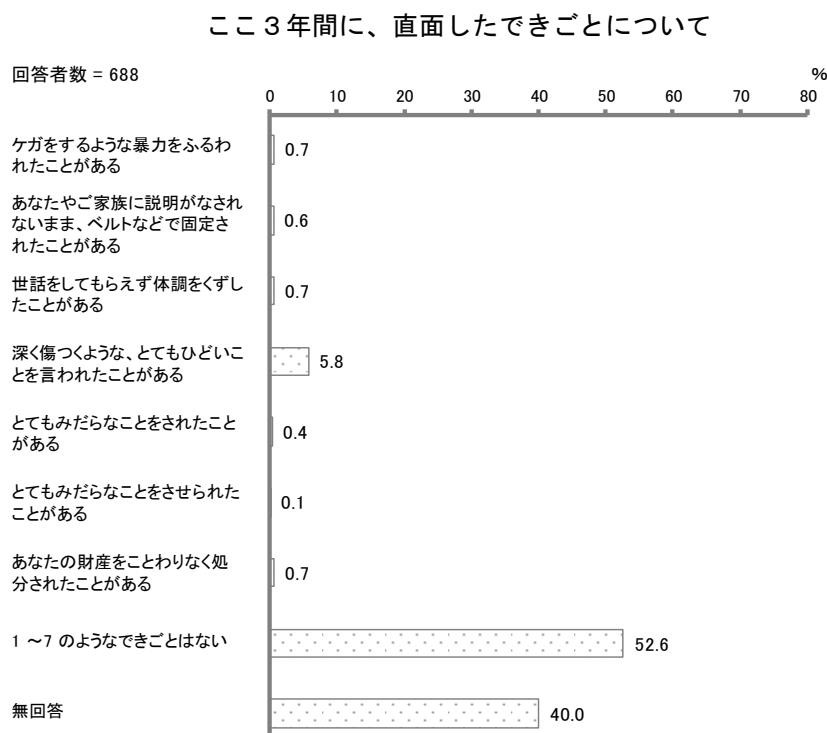
所持手帳別でみると、大きな差異はみられません。



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑭ ここ3年間に、直面したできごとについて

ここ3年間に、直面したできごとについて、「1~7のようなできごとはない」の割合が52.6%と最も高くなっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「ケガをするような暴力をふるわれたことがある」「あなたやご家族に説明がなされないまま、ベルトなどで固定されたことがある」「世話をしてもらえず体調をくずしたことがある」「深く傷つくような、とてもひどいことを言われたことがある」の割合が高くなっています。

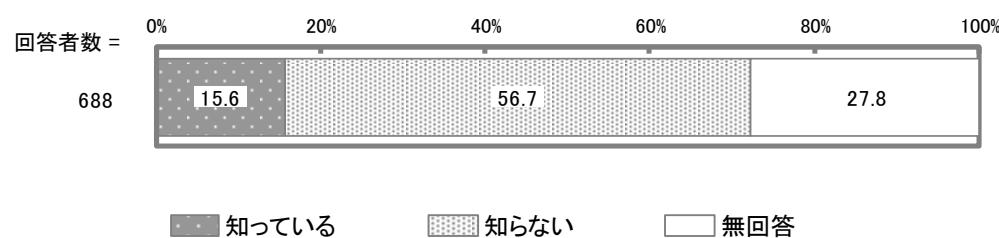
単位：%

区分	有効回答数（件）	るわれたことのある暴力をふ	ケガをするような暴力をふ	で固定されたことがある	あなたやご家族に説明がな	く世話をしてもらえず体調を	がひどいことをと言われたこと	深く傷つくような、とても	とてもみだらなことをされ	とてもみだらなことがある	あなたの財産をことわりな	く処分されたことがある	ない1~7のようなできごとは	無回答
身体障害者手帳	532	0.4	0.2	0.6	3.8	0.2	—	0.6	54.1	41.2				
療育手帳	58	1.7	—	—	5.2	—	—	1.7	58.6	32.8				
精神障害者保健福祉手帳	50	4.0	6.0	4.0	26.0	4.0	2.0	—	42.0	26.0				

⑯ 役場の窓口や兵庫県障害者権利擁護センターなどの通報の場の認知度

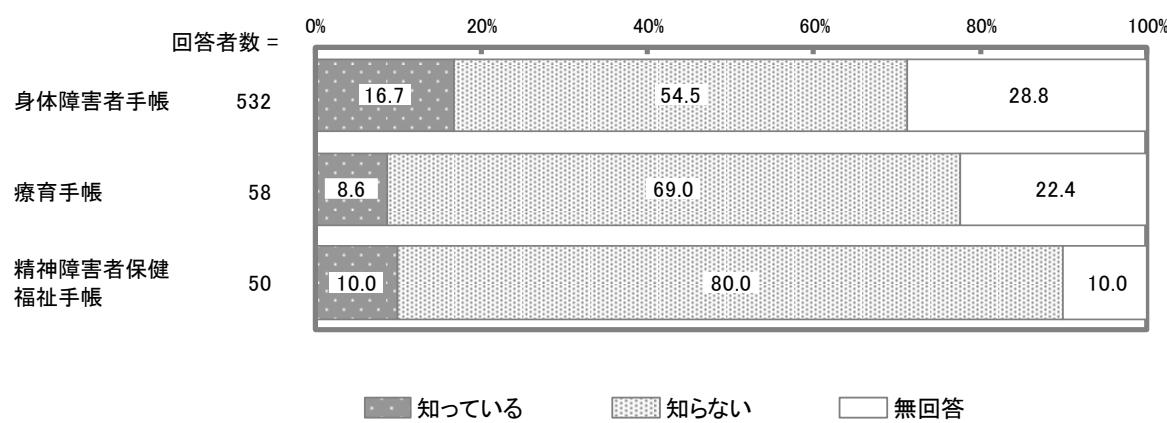
役場の窓口や兵庫県障害者権利擁護センターなどの通報の場の認知度について、「知っている」の割合が15.6%、「知らない」の割合が56.7%となっています。

役場の窓口や兵庫県障害者権利擁護センターなどの通報の場の認知度



【所持手帳別】

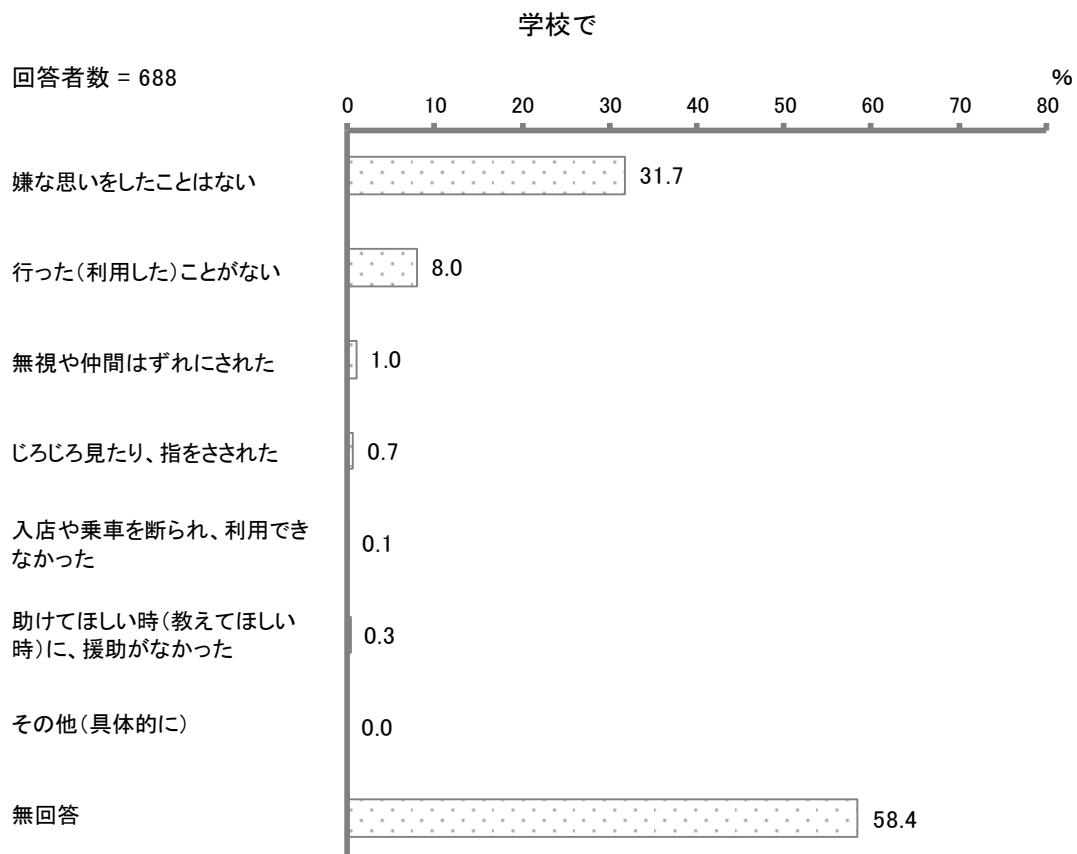
所持手帳別でみると、身体障害者手帳で「知っている」の割合が高くなっています。



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑯ ここ3年間に、差別を受けたり、嫌な思いをした経験

学校で「嫌な思いをしたことない」の割合が31.7%と最も高くなっています。



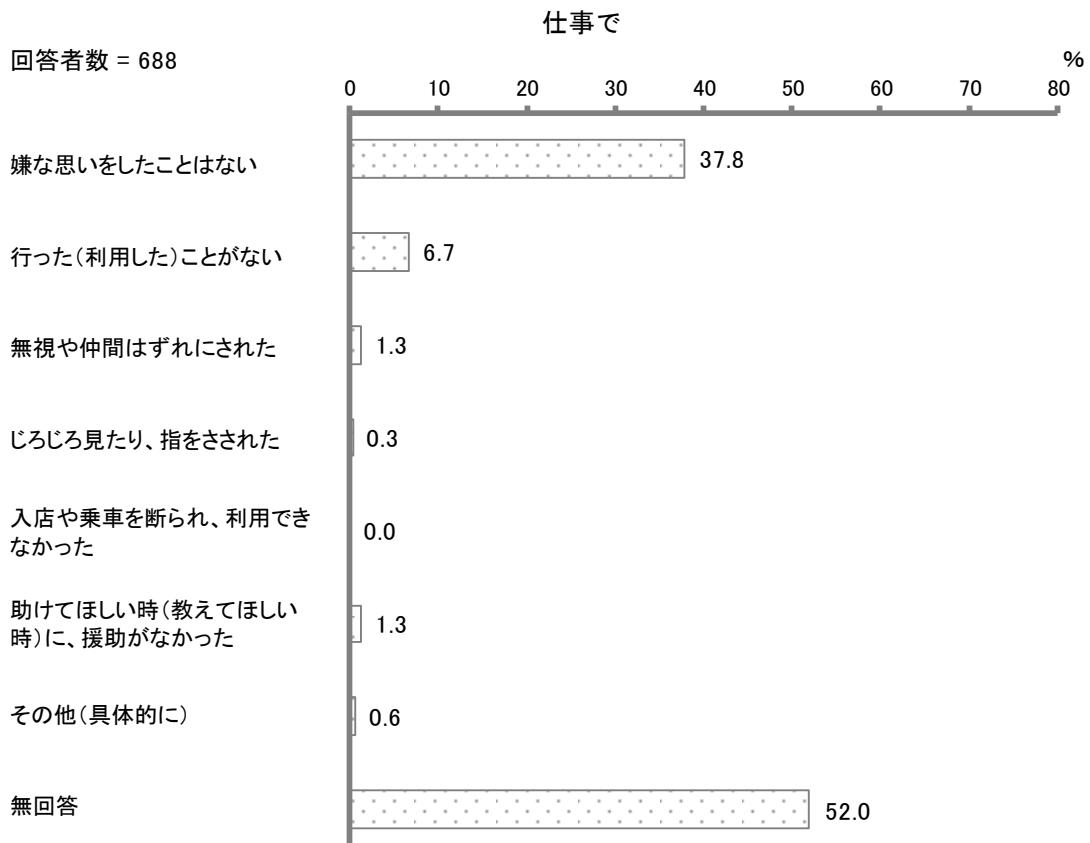
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「無視や仲間はずれにされた」「じろじろ見たり、指をさされた」の割合が高くなっています。

単位 : %

区分	有効回答数(件)	嫌な思いをしたことはない	行った(利用した)ことがない	無視や仲間はずれにされた	じろじろ見たり、指をさされた	入店や乗車を断られ、利用できなかつた	がてほしき時に、(教)援助がなかつた	その他(具体的に)	無回答
身体障害者手帳	532	32.1	7.9	0.2	—	0.2	—	—	59.6
療育手帳	58	34.5	8.6	8.6	6.9	—	1.7	—	43.1
精神障害者保健福祉手帳	50	30.0	10.0	2.0	—	—	2.0	—	56.0

仕事で「嫌な思いをしたことはない」の割合が37.8%と最も高くなっています。



【所持手帳別】

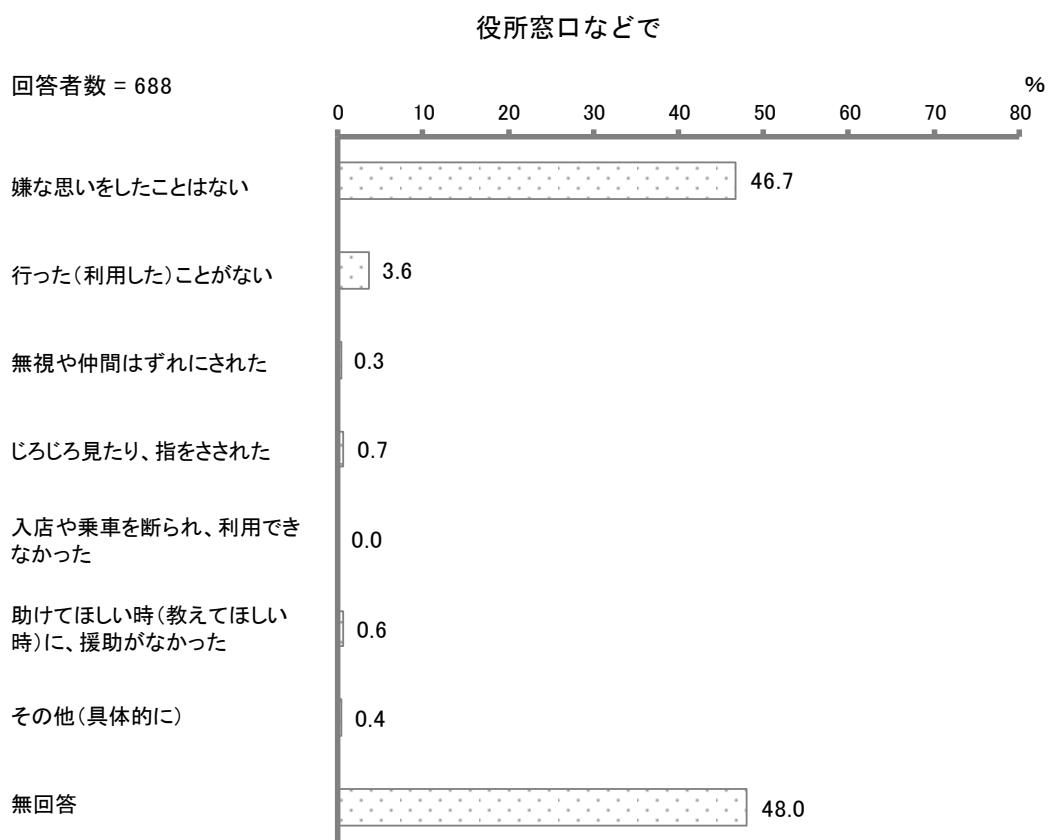
所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「無視や仲間はずれにされた」「助けてほしい時（教えてほしい時）に、援助がなかつた」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	嫌な思いをしたことはない	行った（利用した）ことがない	無視や仲間はずれにされた	じろじろ見たり、指をされ	きなかつた	入店や乗車を断られ、利用できなかつた	助けてほしい時（教えてほしい時）に、援助がなかつた	その他（具体的に）	無回答
身体障害者手帳	532	38.5	6.8	0.9	0.4	—	0.4	0.2	52.8	
療育手帳	58	43.1	10.3	—	—	—	—	1.7	—	44.8
精神障害者保健福祉手帳	50	38.0	4.0	6.0	—	—	—	10.0	6.0	36.0

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

役所窓口などで「嫌な思いをしたことはない」の割合が 46.7%と最も高くなっています。



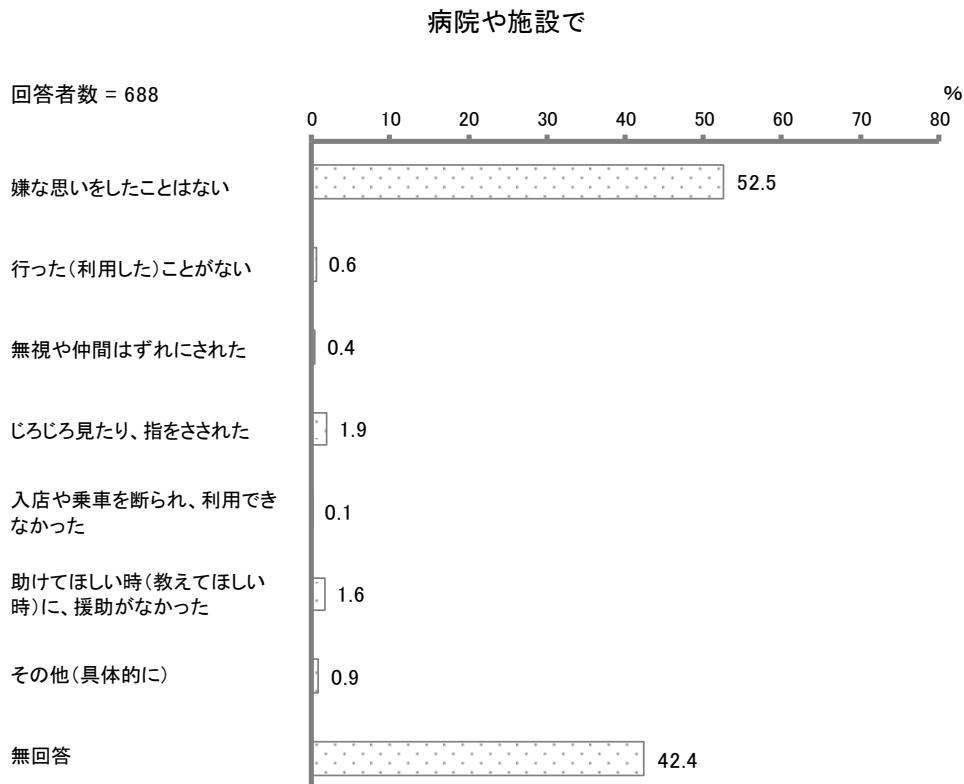
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「行った（利用した）ことがない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「じろじろ見たり、指をさされた」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	嫌な思いをしたことはない	が行なった（利用した）こと	た無視や仲間はずれにされ	されたじろじろ見たり、指をさ	用できなかつた入店や乗車を断られ、利	かほつたほついた時に、援助がな	その他の（具体的に）	無回答
身体障害者手帳	532	48.1	3.0	0.4	0.6	—	0.2	0.2	47.9
療育手帳	58	44.8	10.3	—	—	—	1.7	—	43.1
精神障害者保健福祉手帳	50	48.0	2.0	—	4.0	—	2.0	4.0	40.0

病院や施設で「嫌な思いをしたことはない」の割合が 52.5%と最も高くなっています。



【所持手帳別】

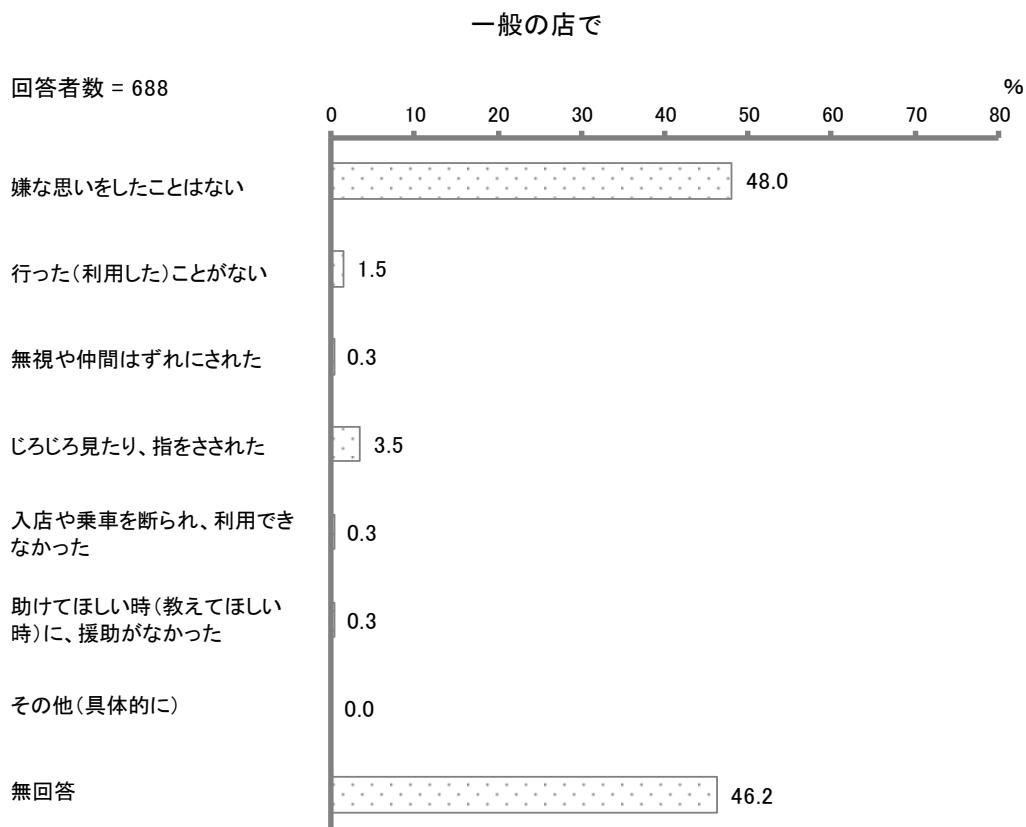
所持手帳別でみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「じろじろ見たり、指をさされた」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「無視や仲間はずれにされた」「助けてほしい時（教えてほしい時）に、援助がなかった」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数(件)	嫌な思いをしたことはない	行った(利用した)ことがない	無視や仲間はずれにされた	じろじろ見たり、指をさされた	入店や乗車を断られ、利用できなかつた	がてほしかった時に、(教え)助けてほしい時(教えてほしい時)に、援助がなかった	その他(具体的に)	無回答
身体障害者手帳	532	54.9	0.8	—	0.9	0.2	0.8	0.6	42.1
療育手帳	58	55.2	—	—	6.9	—	3.4	—	36.2
精神障害者保健福祉手帳	50	44.0	—	4.0	6.0	—	8.0	6.0	34.0

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

一般の店で「嫌な思いをしたことはない」の割合が48.0%と最も高くなっています。

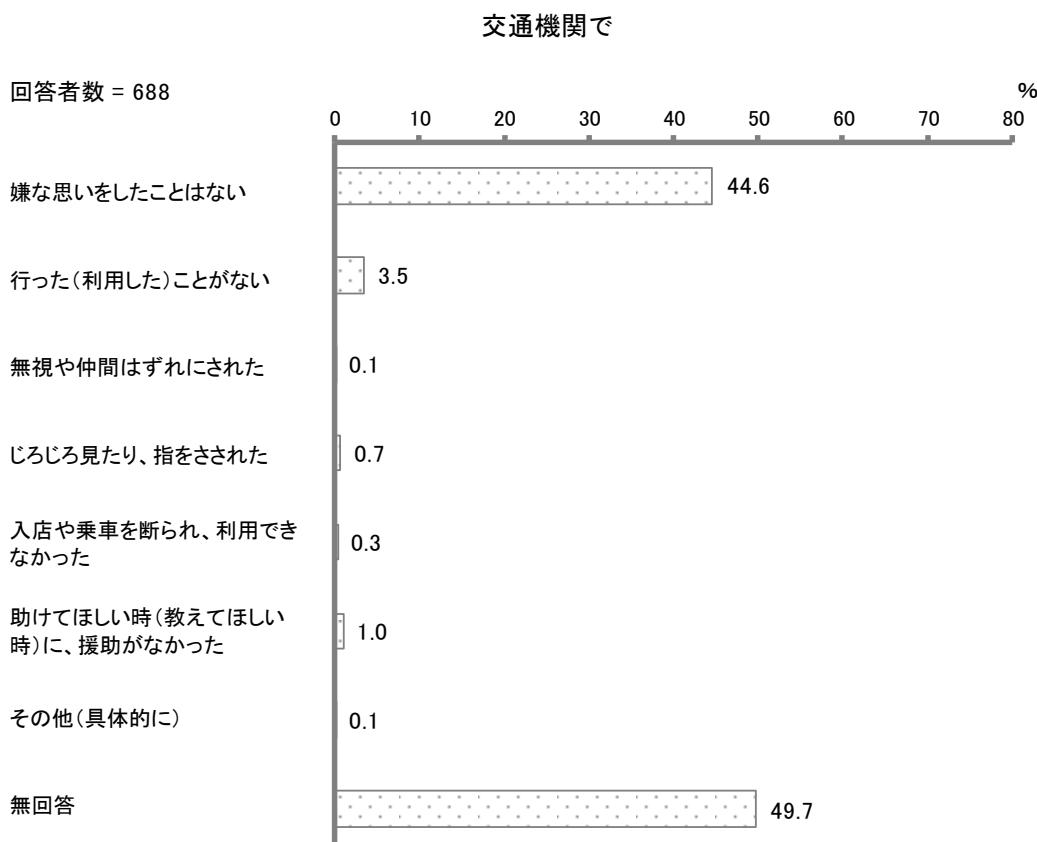


【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「じろじろ見たり、指をさされた」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「無視や仲間はずれにされた」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	単位：%									
		嫌な思いをしたことはない	行った(利用した)ことがない	無視や仲間はずれにされた	じろじろ見たり、指をさされた	入店や乗車を断られ、利用できなかつた	がてほしかった時に、(教え)援助がなかった	その他(具体的に)	無回答		
身体障害者手帳	532	50.4	1.5	—	2.3	0.4	—	—	45.5		
療育手帳	58	46.6	3.4	—	8.6	—	1.7	—	39.7		
精神障害者保健福祉手帳	50	46.0	—	4.0	4.0	—	2.0	—	44.0		

交通機関で「嫌な思いをしたことはない」の割合が 44.6%と最も高くなっています。



【所持手帳別】

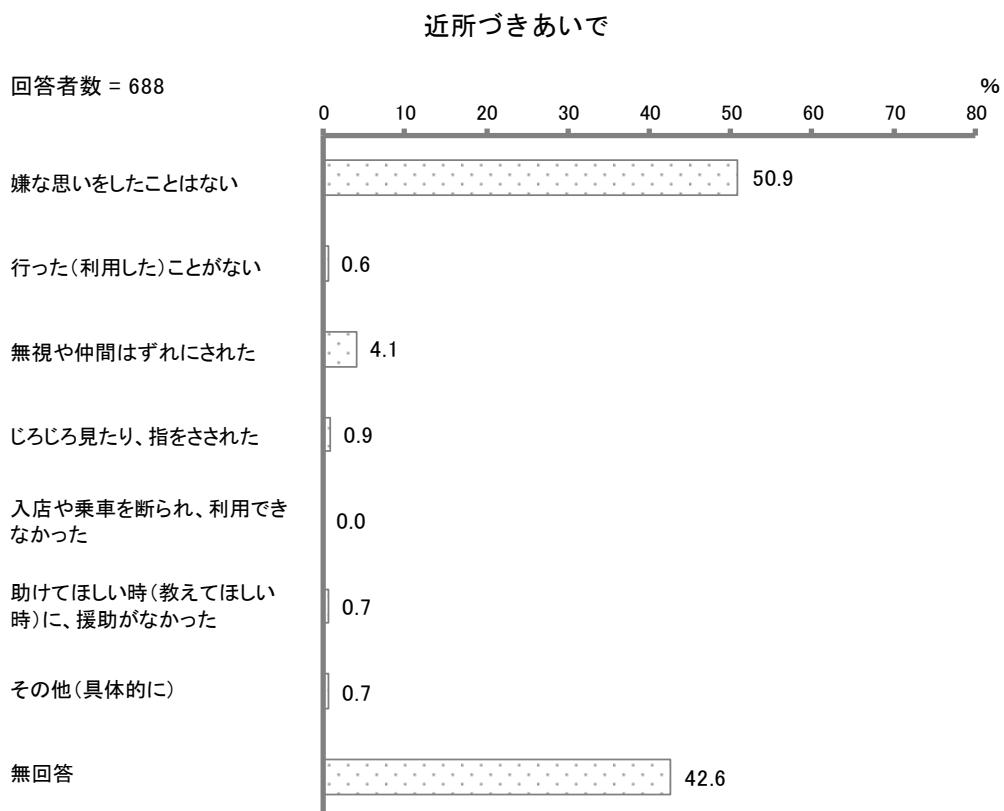
所持手帳別でみると、療育手帳で「じろじろ見たり、指をさされた」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	嫌な 思い を し た こ と は	行 っ た (利 用 し た) こ と	無 視 や 仲 間 は ず れ に さ れ た	じ ろ じ ろ 見 た り 、 指 を さ さ れ た	入 店 や 乗 車 を 断 ら れ 、 利 用 可 能 性 不 足 し た	助 け て ほ し い 時 に 、 援 助 が な か つ た	そ の 他 (具 体 的 に)	無 回 答
身体障害者手帳	532	45.3	3.8	—	0.4	0.2	0.8	0.2	49.4
療育手帳	58	50.0	3.4	—	3.4	—	1.7	—	41.4
精神障害者保健福祉手帳	50	50.0	—	2.0	—	—	2.0	—	46.0

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

近所づきあいで「嫌な思いをしたことはない」の割合が 50.9%と最も高くなっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、療育手帳で「じろじろ見たり、指をさされた」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「無視や仲間はずれにされた」「助けてほしい時(教えてほしい時)に、援助がなかった」の割合が高くなっています。

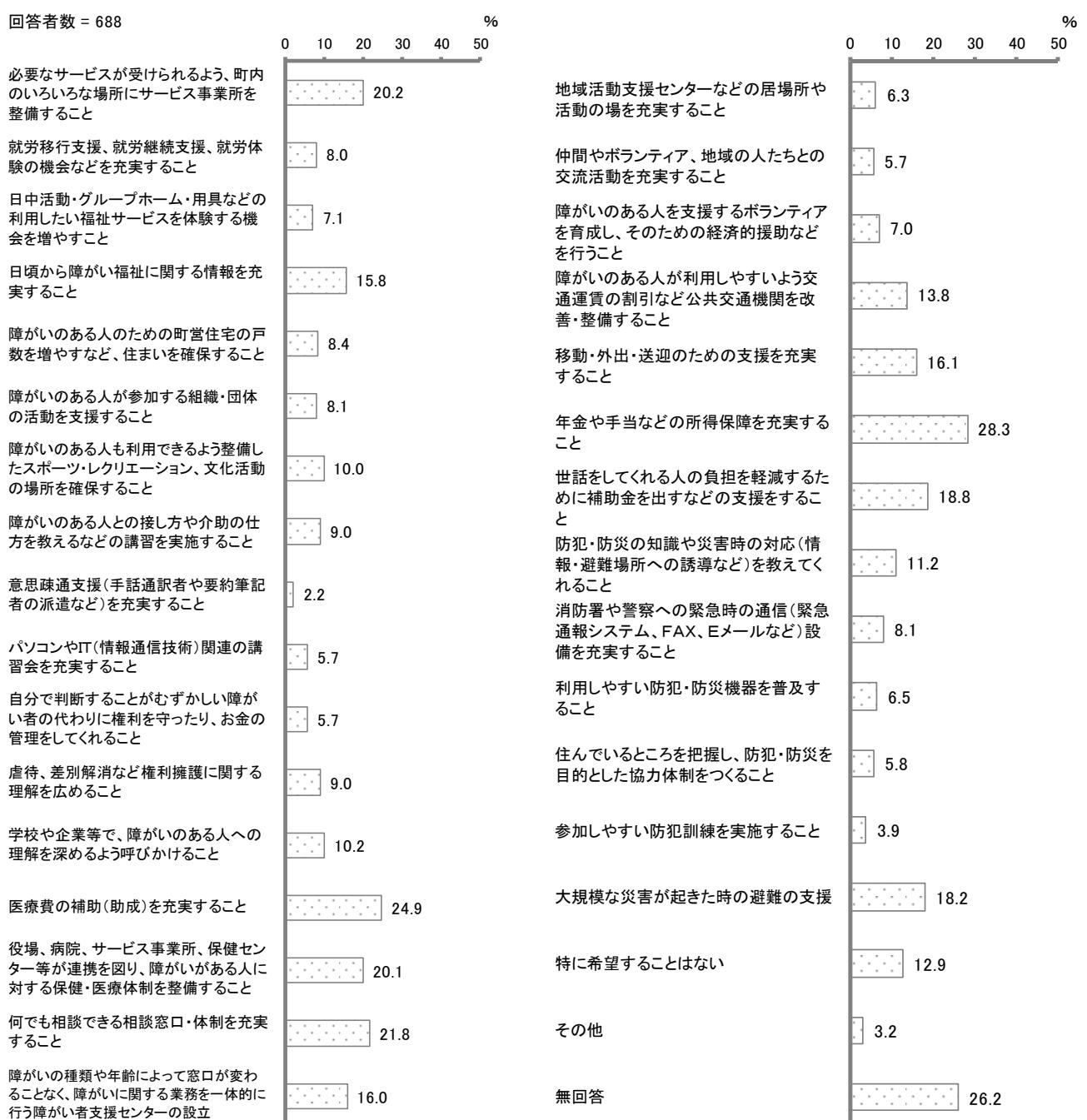
単位 : %

区分	有効回答数 (件)	嫌な 思いを したこと は ない	行つ た (利 用 し た) こ れ た い	無 視 や 仲 間 は ず れ に さ れ た	じ ろ じ ろ 見 た り 、 指 を さ れ た	入 店 や 乗 車 を 断 ら れ 、 利 用 で き な か つ た	助 け て ほ し い 時 (教 え て ほ し い 時) に 、 援 助 が な か つ た	そ の 他 (具 体 的 に)	無 回 答
身体障害者手帳	532	53.6	0.4	3.8	0.2	—	0.2	0.4	41.7
療育手帳	58	51.7	—	1.7	5.2	—	1.7	—	41.4
精神障害者保健福祉手帳	50	40.0	2.0	12.0	4.0	—	4.0	4.0	36.0

⑪ 町への希望について

町に対して希望することとして、「年金や手当などの所得保障を充実すること」「医療費の補助（助成を充実すること）」「何でも相談できる相談窓口・体制を充実すること」「役場、病院、サービス事業所、保健センター等が連携を図り、障がいがある人にに対する保健・医療体制を整備すること」などの割合が高くなっています。

町に対して希望すること



◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

【所持手帳別】

いずれの手帳をお持ちの人も「必要なサービスが受けられるよう、町内のいろいろな場所にサービス事業所を整備すること」「医療費の補助（助成）を充実すること」「役場、病院、サービス事業所、保健センター等が連携を図り、障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること」「何でも相談できる相談窓口・体制を充実すること」「年金や手当などの所得保障を充実すること」「世話をしてくれる人の負担を軽減するために補助金を出すなどの支援をすること」の割合が高くなっています。

所持手帳別でみると、身体障害者手帳の人で「大規模な災害が起きた時の避難の支援」「日頃から障がい福祉に関する情報を充実すること」「移動・外出・送迎のための支援を充実すること」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	有効回答数（件）	何でも相談できる相談窓口・体制を充実すること	役場、病院、サービス事業所、保健センター等が連携を図り、障がいがある人に対する保健・医療体制を整備すること	医療費の補助（助成）を充実すること
身体障害者手帳	532	19.0 4.7 5.6 14.8 7.0 6.2 8.3 7.3 2.1 4.9 4.1 7.1 7.5 25.2 19.9 20.5	自分で判断することがむずかしい障がい者の代わりに権利を守つたり、お金の管理をしてくれること	学校や企業等で、障がいのある人への理解を深めるよう呼びかけること
療育手帳	58	27.6 31.0 17.2 15.5 13.8 19.0 20.7 19.0 3.4 6.9 10.3 15.5 25.9 29.3 22.4 22.4	虐待、差別解消など権利擁護に関する理解を広めること	パソコンやＩＴ（情報通信技術）関連の講習会を充実すること
精神障害者保健福祉手帳	50	30.0 18.0 6.0 26.0 16.0 18.0 14.0 12.0 ー 14.0 16.0 18.0 18.0 24.0 24.0 34.0	意思疎通支援（手話通訳者や要約筆記者の派遣など）を充実すること	意思疎通支援（手話通訳者や要約筆記者の派遣など）を充実すること

療育手帳の方で「就労移行支援、就労継続支援、就労体験の機会などを充実すること」「障がいの種類や年齢によって窓口が変わることなく、障がいに関する業務を一体的に行う障がい者支援センターの設立」「学校や企業等で、障がいのある人への理解を深めるよう呼びかけること」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の人で「障がいのある人が利用しやすいよう交通運賃の割引など公共交通機関を改善・整備すること」「日頃から障がい福祉に関する情報を充実すること」「防犯・防災の知識や災害時の対応（情報・避難場所への誘導など）を教えてくれること」の割合が高くなっています。

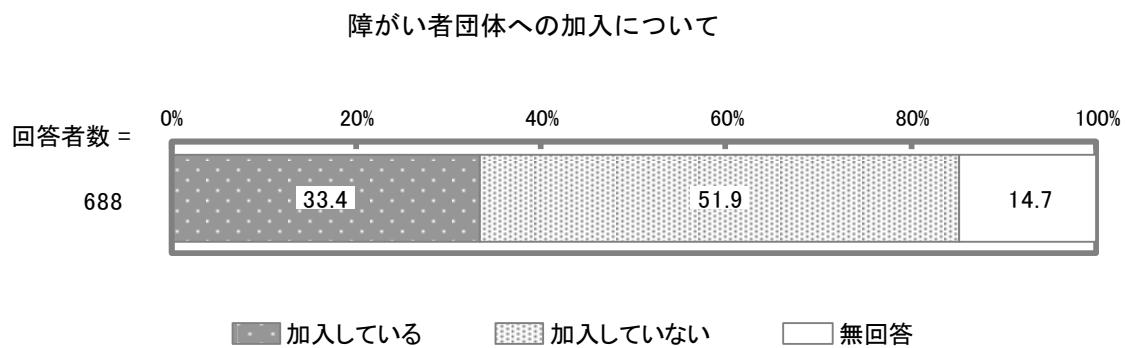
単位：% (つづき)

区分	地域活動支援センターなどの居場所や活動の場を充実すること	障がいの種類や年齢によって窓口が変わることなく、障がいに関する業務を一体的に行う障がい者支援センターの設立	と仲間やボランティア、地域の人たちとの交流活動を充実すること	障がいのある人を利用するしやすいよう交通運賃の割引など公共交通機関を改善・整備すること	障がいのある人を支援するボランティアを育成し、そのための経済的援助などをを行うこと	移動・外出・送迎のための支援を充実すること	年金や手当などの所得保障を充実すること	消防署や警察への緊急時の通信（緊急通報システム、FAX、Eメールなど）設備を充実すること	防犯・防災の知識や災害時の対応（情報・避難場所への誘導など）を教えてくれること	世話をしてくれる人の負担を軽減するために補助金を出すなどの支援すること	利用しやすい防犯・防災機器を普及すること	住んでいるところを把握し、防犯・防災を目的とした協力体制をつくること	参加しやすい防犯訓練を実施すること	大規模な災害が起きた時の避難の支援	特に希望することはない	その他	無回答
身体障害者手帳	13.5	4.5	3.8	5.6	12.0	14.5	27.6	19.4	9.0	7.1	5.5	4.5	3.0	18.0	14.7	2.8	25.8
療育手帳	31.0	19.0	13.8	15.5	20.7	20.7	31.0	19.0	20.7	12.1	12.1	15.5	8.6	22.4	10.3	5.2	24.1
精神障害者保健福祉手帳	22.0	12.0	12.0	14.0	28.0	24.0	44.0	20.0	26.0	16.0	12.0	10.0	8.0	20.0	4.0	6.0	16.0

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

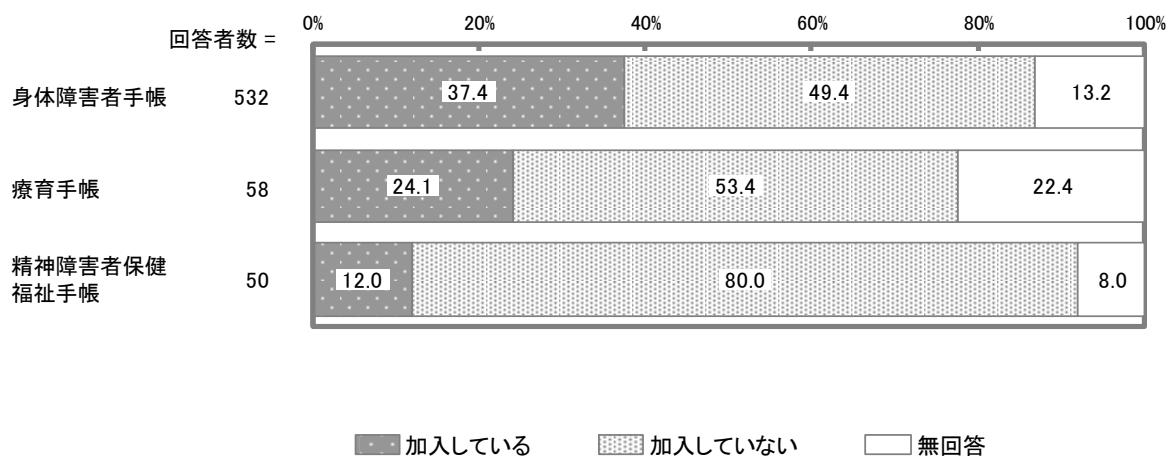
⑯ 障がい者団体への加入について

障がい者団体への加入について、「加入している」の割合が33.4%、「加入していない」の割合が51.9%となっています。



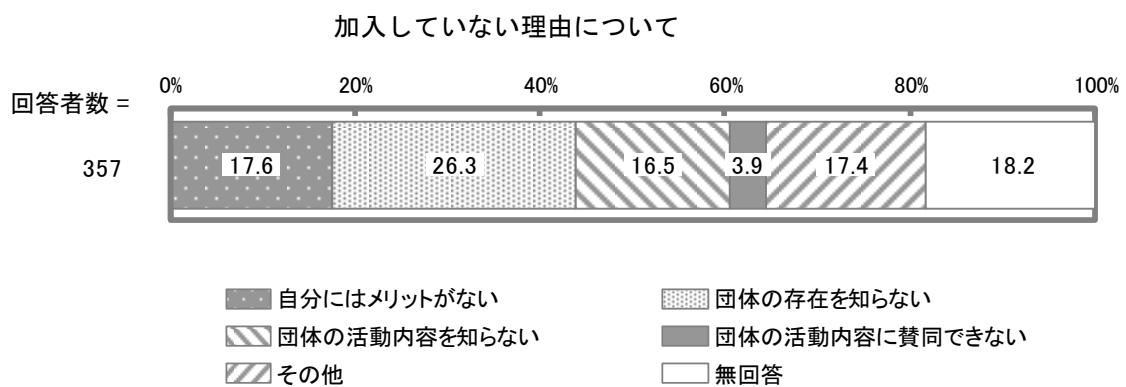
【所持手帳別】

所持手帳別でみると、身体障害者手帳で「加入している」の割合が高くなっています。



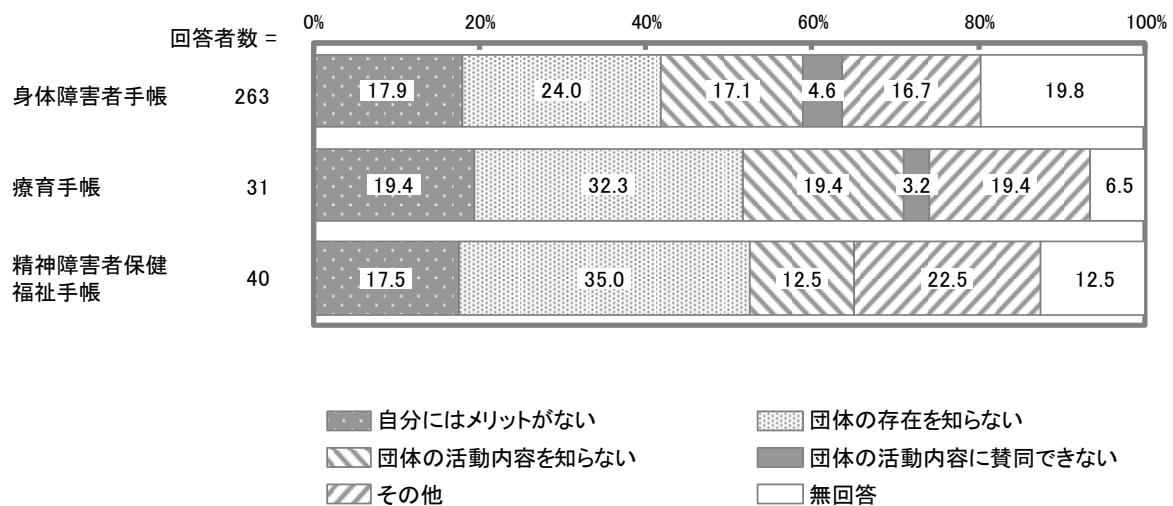
⑯ 加入していない理由について

加入していない理由は、「団体の存在を知らない」の割合が26.3%と最も高く、次いで「自分にはメリットがない」の割合が17.6%、「団体の活動内容を知らない」の割合が16.5%となっています。



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、大きな差異はみられません。



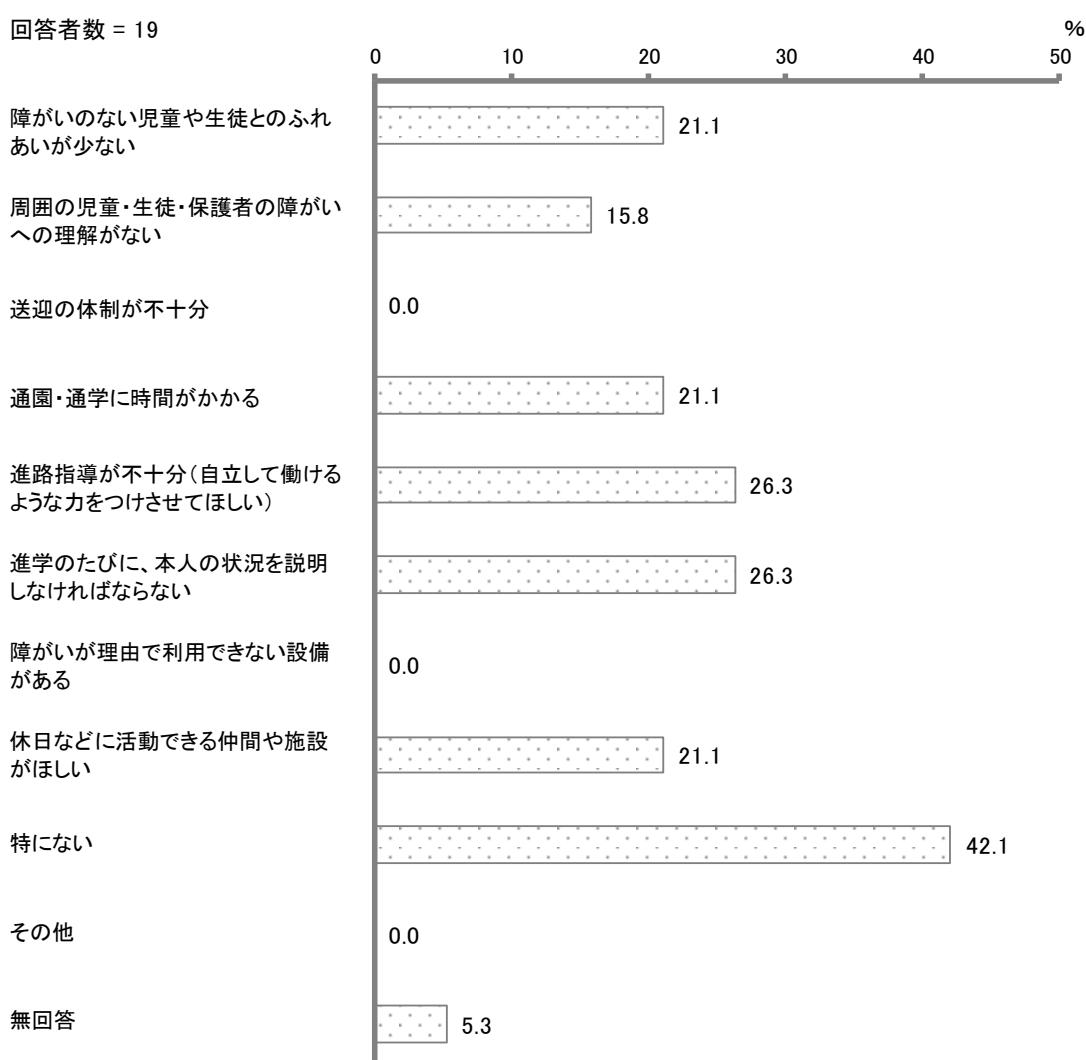
◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

⑩ 保育・教育について不安に感じていること

保育・教育について不安に感じていることとして、「進路指導が不十分（自立して働くような力を付けさせてほしい）」「進学のたびに、本人の状況を説明しなければならない」「障がいのない児童や生徒とふれあいが少ない」「通学通園に時間がかかる」「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」の割合が高くなっています。

保育・教育について不安に感じていること

回答者数 = 19



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、大きな差異はみられません。

単位：%

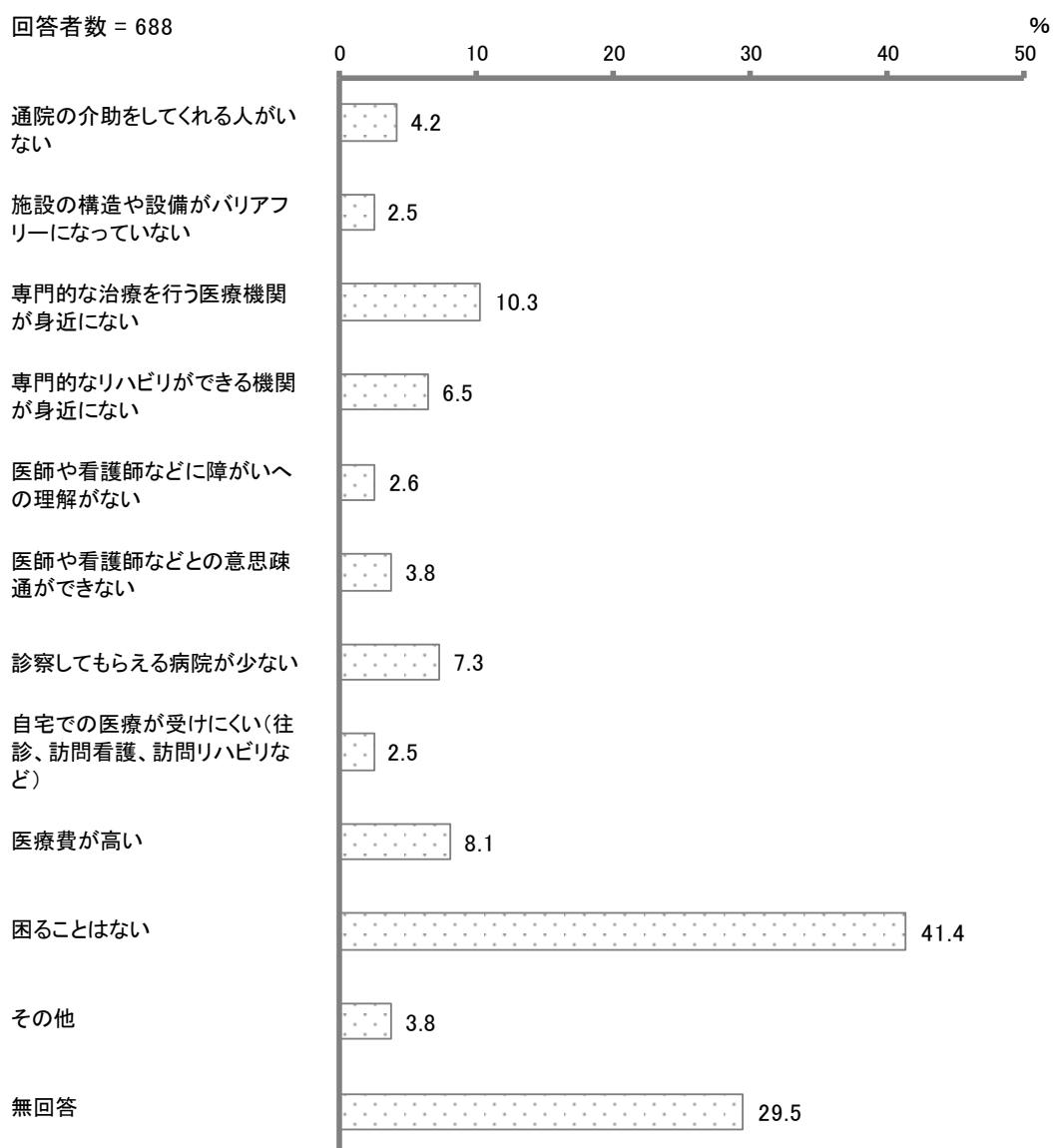
区分	有効回答数（件）	周囲の児童・生徒・保護者の障がいへの理解がない	障がいのない児童や生徒とのふれあいが少ない	送迎の体制が不十分	通園・通学に時間がかかる	進路指導が不十分（自立して働くような力をつけてほしい）	進学のたびに、本人の状況を説明しなければならない	障がいが理由で利用できない設備がある	休日などに活動できる仲間や施設がある	特にない	その他	無回答
身体障害者手帳	4	—	—	—	—	—	—	—	—	75.0	—	25.0
療育手帳	12	25.0	16.7	—	25.0	25.0	41.7	—	33.3	33.3	—	—
精神障害者保健福祉手帳	1	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

㉑ 診察について

診察を受けるときに困ることについて、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」「医療費が高い」「診察してもらえる病院が少ない」「専門的なりハビリができる機関が身近にない」の割合が高くなっています。

診察を受けるときに困ること



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「診察してもらえる病院が少ない」「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」「医療費が高い」「医師や看護師などとの意思疎通ができない」の割合が高くなっています。

単位：%

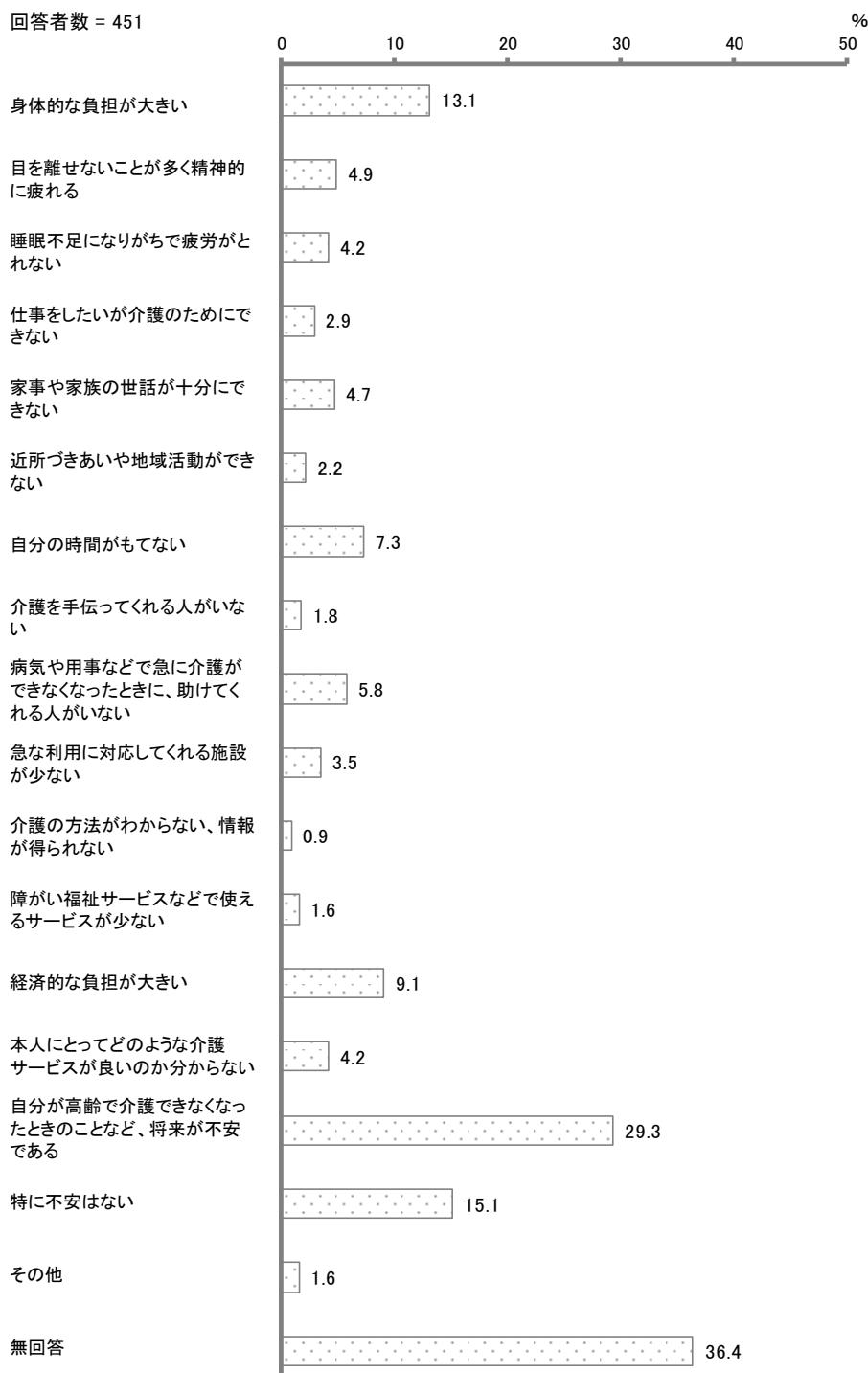
区分	有効回答数 (件)	通院の介助をしてくれる人がいない	施設の構造や設備がバリアフリーになつていらない	専門的な治療を行う医療機関が身近にない	専門的なリハビリができる機関が身近にない	医師や看護師などとの理解がかない	医師や看護師などとの意思疎通ができない	診察してもらえる病院が少ない	自宅での医療が受けにくく（往診、訪問看護、訪問リハビリなど）	医療費が高い	困ることはない	その他	無回答
身体障害者手帳	532	4.9	2.8	10.3	6.6	2.3	2.6	5.6	1.7	7.1	43.6	3.4	29.5
療育手帳	58	—	1.7	3.4	1.7	1.7	8.6	6.9	1.7	5.2	50.0	3.4	27.6
精神障害者保健福祉手帳	50	2.0	2.0	18.0	12.0	10.0	14.0	30.0	10.0	18.0	30.0	8.0	14.0

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

㉗ 介助する上での悩みについて

介助する上での悩みについて、「自分が高齢で介護できなくなったときのことなど、将来が不安である」の割合が29.3%と最も高く、次いで「特に不安はない」の割合が15.1%、「身体的な負担が大きい」の割合が13.1%となっています。

介助する上での悩みについて



【所持手帳別】

所持手帳別でみると、大きな差異はみられません。

単位：%

区分	有効回答数 (件)	身体的な負担が大きい	目を離せないことが多く精神的に疲れる	睡眠不足になりがちで疲労がとれない	仕事をしたいが介護のためできない	家事や家族の世話が十分にできない	近所づきあいや地域活動ができない	自分の時間がもてない	介護を手伝ってくれる人がいない	病気や用事などで急に介護ができなくなつたときに、助けてくれる人がいない
身体障害者手帳	355	13.5	3.7	3.9	3.4	4.8	2.5	7.0	2.0	5.9
療育手帳	35	5.7	11.4	2.9	—	2.9	2.9	8.6	—	2.9
精神障害者保健福祉手帳	33	12.1	9.1	9.1	3.0	9.1	—	9.1	—	9.1

区分	施設が少ないと急な利用に対応してくれる	介護の方法がわからぬ、情報が得られない、	障がい福祉サービスなどでは使えるサービスが少ない	経済的な負担が大きい	本人にとってどのような介護サービスが良いのか分からぬ	自分が高齢で介護できなくなることなど、将来が不安である	特に不安はない	その他	無回答
身体障害者手帳	3.1	1.1	0.8	9.0	3.7	27.0	15.2	2.0	37.7
療育手帳	11.4	—	2.9	5.7	11.4	45.7	14.3	—	22.9
精神障害者保健福祉手帳	—	—	6.1	15.2	6.1	33.3	15.2	—	33.3

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

4 アンケート（事業所）

（1）調査の概要

① 調査目的

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期多可町障がい福祉計画（第1期多可町障がい児福祉計画を含む）の策定のための基礎調査としてアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

多可町内のすべての事業所

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 調査期間

平成29年8月18日～平成29年9月4日

（2）回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
21通	19通	90.5%

（3）備考

- 記述式のアンケートを実施しました。

(4) 事業所へのアンケート

① 利用者について

- ・生活介護・就労継続支援B型の事業所で利用者の送迎を課題に挙げている。送迎の利用希望は多く、広範囲の送迎に必死で対応している状況である。町には送迎の車両購入に当たっての補助事業や送迎サービス（福祉タクシー）の多面的な利用方法を検討してほしい。
- ・共同生活援助・施設入所・就労継続支援B型の事業所で利用者の高齢化を課題に挙げている。具体的には、本人の医療的ケアの場面が増えていること。（一般）就労が困難になってきていること。どのタイミングで介護保険サービスに移行するかということ。医療機関やハローワークとの連携、相談員や行政との連携をさらに進める必要がある。
- ・生活介護・共同生活援助の事業所で利用者の増加を課題に挙げている。利用希望が定員を超えており対応できない状況がでてきている。既設の事業所の定員増や新規事業所の開設など、予想される利用者の増加に対応できるようにする必要がある。就労継続支援B型の事業所については、定員いっぱいである事業所、利用者の確保が困難な事業所がある。事業所の周知・紹介活動の問題なのかサービス提供上の問題なのかといった理由を明らかにする必要がある。
- ・計画相談支援の事業で相談支援能力不足や相談支援件数の多さを課題に挙げている。利用者の理解ができていないこと。町内の利用者の人の相談支援でもかなりの件数だが、さらに近隣市町からの相談支援を受けざるを得ない状況である。相談員としてのスキルアップのために研修に積極的に参加すること、他の事業所の紹介や斡旋、相談支援員を増やせないか、あるいは新たに相談支援事業所が開設されることを願っておられる。
- ・移動支援の事業所でヘルパーの確保が困難であることを課題に挙げている。時間が長いため、ヘルパー確保が困難で、利用者の中には「お手伝いさん」のように思われ対応が難しいことがある。移動支援のサービスについて行政から周知してほしい。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

② 事業運営について

- ・回答いただいたほとんどの事業所で職員の確保に苦慮していることを課題に挙げている。働く時間帯が短時間であったり、早朝や夜であったり、働きやすい職場とはいえないかもしれないなかで、このような勤務形態であっても働いていただける方を見つける求人活動がいっそう求められると認識されている。
- ・職員の高齢化を課題に挙げている。次世代の職員をどう確保し育成していくかが難しい状況である。
- ・職員のスキルアップを課題に挙げている。各事業所において、いろんな研修等への参加をどのようにすすめていくかを検討されている。
- ・いくつかの事業所で優れた職員の流出防止を課題に挙げている。厳しい経営下で待遇面をどこまで改善できるかを検討されている。
- ・障がい児通所・計画相談支援の事業所で経営上採算がとれないことを課題に挙げている。重度障がい（医療的ケア児）の人が対象で職員配置が多く採算が合わない。また計画相談の単価では経営が非常に難しい。他事業でカバーしたり、町の委託事業を受けてなんとかカバーしていくことが求められている。町で送迎バスや計画相談の支援としてなんらかの助成を検討してほしいという思いがある。
- ・建築費や賃貸料、急な消防設備の整備の支出で経営が難しい。多可町内で事業を続けられるかということを危惧しておられる事業所もある。公的な助成だけでなく、財団等の福祉的な助成事業を調べていく必要がある。
- ・ヘルパーステーションでは、家事援助等で介護保険のサービスに比べ、障がいのサービスのほうが点数が低いことを課題に挙げられている。経営上障がいのヘルパーでは運営しにくい状況がある。

③ サービスや活動

- 回答いただいた多くの事業所で利用者のニーズや変化に対応したサービス提供や仕事をしていくことの難しさを課題に挙げている。利用者の年齢幅がある中で個々の活動の組み立てが難しいこと。日曜日も外出したいと要望があること。利用者が重症化の傾向にあること。余暇活動の工夫が必要であること。本人・相談員・事業所・行政の連携が求められる。
- 共同生活援助や生活介護の事業所で人手不足でできることが限られることが課題に挙げられている。職員のスキルアップのために勉強会を開催したり研修に参加したいが、職員の確保の問題が根底にある。
- 生活介護・就労継続支援B型の事業所で指定管理の施設が改裝困難であることを課題に挙げている。生活介護で入浴サービス、就労継続支援B型ではスペース不足がある。町において指定管理の施設でも改裝を可能にする方法を検討してほしい。
- 就労継続支援B型の事業所で元利用者の就職活動等の報告がボランティアであり、助成がないことを課題に挙げている。余暇活動の一環として必要な活動であり助成事業になりうるか検討してほしい。

④ 関係機関との連携

- 回答いただいた多くの事業所で関係機関との連携がうまく出来ていない、あるいは情報交換できればありがたいといったコメントが挙がっている。総合支援協議会、地域包括ケアネットワーク会議、多可作連の活動を充実し、そこにいろんな事業所が参加して情報共有の場となるよう町で検討してほしい。
- 就労継続支援B型の事業所でサービス時間中に事業所を抜ける事が難しいことを課題に挙げている。人員がギリギリのなかでぬけれないという状況である。職員確保や体制の見直しもあるが、町からメール等で周期的に情報を発信してほしいという要望がある。
- 入手したい情報としては、ボランティア活動を積極的にされる人、財政支援するような各種助成制度の情報等がある。
- 就労継続支援A型の事業所で、備えるべき設備がよくわからないと課題を挙げている。先日の豪雨で浸水被害にあったが、その対処で県民局、町・消防署が個別に指摘され本当に必要な設備がわからなくなつたとのこと。各機関が指摘することの根拠や法律を押さえ、整理しながら対応していく必要がある。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

5 アンケート（関係団体）

（1）調査の概要

① 調査目的

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期多可町障がい福祉計画（第1期多可町障がい児福祉計画を含む）の策定のための基礎調査としてアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

多可町内のすべての関係団体

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 調査期間

平成29年8月18日～平成29年9月4日

（2）回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
12通	10通	83.3%

（3）備考

- 記述式のアンケートを実施しました。

(4) 関係団体へのアンケート

① 活動上の課題

- ・多くの団体で会員数や参加者の減少が問題となっている。また、減少とまではいかなくとも若手の加入者がいない。パソコン操作のできる人に負担がかかっている。団体の紹介やパソコン教室といった活動がしやすくなるような支援が必要である。
- ・多可作連の活動は製品の販売等活発である。

② 啓発・広報について

- ・障がいは病気と違って個性である。その正しい知識が広がらないために本人が障がいを持っても表へ出ず内にこもってしまう。いろんな障がいの仲間を増やすためにも各グループや仲間を広報で発表してほしい。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

6 アンケート（学校園）

（1）調査の概要

① 調査目的

第3期多可町障がい者基本計画及び第5期多可町障がい福祉計画（第1期多可町障がい児福祉計画を含む）の策定のための基礎調査としてアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

多可町内のすべての学校園

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 調査期間

平成29年8月18日～平成29年9月4日

（2）回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
14通	14通	100.0%

（3）備考

- 記述式のアンケートを実施しました。

(4) 学校園へのアンケート

① 活動上の課題

- ・こども園・小学校・中学校に共通していることであるが、支援の必要な園児や児童が増加傾向にあること。障がいの状況が多様化してきて対応に苦慮していることや学級担任の負担が重くなりがちであることを課題に挙げている。複数でかかわるサポート体制の充実や介助職員やスクールアシスタントのさらなる配置が求められる。
- ・近隣にどのような機関があり、どのように活用すればよいか一目で分かるものがないことを課題に挙げている。関係機関の利用の仕方などについてまとめていく必要がある。
- ・支援をするにあたって本人・家族・学校と足並みが揃わないことを課題に挙げられている。

② 啓発広報

- ・発達障がいについて学習会を実施してほしい、あるいは簡単な情報を提供してほしいという要望がある。
- ・保護者向けの講演会があればよい。講演会をたかテレビで放映するとかしたらよい。親の会があるようなら情報提供があればよい。
- ・個性であり、あなたでいいと考えられるような情報の発信をしてほしい。
- ・福祉関係のイベント研修会・講習会など一覧にしたポスターを作成してほしい。
- ・保護者自身に特性を持った子どもに子育て意欲が増すようなアプローチ（集い・講演会）を行政側からされてはどうかと思う。

◆ 第3章 多可町における障がい者の状況

③ 雇用・就業

- ・町内に雇用の場を増やしてほしい。公的機関での雇用の場を増やしてほしい。
- ・気軽に相談できるジョブソーターを増やすなど、サポート体制を充実させてほしい。
- ・将来を見据え発達段階に応じた見学会があればよいと思う。
- ・本人・保護者の希望と本人の特性が合う企業を見つけるのに悩む。
- ・就労に関する講演会の開催をしてほしい。北はりま特別支援学校の講演会がわかりやすかった。

④ 保健医療体制

- ・福祉医療助成事業の維持を希望している。

⑤ 教育・育成

- ・コーディネーターや町の保健師といった専門職によるフォロー・連携体制を充実してほしい。
- ・発達障がいに関する研修会の開催。
- ・町立の小中学校と県立の高校でお互いの活動を知る機会がほしい。
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用してほしい。
- ・教職員の発達障がいに対する意識が高いのがわかる。

⑥ 地域生活支援

- ・家庭での関わり方や見守り体制を充実してほしい。
- ・学童保育や放課後等デイサービスを充実してほしい。

⑦ 生活環境

- ・自閉症児に対する散髪や歯科受診など、出張サービスや近隣の受け入れ医院の情報が欲しい。
- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進してほしい。
- ・障がいのある人の保護者支援や兄弟支援を充実してほしい（ペアレントトレーニング・ペアレントメンターの育成）。

⑧ 移動交通手段

- ・児童の登下校時の安全の確保を検討してほしい。
- ・自力で通学・通勤が困難な場合のフォローワーク体制を検討してほしい。

⑨ 生活の安全確保

- ・各避難所の概要や福祉避難所の整備状況を教えてほしい。
- ・はじめての場所が苦手とか落ち着いて過ごせる区切りスペースの整備を検討してほしい。
- ・災害時の手順を理解する。

⑩ 情報・コミュニケーション

- ・基本的な生活習慣の確立のため、保護者に対する支援がほしい。
- ・サポートファイルを持つ = ケアマネがつく、という関係で生涯にわたるケアを確立してほしい。

⑪ スポーツ・文化活動

- ・障がいのある人が参加しやすいスポーツ・スポーツ大会・趣味の講座の定期的な開催をしてほしい。ボッチャ・シッティングバレー・ランニング・ボラリング・バランスボール・ダンス・陶芸・絵など。
- ・どうしても屋外にでることを嫌がることが多いです。少しでも体を動かして健康に過ごせるような簡単なスポーツ（人数が少なくてできる）等を広めてほしい。



施策の展開

＜啓発・理解～ともに支えあい、助けあう～＞

1 啓発と理解の促進

障がい者が地域で暮らしていくためには、地域の人の理解が不可欠となります。十分とはいえない状況の中で、さまざまな場面で感じる生活のしづらさをどう改善していくのか、その施策が求められています。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・障害者差別解消法について「知らない」が49.7%と高くなっています。
- ・差別を受けたり嫌な思いしたことについて、どの場所でも2~3%の人が差別を受けたり嫌な思いをしたとの回答がありました。ただ、一般の店で「じろじろ見られたり、指をさされた」が3.5%、近所づきあいで「無視や仲間はずれにされた」が4.1%と高い傾向にあります。
- ・障がい者団体に「加入していない」が51.9%と半数を超え、加入していない理由について26.3%の人が「団体の存在を知らない」状況です。
- ・当事者団体やボランティア団体共通の課題として、会員が少ないと、特に若い世代の会員が少ないとあります。

この計画では、「理解の促進」を最重要項目の1つとして、生活におけるあらゆる場面を通じて障がいに対する理解を身につけるための情報提供や学習を、当事者の参加を得ながら推進していきます。

具体的には次のように進めています。

- ・障害者差別解消法そのものの周知や「合理的配慮」についての研修等を関係機関と連携して実施します。
- ・当事者団体やボランティア団体の活動について周知を図り、団体の活性化に向けて協力し支援していきます。

(1) 障がい、障がい者への理解促進と啓発活動の充実

現状と課題

住民一人ひとりの意思や生活が尊重され、性別や年齢、障がいのあるなしにかかわらず社会参加できることがあたりまえです。

障がい者への理解については、少しずつ深まりつつあるといえますが、決して十分ではないというのが現状であり、住民一人ひとりの理解と協力を促進することが重要です。

今後の方向性

障がい、障がい者に対する理解を深めていくため、当事者団体、地域住民、事業所、社会福祉協議会などとの連携を図りながら、さまざまな啓発事業などを推進します。

具体的な施策

- 障害者差別解消法について周知を図ります
- 広報に障がいに関するページを設け、分かりやすい情報発信を心がけます
- 講演会や研修会の情報をこれまで以上に広く周知します
- 講演会や研修会の内容を可能な限りたかテレビで放送します
- 「障害者週間」に合わせて、特に啓発・広報活動を実施します
- 社会福祉協議会と連携し福祉学習を推進します
- 障がいに対する町民の理解の促進に努めます

◆ 第4章 施策の展開

(2) ボランティアの育成

現状と課題

社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する障がい福祉に関する団体の数は、ここ数年減少傾向にあります。依然として、町や社会福祉協議会、地域活動支援センター、当事者団体などの各種行事でボランティアの皆さんのが活躍されています。

今後は、専門的なボランティアを必要とする場面も見られますので、目的を絞った活動や研修の場などが求められます。

ボランティア団体の課題として、会員が少ないと、特に若い世代の会員が少ないとがあります。

今後の方向性

高齢化が進んだことや、家族形態の変化などを背景として、ボランティア活動への期待は大きいものがあります。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びNPO法人などと連携して、地域において活動したい人が気軽に活動に参加できる仕組づくりに努めています。

具体的な施策

- 手話通訳や要約筆記、視覚障がい者や精神障がい者、知的障がい者への支援など、専門的分野に関して入門的な位置づけの講座や研修会を積極的に開催します

(3) 団体による啓発活動

現状と課題

身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、白ゆり会家族会の当事者や家族の団体がそれぞれの活動を展開しています。

しかし、どの団体でも課題として、会員が少ないと、特に若い世代の会員が少ないことがあります。

アンケートでは、「団体の存在を知らない」「団体の活動を知らない」という回答が目立っています。

今後の方向性

会員募集や活動紹介などを「広報たか」に掲載する、活動の様子を「たかテレビ」で放映するなど団体の周知に努めます。

また、当事者や家族の言葉は、何にもまして重みがあります。当事者や家族だからこそできる情報発信を担っていただけるよう協力と支援を行います。

具体的な施策

- 「サービス利用者の体験談を聞く機会」や「子育てで困ったことや対処法の体験談」「就労体験談」などを聞く機会を、障がい者団体と協力しながら実施します
- 当事者団体等からの情報発信の活性化とその支援を行います

< くらし ~住みなれた地域でいきいきとくらす~>

2 地域における生活支援の充実

地域の中で「その人らしく暮らす」ために必要な地域のサービス整備に努めるとともに、相談支援事業所、障がい者相談員、民生委員・児童委員、当事者団体、サービス事業所、学校園や行政窓口などさまざまな相談窓口があるなかで、相談窓口間の連携が求められています。さらに「当事者の声を聞く」にあたっては、当事者団体やボランティア団体との交流が求められています。

そして、「自助」「共助」「公助」により、みんなが参加し支え合う地域づくりが求められています。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- 希望する施策として「年金や手当などの所得保障を充実すること」が28.3%と最も高く、次に「医療費の補助（助成）を充実すること」が24.9%、次に「何でも相談できる相談窓口・体制を整備すること」が21.8%と続いており、相談支援体制の整備も望まれているところです。
- 今の住まいに住み続けるうえで、人間関係に関する困りごとは、「近所に頼れる人がいない」が12.6%と、近所づきあいで疎遠な状況があることが垣間見えます。
- 介助者の悩みとして「自分が高齢で介護できなくなったときのことなど、将来が不安である」が29.3%、「身体的な負担が大きい」が13.1%、「経済的な負担が大きい」が9.1%と、介助者にとっては精神的にも身体的にも経済的にも負担があります。
- サービス利用の際の本人や家族の意向について、「取り入れられている」が37.1%、「だいたい取り入れられている」が18.5%と半数以上が「取り入れられている」という認識ですが、「あまり取り入れられていない」が5.4%、「全く取り入れられていない」が9.8%となっており、「取り入れられていない」という認識も少なからずあります。
- 平日の日中を「自宅で過ごす」が65.0%と高く、外出頻度も「1週間に数回外出する」が33.7%、「月に数回外出する」が24.9%、「ほぼ毎日外出する」が24.1%となっており、外出頻度はそれほど高くない傾向にあります。

この計画では、相談支援事業所、障がい者相談員、民生委員・児童委員、当事者団体、サービス事業所、学校園や行政窓口などさまざまな相談窓口があるなかで、相談支援事業所を中心に個々の課題に関係者が同じ意識を持って対応する相談支援体制を整備していきます。

さらに当事者団体やボランティア団体と連携しながら、当事者の意見が反映される体制づくりを進めます。

(1) 相談支援体制の整備

現状と課題

障がい者の相談窓口は、相談支援事業所、障がい者相談員、民生委員・児童委員、各種団体、各サービス事業所やアスパル窓口とさまざままで、自分の行きやすいところに相談できることは理想的だといえます。今後、相談の件数も増加することが予想されるなか、相談の内容も多種多様になってきており、相談窓口の職員にとってはさらなるスキルアップと、相談窓口同士の連携がよりいっそう求められているところです。

今後の方向性

相談支援の最前線である相談窓口の職員のスキルアップ、相談窓口の職員がその能力を十分に発揮できる事業所等の組織の能力向上、事業所等の組織の能力を向上させるための中心的な機関の整備を進めています。

具体的な施策

- 相談支援に関する研修会等の情報を共有し、積極的に参加して相談窓口の職員のスキルアップを図ります
- 個別のケースについては、多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業所間の連携を図るとともに、個別支援会議等の開催を通じて関係機関との連携を強化していきます
- 相談支援事業所間の連携については、多可町障害福祉サービス等事業所連絡会そだん部会を中心に検討していきます
- 多可町の相談支援体制の方向性については、多可町障害者総合支援協議会を中心に検討していきます

◆ 第4章 施策の展開

(2) 関係機関のネットワークやみんなで支える仕組み

現状と課題

現在も、当事者団体や多可町地域作業所連絡会、ボランティアサークルなどたくさんの団体が活躍されており、障がい者の福祉向上、権利擁護が進められています。

しかし、連携という視点で見ると、まだまだ十分であるとはいえない状況です。

また、生活の中で困ったことを抱えている人、がまんをしている人の「困ったこと」や「がまん」は、実はうまく支援者とつながれば解決できることかもしれません。

今後の方向性

障がい者が生活の中で困難を感じる場面は、人それぞれ千差万別です。

つまり、障がい者の数だけ支援の種類があるといえます。

そして、「個々のサービスでは支援に限界があっても、よりたくさんの中立的な立場の支援者が集まって話をすることで、役割分担ができる、結果課題を克服できる」そんな体制を、支援者それぞれが必要性を感じる中で作っていきます。

そのためには、日頃から支援者のネットワークを築き、「顔見知り」「情報を共有しているから話が早い」という関係を作つておくのが理想的です。

具体的な施策

- 当事者団体やボランティア団体との連携については、多可町障害福祉サービス等事業所連絡会くらし部会を中心に検討していきます
- 多可町の当事者団体やボランティア団体との連携のあり方の方向性については、多可町障害者総合支援協議会を中心に検討していきます

(3) 在宅支援のための各種サービスの充実

現状と課題

障がい者の在宅での生活を充実するためには、本人の日常生活を支援するとともに、家族の介護負担を軽減することが重要です。

アンケート調査においては、介助者にとっては精神的にも身体的にも経済的にも負担があるのがわかりました。

障がい福祉サービスの利用では、相談支援事業所の相談員と連携をとっていく必要があります。

また、難病は、本人の精神的負担や家族の介護負担が大変大きい疾患です。兵庫県が難病指定の窓口を担いますが、福祉サービスの窓口は町が担っており、県との連携を強化する必要があります。

今後の方向性

住み慣れた家庭での生活を充実するために、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、各種事業所と連携しながら各種在宅サービスの充実を図っていきます。

また、相談支援事業所が中心となって、サービス事業所等との調整・連携を図りながら、当事者に望ましい支援のあり方などをマネジメントします。

難病のある人に対する支援は、既存の兵庫県による相談窓口や医療費助成制度並びに町の福祉サービス利用に加え、県との連携を強化し、よりきめ細かい支援、本人及び家族の不安や負担の軽減に努めます。

具体的な施策

- 障がい福祉サービスの利用に当たっては、相談支援事業所が利用者の意向をくみながら、適切なサービス等利用計画を作成します
- 「個別支援会議」を開催し、障がい者それぞれの課題や支援方法を検討し、決定事項を尊重しながら、関係者で多方面から支えます
- 精神障がい者に対応できる訪問看護事業所を増やし、服薬管理などをきちんとしていくことで、在宅での安定した生活を目指します

◆ 第4章 施策の展開

(4) 家族への支援の充実

現状と課題

地域において健やかで安心できる生活をするためには、家族の存在が重要であり、家族への支援は欠くことのできないものです。

また、「親なき後」の不安をどう軽減していくかも大きな課題です。

今後の方向性

障がい福祉サービスの利用や社会福祉協議会などと協力しながら、家族の一時的な休息や余暇活動などの支援に努めます。

具体的な施策

- 障がい福祉サービスの充実と利用の促進に努めます
- 「親なき後」の不安軽減の施策として、「グループホーム見学ツアー」や「サービス利用者の体験談を聞く機会」を事業所や当事者団体等と協力しながら実施します
- 当事者団体等との定期的な意見交換の場を継続します

(5) 障がい者の拠点（居場所づくり）の推進

現状と課題

相談支援事業所の訪問活動などにより、自宅に引きこもる障がい者が把握されるようになってきましたが、把握できていない障がい者も少なからずいると思われます。特に精神障がいの方に、近所づきあいが疎遠になり自宅に引きこもる傾向があります。

まず、外に出ることを目標に、障がい者がいつでも気軽に足を運べる居場所づくりが必要です。

今後の方向性

多様化するニーズにこたえることのできる日中活動の場を確保するため、地域活動支援センターや団体活動、サロンなどの充実を推進します。また、本人がいつでも気軽に出かける場所となるよう移動手段の充実や実施場所に配慮します。

具体的な施策

- 精神障がい者の居場所として、各区でサロンを開催します
- 地域活動支援センターと障がい者団体の居場所としての機能を継続支援します

◆ 第4章 施策の展開

(6) 生活の場の確保

現状と課題

障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするために、さまざまな支援体制を整備する必要があります。

地域における入所施設やグループホームといった社会資源や福祉サービスは少しずつ増えてきていますが、今後どれだけ必要となるのかを見極めながら、計画的に整備を進めていく必要があります。

今後の方向性

地域の中で「その人らしく暮らす」ことは、多可町に暮らす誰もが平等に保障されるのがあたりまえです。そのために必要な、安心して生活できる場の確保を進める上で、「将来への不安」軽減に努めます。

具体的な施策

- グループホームを計画的に整備することを検討します

(7) 経済的支援の充実

現状と課題

経済的支援は、その人らしい生活の質の向上を図る上で、極めて重要であり、これまで各種事業が実施されています。しかし、アンケート調査においては年金・手当が主な収入源であるとの回答が多く、生活の向上からは、さらなる充実が望まれています。

今後の方向性

国における年金制度などによる生活保障の充実を働きかけるとともに、各種助成制度や手当の分かりやすい周知に努めます。

3 保健・医療サービスの充実

病気の早期発見・早期治療のため、健康診査の充実や、医療機関などとの連携により、必要な支援へつなげる体制づくりをどのように推進していくのか、その施策が求められています。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- 外出するときの目的について、「買い物」が 66.3%、「医療機関への受診」が 63.1% となっており、「医療機関への受診」も外出の大きな要因となっています。
- 診察を受けるときに困ることは、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が 10.3%、「医療費が高い」が 8.1% となっており、受診の際の移動距離が長いことや窓口負担が高いことで困っている現状があります。
- 福祉医療費助成制度は医療の窓口負担の軽減の制度であり、継続して実施してほしい要望が多いです。

この計画では、障がいについては、軽度であってもどこかで確実にフォローしていく体制づくりを推進します。そして、障がいに係る治療は当然のこととして、一人ひとりが生活習慣を見直して「健康づくり」をどのように進めていくべきかということを念頭に置いて施策を推進していきます。

◆ 第4章 施策の展開

(1) 病気の予防と早期発見・早期治療

現状と課題

乳幼児健診や健康診査などの充実とともに、医療機関との連携を図り、疾患の早期発見・早期治療に努めています。

障がいの原因として、病気から生じる後天性の障がいも多くあり、その原因となる脳梗塞、心臓病、糖尿病等の生活習慣病を予防することが必要です。

今後の方向性

各種健診の定期受診を促し、早期発見・早期治療を進めるとともに、行動変容を促し生活習慣改善を推進します。

具体的な施策

- 町民のみなさんが健康に関する知識を高められるよう普及啓発に努めます
- 予防接種を推進します
- 健康診査を推進し障がいの原因疾病に結びつく異常の早期発見に努めます
- 生活習慣病予防のために、受診後の行動変容に結びつく保健指導などを実施します

(2) 療育システムの体制づくり

現状と課題

乳幼児健診や発達相談などを通して、発達の課題に気づける機会を提供するとともに、長期的な視点に立ったうえで生活の充実をはかり、また、親にとって育児が楽しいものとなるような支援体制が必要です。

療育の場として、町内には、おひさまにこにこクリニック、医療福祉センターのぎく、多可赤十字病院といった医療機関等があります。療育を必要とされる人に対して適切な情報提供を図ることが必要です。

「サポートファイル」を使用して、福祉・保健・教育が連携しながら支援が行われていますが、ライフステージごとに切れ目無く一貫した支援をどのように進めていくのか。支援者側への周知徹底や、支援スキルの獲得をどのように進めていくのかが課題です。

今後の方向性

定期健診や発達相談から発達の課題など親が心配したり、何かあったときについても相談につながる体制整備に努めます。

また、福祉・保健・教育が一体となった切れ目ない支援体制をどのように構築していくかを関係部署や関係団体と連携しながら検討していきます。

北はりま特別支援学校のコーディネーターとしての役割をさらに活用することで特別支援教育の向上をめざします。

具体的な施策

- 5歳児発達健診事業を継続して実施します
- 「サポートファイル」が保護者に普及するよう啓発し、本人、家族、支援者が活用しやすい内容になるよう検討していきます
- 子どもの発達に不安をかかえる保護者が、かかわり方を学び、また保護者同士のつながりが持てる機会を検討します
- 発達サポートに関するセンター機能の充実を図ります
- 町内療育機関との連携の方法を検討します

◆ 第4章 施策の展開

(3) 障がい者医療の充実

現状と課題

福祉医療費助成制度は、障がい者にとって経済的・精神的に大きな支えとなっており、今後も継続を求める声が多く寄せられています。

町内医療機関は、内科・外科・小児科・整形外科・皮膚科・眼科など様々な診療がありますが、診療日が限られていたり、より専門性の高い医療が必要な場面では、町外への移動方法や費用負担が難しいことから、適切な医療を受けることができないケースも見られます。

今後の方向性

福祉医療費助成制度は、必要性を検証したうえで継続を基本に検討します。

医療の充実については、町内だけでなく広域的な連携に努め、通院のしにくさや費用面の支援充実の検討を進めます。

具体的な施策

- 福祉医療費助成制度は、今後も継続的に実施するよう検討します
- 心身障害児療育訓練等通所費補助金制度も、今後も継続的に実施するよう検討します

4 安心で安全なまちづくりの促進

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、防止することが極めて重要です。成年後見制度や福祉サービス利用援助事業など生活を支援する制度はあるものの利用にまで至っているかは疑問です。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・障害者虐待防止法について「知らない」が46.1%と高くなっています。
- ・虐待と思われるできごとに直面したことがあるかについて、なんらかのかたちで直面している割合が9%と必ずしも高い状況ではありませんが、そのうち「深く傷つくような、とてもひどいことを言われたことがある」が5.8%と比較的高い傾向にあります。また、そのような場合に役場の窓口や兵庫県障害者権利擁護センターなど、通報するところがあることを「知らない」が56.7%と高くなっています。
- ・成年後見制度を「知らない」が42.0%と高くなっています。
- ・福祉サービス利用援助事業を「知らない」が39.0%と高くなっています。
- ・地震など災害が発生したとき「ひとりでは避難できない」が46.8%と高くなっています。これらの人の中には配偶者や子といった家族の支援があるようですが、「手助けをしてくれる人がいない」が3.7%あり、災害が発生した場合の対応に苦慮することが予想されます。

この計画では、障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるという認識のもと、制度の周知に努めています。成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に繋がるような支援を実施していきます。防犯の面では、悪質商法などの消費者被害を防止するための広報などの情報提供や相談窓口の開設などに引き続き取り組みます。

◆ 第4章 施策の展開

(1) 障がい者の権利擁護の推進

現状と課題

「虐待」については、自分から訴えることができない人や虐待に気づいていない、我慢しているなどの潜在的な被害者の存在をふまえて、実態把握に努める必要があります。障害者虐待防止法については、制度そのものがあまり知られていない、虐待にあった場合の対応についても知られていないという現状があります。

障がい者の親からは、いわゆる「親なき後」の本人の生活を心配する意見が多数寄せられています。しかし、権利擁護のための成年後見制度や福祉サービス利用援助事業は、行政のPR不足や経済的負担などの問題で、まだまだ普及していないのが現状です。

今後の方向性

平成24年10月から“障害者虐待防止法”が施行されたことから、障がい者の権利擁護体制の整備は行政の義務となります。

「虐待」をなくすために、身近に相談できる窓口や相談者がいることは、「早期発見」「早期対策」にもつながります。誰もが住みなれた地域で安心して生活できるように、相談支援事業所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO法人などと連携して、窓口機能を担っていくとともに、すべての住民の人権意識を高める取り組みを継続し虐待の予防に努めます。

具体的な施策

- 障害者虐待防止法について周知を図ります
- 虐待にあった場合の通報場所や相談場所について周知を図ります
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業について周知を図ります
- 必要な人が、きちんと成年後見制度利用支援事業などによる支援につながるよう、障がい者施設や民生委員・児童委員など関係機関との連携を図ります

(2) 災害などの緊急時の対応の確立

現状と課題

災害時の避難については、ひとりで避難できない人が半数近くいる状況ですが、そのうちほとんどの人が家族等の手助けがある状況です。しかし、すべての人が無事に避難できる体制を築いていく必要があります。

また、避難にあたって医療的ケアが必要な人など、災害時でも平時と同じケアが必要とされる人には、それぞれの特性に応じた適切な対応が必要です。

今後の方向性

今後も集落が中心となって、地域における見守りや声かけなどで日頃からのつながりを強め、避難行動要支援者の把握や情報伝達、避難所誘導などの対応がスムーズに進むよう支援を行います。

災害発生時に備えて、避難所のバリアフリー化や福祉避難所の追加・設定などの避難環境の整備を図るとともに、緊急入所、緊急入院や緊急ショートステイの利用ができるよう、福祉施設や医療機関などとの連携を図ります。

具体的な施策

- 本人の同意を得た上で、避難行動要支援者情報を「防災活動」のために活用します
- 福祉避難所希望の実態調査をもとに、一人ひとりの避難のあり方を検討していきます
- 災害時要援護者の特性に応じた福祉施設等を福祉避難所として活用できるように調整をすすめ、避難時の状況をイメージしやすいように広報で周知を図り、不安解消に努めます

＜しごと～おもいきり能力を発揮しよう～＞

5 就労の場の充実と支援体制の整備

就労は単に収入を得るという面だけでなく、社会に参加し、そこから生活の喜びを得るということから考えても重要な意味をもっており、本人の生活を充実したものとするために最も支援を必要とするものであるともいえます。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・仕事をする上での不安や不満について、「給料（工賃）が少ない」が25.6%、「人間関係がうまくいかない」が11.0%となっています。
- ・働く条件として、「障がいにあった仕事であること」が21.2%、「障がいに対する周囲の理解」が14.4%、「職場に適切な助言や指導・配慮をしてくれる人がいること」が14.1%となっています。
- ・障がい者の就労支援として、「職場での上司や同僚の障がい理解」が28.2%、「短時間の勤務や働く日数での配慮」が16.4%となっており、精神的にも身体的にも働きやすさが求められています。

これらのことから、職場の障がいに対する意識や体制が問われています。

この計画では、障がい者が、その持てる能力を発揮できる、またその能力に応じて選択できるようにするために、関係団体との連携をすすめ、障がい者本人や支援者のスキルアップ、企業の協力、就労支援関係の事業者の充実など多面的な取り組みが必要となります。

(1) 就労の場の確保と雇用の促進

現状と課題

地域で自立した生活をするためには、当事者の適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるようになります。

現在、県立北はりま特別支援学校、相談支援事業所、就労継続支援の事業所、北播磨障害者就業・生活支援センターなどの連携のなかで障がい者が就労に結びついています。

今後の方向性

公共職業安定所、商工会、北播磨障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、町をはじめとする公的機関も含めて、障がい者の雇用を促進していきます。

また、町は率先して障がい者支援施設の物品などの優先発注に努めます。

具体的な施策

- 公共職業安定所、商工会、北播磨障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、企業にも分かりやすいアプローチを心がけ職場開拓を図っていきます
- 「福祉的就労＝低収入」を開拓するため、地域活動支援センターや就労支援事業所などの活動を支援し、事業所とともに利用者の収入アップのための方法を模索します
- 優先発注を積極的に活用し、利用者の収入アップに努めます

◆ 第4章 施策の展開

(2) 就労支援体制の充実

現状と課題

障がい者が就労するためには、就労支援が大変重要なものと考えられ、障がい特性に応じたきめ細かな対応が必要です。

現在、就労継続支援A型の事業所が2つ、就労継続支援B型の事業所が5つとなり、事業所数は順調に増加してきています。今後は、それぞれの事業所の質の向上が求められます。

このようななか、就労を支援する人材の必要性や仕組みのあり方については検討できていない状況です。

今後の方向性

就労支援関係の事業者との連携をはじめ、教育機関、福祉施設、行政機関、企業などとの連携を図ります。

また、就労に必要なスキルやマナーを身につけるなど、就労を目指す本人のステップアップをステージに応じて支援できる体制整備に努めます。

就労移行支援のサービス利用はもとより企業内で積極的に支援者を育成してもらえるような働きかけなどを行う必要があります。そして、就労することが目的にならないよう、長く働き続けられるよう生活面を支援する就労定着支援というサービスも始まります。

そこで、就労を支援する人材の必要性や仕組みのあり方について検討していきます。

具体的な施策

- 支援者のスキルアップによって、障がい者自身の働く意欲を高める質の高い支援を提供します
- 年齢を問わない職場体験機会を増やします
- 企業、就労支援事業所、学校の先生など支援者のスキルアップのための研修を実施します
- 職業相談を充実させます
- 就労を支援する人材の必要性や仕組みのあり方について多可町障害福祉サービス等事業所連絡会しごと部会で検討します

(3) 行政の役割

現状と課題

今年度も北はりま特別支援学校の高等部の生徒について、職場実習の受入を実施しています。このたび、複数の部署を体験していただき、役場全体として職場体験できる体制が徐々に整備されてきています。

今後も、広く一般企業に対して障がい者の職場実習の機会を呼びかけていくためには、まず役場が実践することが求められます。

今後の方向性

役場内の仕事はさまざまであり、現場実習の受入ができる部署を増やしていく、役場全体で職場体験を受け入れることのできる体制を目指します。

優先発注は、仕事を生み出す視点を常に持ちながら推進すると同時に、受注する事業所側を技術的、精神的にサポートしていきます。

具体的な施策

○ 職場体験を推進します

平成30年度～平成35年度目標：各年度1人（10日）

○ 優先発注の活用

平成30年度～平成32年度目標：各年度3,000千円

<子育て・教育～のびのび育とう・育てよう～>

6 ともに学び育つ教育環境の充実

子どもたちの成長過程にあって、学校園の果たす役割は大きなものがあります。特別支援教育コーディネーターをはじめ、スクールアシスタント、生活補助員、学校生活支援教員等の配置により、個々の子どもの教育的ニーズに応じて生活や学習活動を支援していきます。また、各学校園で校園内支援委員会を開催し、障がいのある子どもたちをチームで支援していきます。

今後も、特別支援教育についての研修による教職員の指導力の向上や県立特別支援学校など各関係機関との連携を一層図り、特別支援教育をさらに推進していくことが求められています。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・学校園の教職員のみなさんが「発達障がい」に対する知識とその対応について、非常に関心を持っているのがわかりました。そして、北はりま特別支援学校のコーディネーターとしての役割を非常に頼りにしていることがわかりました。
- ・保育・教育について不安に感じていることは、「進路指導が不十分（自立して働くような力をつけてほしい）」が26.3%となっています。進路指導は次のライフステージに向けての方向性を見いだしていくもので、本人や家族にとって重大な関心事であることがわかります。

この計画では、特別支援教育を実践するにあたって、教職員一人ひとりのスキルアップに繋がるよう研修等の情報提供に努めます。また、県立北はりま特別支援学校が多可町にある利点を生かして緊密に連携していくことで、特別支援教育体制の充実を図ります。

(1) 障がい児保育・教育の充実

現状と課題

障がい児が自立し社会参加するための必要な力を培うためには、学校園で、一人ひとりの特徴や特性などに応じたきめ細かな保育・教育を受けることが大切です。幼稚園・小学校・中学校では特別支援教育コーディネーターの配置をはじめ、スクールアシスタント、生活補助員、学校生活支援教員の配置により、個々の教育的ニーズに応じて生活や学習活動を支援しています。

また、就学前、就学後、中学校、高校への進学など、子どもたちの生活環境や教育環境は次々と変わっていきます。ステージが変わっても、それまでの支援がきちんと引き継がれ活かされるように「サポートファイル」の活用に取り組んでいます。

今後の方向性

各学校園では、障がいのある子どもをチームで支援する特別支援教育を推進します。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画に基づく指導を充実させます。また、個別の教育支援計画を活用し、関係機関と連携し長期的視野に立って特別支援教育に取り組みます。

「サポートファイル」を含め、各ステージでの支援が途切れないよう、また支援が蓄積されてより有効な支援につながるような体制を目指し、現在の取り組みを継続推進していきます。

県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校やひょうご発達障害者支援センター等各関係機関との連携を深め、より専門性の高い特別支援教育の提供に努めます。

◆ 第4章 施策の展開

具体的な施策

- 発達支援連絡会議の「サポートファイル運営部会」において、サポートファイルをより使いやすいものに隨時検討していくとともに、教職員などへの周知徹底、保護者への積極的な活用を促します
- サポートファイルを活用し、長期的視野に立った支援体制の充実に努めます
- 各学校園で校園内支援委員会を隨時開催し、障がいのある子どもをチームで支援する体制を推進します
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、個別の指導計画に基づく指導を充実させます
- 県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校のコーディネーターとしての役割やセンター的機能をさらに活用していきます。また、ひょうご発達障害者支援センター等各関係機関との連携をさらに図ります

(2) 子どもたちへの啓発・人権教育

現状と課題

子どもたちは、色んな人たちとの関わりの中で色々なことを自然に学びます。
家庭では、家族や近所の人たち、学校では先生や友だちです。
「障がい」を正しく理解するためには、周りの大人が正しく理解すること、大人も子どもも実際に体験し感じることが大切です。

今後の方向性

「10年20年後に社会を担う子どもたちが、「障がい」をきちんと理解し向き合えるように」という視点を持って、子どもたちへの啓発や人権教育を進めます。

具体的な施策

- 特別支援学校との交流、共同学習を推進します
- 福祉学習を推進します

(3) 子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

障がいのあるなしに関わらず、子どもがともに教育を受け、ともに活動することは、お互いを正しく理解することが学べる重要な機会になり、ともに助けあって生きていこうという社会づくりの基盤となるものです。

学齢期の障がい児が放課後や夏休みなどに毎日活動できる場所を確保し、コミュニケーション能力を身につけることや、親の就労や社会参加の機会確保に努めるため、学童保育や障がい児タイムケア事業、延長保育、放課後等デイサービスなどを実施しています。

今後の方向性

すべての子どもが、地域社会の中で、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支えあって生きていくことが大変重要であることから、啓発活動に努め、交流及び共同学習などの機会の充実を図っていきます。

また、放課後や長期休暇の余暇活動への支援という側面から、学童保育やタイムケア事業の充実に努めます。

さらに、放課後等デイサービスの拡充に努めます。

具体的な施策

- 保育所等での延長保育、学童保育、障がい児タイムケアの継続実施
- 放課後等デイサービスの拡充に努めます

◆ 第4章 施策の展開

(4) 障がい特性に応じた専門的支援

現状と課題

近年、発達障がいなどの特別な支援を必要とする児童・生徒への教育的支援へのニーズが高くなっています。

各学校園には、特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育に関する窓口機能を担っています。また、県立北はりま特別支援学校のセンター的機能を活用した職員の派遣、臨床心理士による巡回相談、学校生活支援教員による通級指導などを行っています。

今後の方向性

特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員の研修・情報交換の機会を一層充実させるとともに、県立特別支援学校のセンター的機能の活用や各関係機関との連携をさらに進め、専門的支援体制の充実を図ります。

具体的な施策

- 県立特別支援教育センターの研修や特別支援教育コーディネーター研修、多可町教職員研修等を通じて、教職員の指導力の向上を図ります
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内支援委員会で、子どもの発達特性に応じた支援計画を検討します
- 学校生活支援教員による通級指導を継続実施します
- 臨床心理士等による巡回相談を継続実施します
- 県立北はりま特別支援学校の巡回相談等、県立特別支援学校のセンター的機能を活用したり、ひょうご発達障害者支援センター等各関係機関との連携をさらに深めるなど、専門的支援体制の充実を図ります

(5) 教職員等の研修・情報交換の充実

現状と課題

障がいのあるなしに関わらず、子どもたちの健全な育成について教職員の果たす役割は大きなものがあります。

さまざまな障がい特性に適切に対応するため、県立特別支援教育センターの研修や特別支援教育コーディネーター研修等を通じて、教職員の指導力の育成を図っています。また、県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校のセンター的機能の活用し、巡回指導を受ける等、教職員が指導力を伸ばすことのできる体制づくりに努めています。

今後の方向性

現在の取り組みを継続し、専門的機関の支援を受けながら、「地域の子どもたちは、地域の学校で育てる」ことを基本に、教職員などの専門的な指導力の向上にさらに努めていきます。

具体的な施策

- 教職員に県立特別支援教育センターの研修や特別支援教育コーディネーター研修等、特別支援教育に関する各種講演会や研修会への参加を積極的に促し、指導力の向上に努めます
- 教職員研修等で専門性の高い講師を招聘するなど、研修の充実を図ります
- 県立北はりま特別支援学校等、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、巡回指導を受けるなど、指導力の向上を図ります

＜社会参加～みんな同じ、みんなが主役～＞

7

まちとこころのバリアフリー

ここでいうバリアフリーは、スロープやエレベーター、点字ブロックなど施設や設備としてのバリアフリーと、情報を得たり、思いを伝えたりするこころのバリアフリーの2通りの意味があります。そして、その両方のバリアフリーが達成されなければ、障がい者が平等に社会に参加することは進みません。

また、「移動する」というごくあたりまえのことが、度々問題となる現実があります。現在も、移動支援や福祉タクシー利用助成、のぎくバス、外出支援などの制度を実施していますが、多可町のような公共交通機関が充実しているとはいえない地域の中で、実際に移動できない障がい者がいることを重く受け止めなくてはいけません。

当事者団体や家族会などの活動も障がい者の社会参加に重要な役割を担います。同じ悩みを持つ人の心のよりどころであったり、余暇活動の充実には欠かすことのできない存在です。

そして、スポーツや文化活動などにも積極的に参加できるような配慮がされるべきです。

アンケート調査結果から次のような現状がわかります。

- ・今のお住まいに住み続ける上で困っていることは、「階段や段差などが多い」が20.2%、「手すりなど、障がいを補う設備が少ない」が11.6%となっており、移動の困難さを示しています。
- ・外出するときに困ることは、「交通手段（電車・バスなど）が不便」が20.2%、「道路や駅の階段や段差が多い」が12.9%となっています。公共の場でのバリアフリー化が今後も求められています。

この計画では、点訳、朗読、手話通訳、要約筆記などの活躍によって人的な援助やまちづくりにおける配慮などを引き続き行い、「あたりまえ」を再認識し、障がい者が社会参加し、暮らし続けていくことができる地域づくりを支援するためにさらなる充実を図っていきます。

近年、情報・通信機器の急速な発展と普及は、障がい者のコミュニケーションを確保し、生活を拡大するものとして利用されるようになってきており、障がい者が積極的に活用できるよう柔軟に環境整備をすすめます。

生活環境の面では、すべての人が安心で安全なまちと実感できるように、さまざまなまちづくり計画との整合性を図りながら、バリアフリーのまちづくりに向けた具体的な取り組みをすすめています。

(1) 移動支援の推進

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送り、積極的な社会参加を促進するためには、外出のための移動手段の確保が重要となります。現在障がい者の交通手段は、バス、タクシー、家族運転の自家用車を中心で、本人が運転できる人を除くと「必要なときに必要な場所に移動する」というごくあたりまえのことにも制約を受けている状態です。

障がい者の移動における利便性の向上が何よりも重要となります。

今後の方向性

社会参加の促進のために、公共交通機関へ働きかけるとともに、現在の制度を有効に組み合わせる中で「移動できない障がい者を出さない」ための、移動支援の充実を図ります。

具体的な施策

- のぞくバスの障がい者割引の対象を「精神障がい者」に拡大することを検討します
- その他の持続可能な公共交通手段について検討します

◆ 第4章 施策の展開

(2) 余暇活動の充実

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送り、積極的な社会参加を促進するためには、余暇活動の充実も重要な要素です。

現在、当事者団体を中心にスポーツ大会やレクリエーションなどのイベントが行われていますが、参加者がなかなか集まらなくなっています。

また、外出できない、主に寝たきりの障がい者に対してどんな楽しみを届けられるか、ということが大きな課題です。

今後の方向性

当事者団体などと協力しながら、障がい者のための余暇活動の場を整備していくことと、既存の社会参加の場を、障がい者の視点でより充実させていきます。

そのために、障がい者団体やボランティア団体との意見交換などの場を多く持つていきます。

具体的な施策

- 当事者団体の会員以外も対象にした自主的事業を推奨し支援します
- 障がい者の参加しやすいスポーツの導入を検討します
- 障がい者スポーツ大会は継続して実施するとともに、常に障がい者の方々の視点に立って改善していきます
- 当当事者の意見や要望を把握できるように、当事者団体との定期的な意見交換を継続します
- 当事者団体の立ち上げや活動を支援します

(3) 分かりやすい、利用しやすい情報提供

現状と課題

障がい者の日常生活の利便性の向上や社会参加の促進などを図るために、福祉サービス利用などに関する適切な情報提供が必要となります。必要な情報が必要な人に行きわたらず、サービス利用につながっていない現状があります。

各種パンフレットやインターネットなどによる情報提供に努めていますが、分かりやすさ、利用しやすさを当事者目線で考えていかなければいけません。

今後の方向性

情報提供においては、「伝える」ことよりも「伝わる」ことが大切です。

サービスの種類としての「平等」ではなく、伝わるという点において「平等」であるための環境整備を進めています。

具体的な施策

- 役場が行う講演会や研修会などの場面には、手話通訳や要約筆記があつてあたりまえとなるよう関係各課への啓発を進めます
- ボランティア団体と協力しながら、たかテレビの手話やテロップ対応を研究し、個別配布も含めて行政情報をより分かりやすく伝えています
- 障がい特性に絞った説明会の開催や、必要に応じて訪問による制度周知を進めます
- 各種団体での説明会を継続実施し、その他説明や情報提供を必要とする団体や個人にも積極的に機会を設定します

◆ 第4章 施策の展開

(4) 障がい別情報提供、コミュニケーション支援の充実

現状と課題

視覚障がい、聴覚障がいなど障がいの種類は多岐にわたります。

それぞれに応じた情報提供を進めるとともに、社会参加のためのコミュニケーション支援の充実が必要となっています。

今後の方向性

現在行っている事業の拡大を図るとともに、社会参加のために視覚障がい者に配慮した情報提供の推進に努め、聴覚障がい者への通訳者派遣事業や通訳者設置事業などの制度の充実を図るため、登録者の拡大を図ります。

具体的な施策

- 手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座は、手話通訳や要約筆記を学びたい人のスキルアップおよび底辺の拡大の両面から継続実施します

(5) 情報バリアフリー化の推進

現状と課題

情報化の推進により、インターネットを活用した情報の取得や各種手続きの簡素化が進んでいます。これらのメリットを十分に享受するためには、だれもが自由に情報の取得や発信ができるシステムが必要となります。

自ら情報を得ることができない人やごく限られた方法でしか情報を得ることができない人に対して、どういう方法で情報を伝えるか、また情報の結果として得られるサービスをどう提供していくかを考えなければいけません。

今後の方向性

誰もが自由に情報の取得や発信ができるようにするために、その利用に配慮した機器やシステムを日常生活用具に適用するなどの検討を行います。

具体的な施策

- 日常生活用具給付事業では、次々に新しくなる情報支援機器に柔軟に対応します
- 行政窓口のコミュニケーション支援ツール設置を推進します

◆ 第4章 施策の展開

(6) バリアフリーのまちづくりの促進

現状と課題

障がいのある人もない人もだれもが、地域において安心して生活できるようにするために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築促進に関する法律（ハートビル法）」や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の関係法令などに基づき、バリアフリーのまちづくりを促進しています。

しかし、オストメイト対応トイレ（アスパル・ベルディーホール）や視覚障がい者のための点字ブロック、エレベーターの設置（役場・両プラザ・アスパル・学校など）など、公共施設でさえ不十分であるといわざるを得ません。

今後の方向性

今後とも、これらの関係法令等に基づいた事業を実施し、役場、学校をはじめとした公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、民間事業者などの協力を得てだれもが暮らしやすいまちづくりを促進します。

このページは空白です。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画



第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障がい福祉計画」として策定するもので、平成27年3月に策定された「第4期障がい福祉計画」の見直しを行い、多種多様な障がい福祉サービスが今後3年間でどのくらい必要となるのか、また、そのサービス量を確保するための方策を定めるものです。

平成18年の障害者自立支援法の施行から、今回で4度目の改正、第5期の障がい福祉計画となります。

多可町ではこれまでに相談支援事業所の地道な活動や広報、団体への説明会などによりサービスの周知を図る中で、少しずつ事業所の数も増え、利用者が増えてきました。

「みんなが笑顔で みんなが住みたくなるまちを みんなでつくる」という障がい者基本計画の基本目標の達成に向け、これまでの実績を十分に分析し、課題を把握したうえで本計画の目標数値を立てていきます。

また、平成28年の児童福祉法の改正により平成30年度から障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の作成が義務化されました。この児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画は、この障がい福祉計画と一体的に策定します。

1 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとされており、今期（第5期）においては、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、成果指標・活動指標に基づく政策評価を導入し、必要があるときは状況に応じて内容の見直し、修正を行います。

2 計画で定める事項

- (1) 平成32年度に向けた数値目標の設定
- (2) 平成32年度までの障がい福祉サービス等の見込量及び確保の方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) 平成32年度までの障がい児通所支援サービス等の見込量及び確保の方策

3 障害者総合支援法の概要

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」ですが、施行後3年を目途として障がい福祉サービスのあり方等について検討が行われ、改正された「障害者総合支援法」が平成30年4月から施行されます。

障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとしています。

主な改正の内容は次のとおりです。この計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

障害者総合支援法の主な改正概要

項目	内容
障がい者の望む 地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）。 ○ 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）。 ○ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。 ○ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきました低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。
障がい児支援の ニーズの多様化へ のきめ細かな対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。 ○ 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児に対象を拡大する。 ○ 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。 ○ 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定するものとする。
サービスの質の 確保・向上に 向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする。 ○ 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

4 平成32年度に向けた数値目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末（平成29年3月31日）時点の施設入所者を基準に、平成32年度末時点における「入所者削減数」及び「地域生活移行者数」の目標値を設定します。

福祉施設の「入所者削減数」は、平成32年度末に、平成28年度末24人の2%以上削減（1人）で、23人となることを目標とします。

また、福祉施設入所からの「地域生活移行者数」は、平成32年度末に、平成28年度末24人の9%以上移行（3人）することを目標とします。

目標達成のため、相談支援事業者と連携しながら、施設入所者及び家族の意向の把握に努め、施設退所後のサービスの調整からフォローアップまで支援を行っていきます。

① 入所者削減数

«施設入所者数推移»

(単位：人)

項目	平成17年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	【基準値】 (a)	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】
	(17年10月)	(28年3月)	(29年3月)	(30年3月)	(30年3月)
入所者数 (b)	27	24	24	25	22
累計増減数 (c) = b - a (c/a)		△3 (11.1%)	△3 (11.1%)	△3 (11.1%)	△5 (18.5%)

«第5期計画目標値»

(単位：人)

項目	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	【基準値】 (A)	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(29年3月)	(31年3月)	(32年3月)	(33年3月)
入所者数 (B)	24	24	24	23
累計増減数 (C) = B - A (C/A)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	△1 (△4.2%)

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

② 地域生活移行者数

『地域生活移行者数推移』

(単位：人)

項目	平成 17 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	【基準値】 (a)	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】
年間移行者	平成 17 年 10 月の入所 者数は 27 人	0	0	0	0
累計移行者 (d) (d / a)		14 (51.9%)	14 (51.9%)	14 (51.9%)	17 (63.0%)

『第5期計画目標値』

(単位：人)

項目	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	【基準値】 (A)	【目標値】	【目標値】	【目標値】
年間移行者	平成 29 年 3 月 の入所者数は 24 人	1	1	1
累計移行者 (E) (E/A)		1 (4.2%)	2 (8.3%)	3 (12.5%)

③ 新規入所と地域生活移行の「入り繰り」

『新規入所者数と地域生活移行者数推移』

(単位：人)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	【実績】	【実績】	【見込み】	【目標値】	【目標値】	【目標値】
新規入所者	0	0	1	0	1	0
地域生活移行者	0	0	0	1	1	1
上記以外退所者	0	0	0	0	0	0
入所者数 (※)	24	24	25	24	24	23

- ここでいう地域生活への移行とは、施設入所者が施設を退所し、グループホーム、一般住宅等へ生活の拠点を移した人（家庭復帰を含む）をいいます。

【国及び兵庫県の目標数値】

『施設入所者数』

国は平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末から2%以上削減することを目標としています。兵庫県の目標も2%以上です。

『地域生活移行者数』

国は平成28年度末の施設入所者数から9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行することを目標としています。兵庫県の目標も9%以上です。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にむけた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置をすすめていきます。

近隣市の動向を確認しながら、近隣市との共同設置も視野に入れて検討していきます。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(31 年 3 月)	(32 年 3 月)	(33 年 3 月)
設置数	0	0	1

- 長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していくことを目指すものです。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成 32 年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを目標としています。兵庫県の目標も各市町において 1 か所（複数市町による設置も可）です。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域移行の相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の受入対応等の機能を包括する地域生活支援拠点等を整備していきます。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	【目標値】	【目標値】	【目標値】
	(31年3月)	(32年3月)	(33年3月)
設置数	0	0	1

- 平成29年度末までに整備することを目指していましたが、24時間の相談受付体制、緊急時等の受入体制の整備が難しく、さらに整備のための検討を進めていき平成32年度末に整備することを目指します。地域において複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を目指します。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目指しています。兵庫県の目標も各市町において1か所(複数市町による設置も可)です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設（※1）から一般就労へ移行した人（※2）は、毎年数人というのが近年の傾向です。就労継続支援A型・B型の事業所から一般就労に繋がるケースがあり、今後も更なる雇用の拡大を目指して、福祉施設や相談支援事業所等の関係機関との連携を深めていきます。

※1 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいいます。

※2 一般就労へ移行した人とは、一般に企業等に就職した人、在宅就労した人及び自ら起業した人をいいます。

《一般就労移行者数推移》

(単位：人)

項目	平成17年度 【基準値】	平成27年度の 【年間実績】	平成28年度の 【年間実績】	平成29年度の 【年間見込】	平成29年度の 【年間目標値】
一般就労者数	0	4	2	1	4

《第5期計画目標値》

(単位：人)

平成30年度 【年間目標値】	平成31年度 【年間目標値】	平成32年度 【年間目標値】	説明
1	1	1	各年度で福祉施設から一般就労への移行者数。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の人人が一般就労へ移行することを目指しています。兵庫県の目標も1.5倍以上です。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

② 就労移行支援利用者数の増加

福祉施設から一般就労への移行の推進のためのサービスであり、関係機関との連携が進むなかで利用の増加を見込みます。

(単位：人)

項目	平成17年度 【基準値】	平成27年度の 【年間実績】	平成28年度の 【年間実績】	平成29年度の 【年間見込】
利用者数	2	2	2	2

《第5期計画目標値》

(単位：人)

平成30年度 【年間目標値】	平成31年度 【年間目標値】	平成32年度 【年間目標値】	説明
2	3	4	関係機関との連携が進むなかで利用の増加を見込みます。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに平成28年度最終月の2割以上増加することを目標としています。兵庫県の目標も2割以上増加です。

平成28年度最終月（平成29年3月）の利用者数は1人です。

③ 就労移行率の高い就労支援事業所の増加

就労移行支援利用者が毎月1～2人であり、今後4人程度に増加すると見込んでいますが、事業所が開設されるまでには至らないと考えます。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度までに全体の5割以上とすることを目標とします。兵庫県の目標も同じです。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

① 障がい児の相談に係る統一の窓口の整備

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を検討するとともに、障がい児の相談に係る統一の窓口を整備していきます。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

平成30年度末 【目標整備数】	平成31年度末 【目標整備数】	平成32年度末 【目標整備数】	説明
0	0	1	平成32年度末までに統一の窓口を1か所整備する予定。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目標としています。兵庫県の目標も各市町において1か所(複数市町による設置も可)です。

ただ、兵庫県は、障がい児の相談について、統一の窓口を設置するよう求めています。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを進めています。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

平成30年度末 【体制構築】	平成31年度末 【体制構築】	平成32年度末 【体制構築】	説明
—	—	構築する	平成32年度末までに多可町内に利用できる体制を構築する予定。

- ここでいう「保育所等訪問支援」とは、障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに各市町において利用できる体制を構築することを目標としています。兵庫県の目標も同じです。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を整備していきます。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

平成30年度末 【目標事業所数】	平成31年度末 【目標事業所数】	平成32年度末 【目標事業所数】	説明
1	1	1	平成27年12月から「医療福祉センターのぎく」で事業を開始しています。

- ここでいう「児童発達支援事業所」とは、障がいのある子どもに対し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する事業所です。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目指しています。兵庫県の目標も各市町において1か所(複数市町による設置も可)です。

④ 放課後等デイサービスの整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を整備していきます。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

平成30年度末 【目標事業所数】	平成31年度末 【目標事業所数】	平成32年度末 【目標事業所数】	説明
1	2	2	新たに1か所の開設を見込みます。

- ここでいう「放課後等デイサービス事業所」とは、学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う事業所です。
- 第5期の計画期間中に新たに1か所の事業所（定員10人程度）が開設されることを見込みます。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目指しています。兵庫県の目標も各市町において1か所(複数市町による設置も可)です。

⑤ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置をすすめていきます。それに先だって、障がい福祉と教育の分野の協議の場については平成30年度に設ける予定です。

《第5期計画目標値》

(単位：か所)

平成30年度末 【目標設置数】	平成31年度末 【目標設置数】	平成32年度末 【目標設置数】	説明
(1)	(1)	1	平成32年度末までに多可町内に1か所整備する予定。

- （ ）の数値は、障がい福祉と教育の分野の協議の場の設置予定数です。

【国及び兵庫県の目標数値】

国は平成32年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目標としています。兵庫県の目標も各市町において1か所（複数市町による設置も可）です。ただ、兵庫県は県内の市町に対し、障がい福祉と教育の分野の協議の場については平成30年度に設置するよう求めています。

（6）町から福祉施設等への優先発注

障がい者就労施設等を利用する障がい者が地域でより自立した生活を送れるよう、障がい者就労施設等からの物品等の調達を促進していきます。

《第5期計画目標値》

平成30年度 【年間目標値】	平成31年度 【年間目標値】	平成32年度 【年間目標値】	説明
10件 3,000千円	10件 3,000千円	10件 3,000千円	シカ肉処理の発注が加わり、今後も同程度を見込みます。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

5

障がい福祉サービス等の見込み量及び確保の方策

(1) 訪問系サービス

① サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者（障害支援区分1以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、掃除等の家事援助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障がい者であって（障害支援区分4以上）、常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介助、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより、移動の困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者（障害支援区分3以上）に、行動する際に生じる危険回避のための援護や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要な重度障がい者（障害支援区分6）に、居宅介護やその他複数の幅広いサービスを組み合わせた包括的な支援を行います。

② サービスの見込量

サービス名	単位	見込量			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間/月	219	220	230	240
	人/月	19	20	21	22
重度訪問介護	時間/月	0	60	60	60
	人/月	0	1	1	1
同行援護	時間/月	48	50	60	60
	人/月	3	3	4	4
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

③ 訪問系サービス見込量設定及び確保の方策

【居宅介護】

町内に3つの事業所がありますが、今後もニーズがあり、サービスや事業所を周知することで利用者は増加すると見込みます。

また、知的障がい、精神障がいの特性を十分理解し、対応できる従事者（ヘルパー）の養成・確保に努めるため、兵庫県や関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有し、サービスの向上につなげていきます。

【重度訪問介護】

平成26年度以降、利用者がいない状況ですが、知的障がい者、精神障がい者に対する対象が拡大されている状況でもありますので、平成30年度以降、1人程度の利用を見込みます。

【同行援護】

平成27年度以降、毎年4人前後の利用であり、大幅な増加が見込めない状況です。利用者のニーズを捉えるため相談支援事業所等との連携を深めていきます。

【行動援護】

近隣にサービス提供事業所がなく、前回の計画同様に利用を見込んでいません。必要な利用者については、移動支援事業（地域生活支援事業）で同等のサービスを提供していきます。

【重度障害者等包括支援】

サービス提供事業所は町内に1か所ありましたが、平成26年3月に廃止となっております。サービスの利用実績がないため、利用を見込んでいません。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がい者（障害支援区分3以上、50歳以上は2以上）に、主として日中に、施設などで入浴、排せつ、食事の介護等や創作的活動などの機会を提供します。 夜施設入所支援との併用も可能（障害支援区分4以上、50歳以上は3以上）です。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者への身体機能の回復等に必要な理学療法・作業療法・リハビリテーションや生活に必要な助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障がい者の入浴、排せつ及び食事といった日常生活を営むための訓練や助言などを行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に、訓練や求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための支援を一定期間行います。
就労継続支援 (A型：雇用契約あり)	一般企業への就労が困難な障がい者に、施設への通所により就労の機会や生産活動の機会提供や訓練などを行います。（雇用契約を結び給料をもらいながら利用）
就労継続支援 (B型：雇用契約なし)	一般企業への就労が困難な障がい者や、一定の年齢に達している人などに、施設への通所により就労の機会や生産活動の機会提供や訓練などを行います。（日中活動のなかで工賃をもらいながら利用）
療養介護	病院等において、医療と常時介護を必要とする障がい者（障害支援区分5以上、または区分6）への医療的ケアや介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気などで介護できない場合に、短期間、夜間も含め施設へ入所して、入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。

② サービスの見込量

サービス名	単位	実績(見込)	見込量		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人日/月	885	900	900	920
	人/月	47	47	47	48
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	22	22	22
	人/月	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	22	22	22
	人/月	0	1	1	1
就労移行支援	人日/月	20	20	30	40
	人/月	2	2	3	4
就労継続支援 (A型)	人日/月	604	620	620	660
	人/月	32	32	32	34
就労継続支援 (B型)	人日/月	1161	1210	1210	1250
	人/月	67	70	70	72
就労定着支援	人/月	-	0	1	1
療養介護	人/月	10	10	10	11
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	115	140	160	170
	人/月	15	18	20	22

③ 日中活動系サービス見込量設定及び確保の方策

【生活介護】

平成29年4月に「みどりの家」が地域活動支援センターから障がい福祉サービス事業所へ移行しました。この移行による増加を見込みます。

【自立訓練（機能訓練）】

平成27年度に1人の利用実績があるだけで、現在は利用者はありません。平成30年度以降、1人の利用を見込みます。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

【自立訓練（生活訓練）】

平成27年度に1人の利用実績があるだけで、現在は利用者はありません。平成30年度以降、1人の利用を見込みます。

【就労移行支援】

近年、一般企業等への就労を希望する人、特別支援学校の高等部を卒業して就職を目指すなかでアセスメントを受ける人が毎年数人いる状況です。今後は、福祉施設や相談支援事業所等の関係機関との連携がさらに進むなかで就労に向けての利用が増加すると見込みます。

【就労継続支援（A型）】

毎年利用者がわずかながら増加傾向にあり、今後も若干の増加を見込みます。

【就労継続支援（B型）】

毎年利用者が増加傾向にあり、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供とともに就労に必要な知識、能力の向上を図る訓練、あるいは特別支援学校卒業生の進路先としての需要は今後も続くことが予想され、今後も増加を見込みます。

【就労定着支援】

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加してくるなかで、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくものと考えられ、それらのニーズに対応するものです。

【療養介護】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者が対象です。今後も大きな変化はないと見込みました。

【短期入所】

毎年利用者がわずかながら増加傾向にあり、今後も若干の増加を見込みます。今後は休日や緊急時に対応できる体制の強化が課題です。

(3) 居住系サービス

① サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、相談をはじめ、入浴や食事、排せつ、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設において、夜間の入浴、排せつ、食事の介助などを行ないます。生活介護のサービスを利用する障害支援区分4以上（50歳以上の場合は3以上）の障がい者が対象。

② サービスの見込量

サービス名	単位	実績（見込）		見込量		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
自立生活援助	人/月	-	0	0	1	
共同生活援助	人/月	13	16	16	17	
施設入所支援	人/月	25	24	24	23	

③ 居住系サービス見込量設定及び確保の方策

【自立生活援助】

サービスが始まるところであり、サービスについての周知を図りながら、サービス提供体制の整備され利用までには時間を要すると考えます。平成32年度に1人見込みます。

【共同生活援助】

現在、4つの事業所で利用者は横ばいの状況です。今後はさらに日常生活の場として利用希望者は増加すると見込みます。

【施設入所支援】

施設入所者数については、今後、新規入所者があっても地域移行を進めることにより施設入所者の削減が実現できるように目標値を設定しました。この数値は、4の(1)の施設入所者数の目標数値と整合を図っています。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(4) 相談支援

① サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の作成、利用状況の検証及び利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人が、地域生活に移行するための住居の確保や活動の相談などを行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や居宅において単身等で生活に障がいのある人などに対し、24時間対応の相談体制を取るなどし、地域生活に定着できるよう継続支援を行います。

② サービスの見込量

サービス名	単位	実績(見込)	見込量		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	25	28	30	35
地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	1

③ 相談支援見込量の設定及び確保の方策

【計画相談支援】

障がい福祉サービスのすべての利用者について計画を作成することとなって以降、計画作成の実施率は平成27年度、障がい者で62.6%、障がい児で66.7%、平成28年度、障がい者で91.2%、障がい児で100%と向上してきています。今後はさらに障がい者の意思決定の重要性を認識したうえで計画が作成されるよう周知を図ります。現状に平成30年度以降の新規利用者等を勘案して見込みます。

【地域移行支援】

障がい福祉計画4の(1) 平成32年度までの地域移行者数を見込みます。

【地域定着支援】

地域定着支援については、近年利用実績はありませんが、地域移行が進むなかで定着にむけて利用者が現れることが予想されます。そこで1人を見込みます。

このページは空白です。

6 地域生活支援事業の充実

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民の理解を深める研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

「広報たか」で障がいに関するいろんな情報を発信し、啓発活動を実施しています。また、社会福祉協議会と連携し福祉学習を実施しています。今後は「広報たか」に限らず、いろんな情報発信のあり方を検討し、関係機関と連携しながらさらにこれらの活動を発展させていきます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者とその家族が、地域住民などと連携して自発的に行う活動を支援する事業です。

(3) 相談支援事業

① サービスの概要

相談支援事業として、「障がい者相談支援事業」「基幹相談支援センター」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「住宅入居等支援事業」があります。

【障がい者相談支援事業】

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援を行う。

【基幹相談支援センター】

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止などの業務を行う。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

一般的な相談支援事業に加え、専門的なカウンセリングをする事例への対応のため、専門の職員を配置した相談窓口を設置し、相談支援機能の強化を図るもので

【住宅入居等支援事業】

障がいのある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などの支援を行います。

② サービスの見込

区分	単位	実績（見込）	見込量			
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

【障がい者相談支援事業】

現在、養徳会に委託して設置した多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業を展開しています。

【基幹相談支援センター】

多可町障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとするためには、他の相談支援事業所等への指導・助言や権利擁護に関する専門的な人材のさらなる確保が必要と考えていますが難しい状況です。よって、基幹相談支援センターの設置はしません。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

現在、養徳会に委託して設置した多可町障がい者相談支援センターを中心に相談支援事業を展開しています。

今後も他の相談支援事業者との連携を図り、多様なニーズに対応できる体制を構築していきます。

【住宅入居等支援事業】

これまでに実績はありませんが、今後ニーズ調査などを行う中で、必要な支援につなげていきます。

(4) 成年後見制度の利用促進策

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の基本的な考え方や目標を理解して、今後の施策を展開していきます。なお、「(4) 成年後見制度の利用促進策」は成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画に相当するものです。

① 【基本的な考え方】

- ・ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ・自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ・財産管理のみならず、身上保護も重視

② 【目標】

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制を構築する。

※ 多可町障がい者相談支援センターを中心に福祉課と連携しながら早期発見と早期の対応に取り組んでいるところです。今後は、保佐、補助の利用も視野に入れた連携を目指します。

イ チーム・協議会・センターといった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化する。

※ 地域連携ネットワークの構築にあたっては、多可町障害者総合支援協議会等において基本的な仕組みの構築に向けて検討していきます。

ウ 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、及びそれらの機能の段階的・計画的整備について定める。

※ 中核機関となれば、多可町障がい者相談支援センターが予想されますが、取り組むべき事項や人材確保といった課題も予想されます。今期は課題の整理と運用にあたっての方向性を検討していきます。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

工 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする。

※ 多可町障がい者相談支援センター、福祉課、裁判所等の連携に加え、地域の住民の方々や民生委員の方々の協力は欠かせない状況です。今後も制度の周知に努めるとともに連携を推進していきます。

才 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方を検討していきます。

※ 成年後見制度利用支援事業は、すでに実施していて、成年後見のみならず保佐、補助も対象としているところです。ただ、町長申立てを想定しており、今後は、本人申立て、親族申立ての場合も対象とするかについて検討する必要があります。

③ 成年後見制度利用支援事業

ア サービスの概要

障がい福祉サービス利用などの契約や財産管理などを行う「成年後見人」の利用を支援します。身寄りのない人には、町長が申立をすることや成年後見に必要な費用の助成を行うなど障がい者の権利擁護を図ります。親と同居の障がい者が多いなかで「親亡き後」の障がい者の生活の支援を行うものとしても期待されています。

イ サービスの見込量

区分	単位	見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用	人	2	2	3	4

ウ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

毎年、2件程度の実績で推移しています。今後はサービスの周知を図ることで増加を見込みます。

④ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う体制を整備するため、研修の提供などにより、市民後見人の活用を含め、法人後見実施団体の活動を支援します。

これまでに実績はありませんが、関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有しながら、制度の趣旨に見合う支援を行っていきます。

(5) 意思疎通支援事業

① サービスの概要

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意志疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

【手話通訳者設置事業】

聴覚障がい者などのコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を公的機関に設置する事業です。

② サービス量の見込

区分	単位	見込量			
		実績（見込）	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
手話通訳者、要約筆記者派遣事業実利用件数	件/年	40	50	60	70
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

ここ数年の実績をみますと平成27年度は94件、平成28年度は33件と減少しています。これは兵庫県に依頼することなく町設置の手話通訳者が手話に出向いている件数（平成28年度は121件）があるためです。住民の方からの手話通訳者の派遣の要請は全体として年々増加傾向にあり、町で対応できる部分があるとはいえ、派遣事業として兵庫県に派遣の依頼をする件数も増加すると見込みます。

近年、手話通訳者、手話通訳士、要約筆記者といった専門的な人材が必要とされる場面が多くなってきており、手話や要約筆記の入門講座や基礎講座だけでなく、専門的な講座も継続して実施していきます。

【手話通訳者設置事業】

平成28年度に手話通訳者を設置することができ、住民の方々からの手話の要請に応えるとともに、地域の人材育成のために、入門講座や基礎講座などを実施しており、今後も継続していきます。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(6) 日常生活用具給付等事業

① サービスの概要

重度の障がいのある人に、日常生活を便利又は容易にする用具の給付や貸与を行います。

【介護訓練支援用具】

電動ベッドや移動用リフトなど主に身体介護に要するもの

【自立生活支援用具】

入浴補助用具や特殊便器など、自立生活を支援するもの

【在宅療育等支援用具】

ネブライザー（※1）やたん吸引器など在宅で療養する際に用いるもの

【情報・意志疎通支援用具】

点字器やファックスなどコミュニケーションや情報収集に用いるもの

【排せつ管理支援用具】

ストマ用装具（※2）や紙おむつなど排せつ管理を支援するもの

【住宅改修費】

段差の解消など生活動作を円滑にするための住宅改修

※1 喘息の患者が薬剤を経口吸入する器具

※2 造設した人工膀胱、人工肛門で排泄される尿、便を貯める装具

② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）				見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	介護・訓練支援用具	件/年	2	3	3	3	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	4	5	5	5	5	5	5
	在宅療育等支援用具	件/年	2	3	3	3	3	3	3
	情報・意志疎通支援用具	件/年	6	8	8	8	8	8	8
	排せつ管理支援用具	件/年	540	550	560	560	570	570	570
	住宅改修費	件/年	2	2	2	2	2	2	2

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・ストマ用装具の利用が多く、平成23年当時は40人の利用であったが現在は46人が利用していて増加傾向にあることを踏まえて件数を見込みます。
- ・平成28年度に地デジ対応ラジオを新たに対象として追加しました。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの概要

手話通訳者の前段階となる手話奉仕員を増やすため奉仕員養成研修を行います。

② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）				見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者	2	2	2	2	2	2	2	2

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・町独自の手話奉仕員養成研修を継続します。また、手話通訳者の登録を目指し、広域で行っている研修事業を継続します。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(8) 移動支援事業

① サービスの概要

単独での外出が困難な障がい者に、ガイドヘルパーによる社会参加等のための外出支援を行います。

② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）	見込量		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実利用見込み者数	人/年	5	6	7	8
延利用見込み時間数	時間/年	160	190	230	260

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・公共交通が極めて利用しにくい多可町において社会参加を促進していくために、サービスを必要としている人に、個別支援会議などにより利用者一人ひとりの障がい特性や必要性などに柔軟に対応し、地域での移動ができる限り支援していきます。
- ・関係機関が実施する研修に関する情報を事業所と共有し、ヘルパーの養成とサービスの向上につなげていきます。

(9) 地域活動支援センター

① サービスの概要

日中、地域活動支援センターに通い、創作的活動や生産活動を行うことで社会との交流を促進します。

② サービス量の見込

区分	単位	実績（見込）				見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
町内地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
	人/年	3	3	3	4	3	3	4	4
他市町地域活動支援センター	か所	2	2	2	2	2	2	2	2
	人/年	4	4	4	4	4	4	4	4

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・町内に2か所あった地域活動支援センターのうち、「みどりの家」が平成29年4月に障がい福祉サービス事業所（生活介護）へ移行し、現在は「開拓松葉園」のみとなっています。これらの状況から見込量を推計しました。

(10) 日中一時支援事業

① サービスの概要

自宅で介護を行う家族の休息などのために、日中、障がい福祉サービス事業所などで障がい者や障がい児を一時的（日帰り）に預かり、見守りや日常的な訓練などを行います。

② サービスの見込み量

区分	単位	実績（見込）				見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用見込み者数	人/年	15	16	16	17	15	16	16	17

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- ・町内の4つの事業所を中心にサービスが提供できています。ただ、町外の事業所を利用する人も若干おられます。これらの状況から見込みました。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(11) 障がい児タイムケア事業

① サービスの概要

学齢期の児童（幼稚園～高校3年生）が学校下校後に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援と家族の一時的休息を目的として預かりサービスを提供します。

② サービスの見込み量

区分	単位	実績（見込）	見込量		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用見込み者数	人/年	7	7	8	8

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- まず、この事業は、障がいがあることによって、障がいのない児童と違う対応をすることを目的としているものではありません。
- 障がいのあるなしに関係なくみんなが同じ空間で過ごすことが本来の姿ですが、障がい理解や個別の対応が必要なことで、この事業を希望する人が利用しています。

(12) 生活訓練等事業

① サービスの概要

精神障がい者の引きこもり防止と社会復帰のきっかけづくり、また家族の負担軽減を図ることを目的としています。

② サービスの見込み量

区分	単位	実績（見込）	見込量		
			平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者数	人/年	120	120	125	130

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

- 精神障がい者デイケア事業として、白ゆり会に委託して実施しています。
- 内容は、心理士などのスタッフと音楽療法をはじめとした様々なプログラムに興じる「やすらぎのつどい」(月 2 回)、ピアカウンセラーと喫茶を楽しむ「やすらぎ cafe」(月 1 回) の 2 種類です。相談支援事業の訪問や精神障がい者相談を機に参加を呼びかけるなどの試みで、参加者は若干の増加を見込みます。今後も引きこもりの精神障がい者の把握に努め、社会復帰へのきっかけをサポートしていきます。

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

(13) 社会参加促進事業

① サービスの概要

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇などに資する障がい者スポーツ大会や各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

② サービスの見込み量

区分	単位	実績（見込）				見込量			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者スポーツ大会	参加者数	212	210	210	210	212	210	210	210
知的障がい者スポーツ教室等	回/年	54	60	60	60	54	60	60	60

※障がい者スポーツ大会の参加者数は、障がい者、家族、スタッフの合計人数

③ 目標設定の考え方及び見込量確保の方策

【障がい者スポーツ大会】

障がいの方々も年々高齢化していくなかで現状の参加者数を維持することが難しい状況ではありますが、障がいによって有利不利の生まれない種目を常に障がい者の目線で考え、誰もが参加して楽しめる大会になるように努めます。

【知的障がい者スポーツ教室等】

手をつなぐ育成会への委託事業を継続実施し、ニーズ把握を育成会とともに進めながら、また、ボランティアの協力を得ながら、教室の充実を図ります。

(14) その他の地域生活支援事業

① サービスの概要

【訪問入浴サービス事業】

入浴が困難な在宅の障がい者の居宅を訪問し、入浴車による入浴の介護を行います。

【福祉ホーム事業】

低額な料金での居室の利用と日常生活に必要な支援を提供します。

【自動車運転免許取得費助成事業】

身体・知的・精神の障がいのある人に就労と行動範囲の拡大のため、自動車の運転免許を取得した場合の費用の一部を助成します。

【自動車改造費助成事業】

就労などに伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

【奉仕員養成研修事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある人に、奉仕員としてボランティアができる人材の育成を行います。（手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員など）

② サービスの見込

事業名	単位	実績（見込）		見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問入浴サービス事業	実施の有無	有	有	有	有	
福祉ホーム事業	実施の有無	有	有	有	有	
自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	
自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	
奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有	有	

◆ 第5章 第5期障がい福祉計画

7

障がい児通所支援サービス等の見込み量及び確保の方策

(1) 障害児通所支援

① サービスの概要

児童発達支援	療育の観点から集団教育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童（中高含む）に、学校修了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。
障がい児相談支援	障がい児の課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の作成、利用状況の検証及び利用計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディ ネーターの配置	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携促進に努める。

② サービスの見込量

サービス名	単位	実績（見込）		見込量		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
児童発達支援	人日/月	6	6	12	18	
	人/月	1	1	2	3	
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	人日/月	50	50	100	150	
	人/月	6	6	10	15	
保育所等訪問支援	人日/月	0	2	2	2	
	人/月	0	1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	
障がい児相談支援	人/月	1	2	6	12	
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディ ネーターの配置	人/月	0	0	0	1	

③ 障害児通所支援サービス見込量設定及び確保の方策

【児童発達支援】

当初から1~2人の利用者で推移しています。今後も同程度の見込みとしました。

【医療型児童発達支援】

ここ数年は利用実績がなく、多可町では利用者はなしと見込みます。

【放課後デイサービス】

多可町内には1つの事業所あり、サービスが認知されてくるとともに利用者数が増加してきています。平成31年度には、さらに1つの事業所（定員10人程度）が開設されることを予定し、大幅な利用の増加を見込みます。

【保育所等訪問支援】

多可町ではこども未来課が「心理士による保育所巡回相談」を実施しているため、この事業との連携も図りながら、必要な支援につなげていきます。近年利用実績がありませんが、サービスの周知を図るなかで1人の利用を見込みます。

【居宅訪問型児童発達支援】

新しく始まるサービスであり、多可町では利用者はなしと見込みます。

【障がい児相談支援】

今後、障がい児に係るサービスの利用は増加することが予想されます。それにともない相談支援も増加すると見込みます。

【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置】

多可町では平成32年度に1人配置することを目標とします。

◆ 資料編



多可町障害者総合支援協議会 計画検討部会委員名簿

NO	団体名	役職	氏名
1	国立大学法人 兵庫教育大学 大学院学校教育研究科特別支援教育学 専攻	教授	石倉 健二 (部会長)
2	多可町社会福祉協議会	事務局長	高原 誠 (副部会長)
3	北はりま特別支援学校	校長	内藤 格
4	多可町身体障害者福祉協会	会長	西田 義孝
5	多可町手をつなぐ育成会	会長	吉本 優
6	白ゆり会家族会	地区役員	近藤 能章
7	指定障がい者支援施設ひのもと青年寮	職業支援員	笹倉 元
8	生活介護事業所ぴいす	副主任	小林 真子 (平成 29 年 9 月まで)
9	生活介護事業所ぴいす	副主任	繁中 津留代 (平成 29 年 10 月から)
10	北播磨障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当	森 一人

多可町障害者総合支援協議会条例

平成28年3月29日条例第15号

改正

平成29年3月27日条例第16号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、多可町障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 障害者総合支援法第88条第8項及び第9項に規定する事項を処理すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第18条第1項に規定する事項を処理すること。

2 協議会は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者から推薦を受けた者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者から推薦を受けた者
- (3) 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）及びその家族
- (4) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

◆ 資料編

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく町障害者計画及び障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく町障害福祉計画の策定及び進行管理について調査審議するため、協議会に計画検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、特定の事項について調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。

3 前2項の部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第16号抄）

多可町障害者総合支援協議会条例施行規則

平成28年3月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、多可町障害者総合支援協議会条例（平成28年多可町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の組織)

第2条 条例第7条第1項に規定する計画検討部会は、委員10人以内をもって組織する。

(部会の部会長及び副部会長)

第3条 前条の部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 第2条の部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及び副部会長が選出されていないときは、条例第5条第1項に規定する会長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が多可町障害者総合支援協議会の意見を聴いて定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。